

令和 6 年度

青森県税務統計



青森県財務部税務課

目 次

第一 財 政

1 税務行政の所管区域	1
2 令和6年度一般会計決算額	2
3 一般会計の歳入総額に占める県税収入の割合及び前年対比（平成27年度～令和6年度）	3
4 令和6年度一般会計歳入歳出予算及び決算	4
5 一般会計歳入歳出決算の累年比較	4

第二 税 収 入

1 令和6年度県税事務所別県税決算額	5
2 県税収入歩合推移	6
3 令和6年度県税決算額（総括）	7
4 令和6年度県税税目別県税事務所別調定収入等の実績	11
5 令和6年度県税に伴う税外の県税事務所別調定収入実績	12
6 県税事務所別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）	13
7 平成27年度～令和6年度調定額の前年対比	14
8 平成27年度～令和6年度収入額の前年対比	15
9 税目別収入歩合年度別調	16
10 令和6年度県税欠損処分年度別調	17
11 県税欠損処分県税事務所別調	19
12 県税欠損処分の内訳	20
13 県税の減免等の内訳	21
14 令和6年度県税滞納繰越額年度別調	22
15 県税滞納繰越額県税事務所別調	24
16 県税証明等手数料内訳	24
17 令和6年度延滞金税目別収入済額調	25
18 令和6年度延滞金未納額調	26
19 令和6年度県税事務所別、税目別納税者及び特別徴収義務者数調（現年課税分）	27
20 令和6年度県税関係予算計上の状況	28

第三 課 稅 状 況

1 法人県民税等に関する調	29
(1) 法人県民税額等	29
(2) 業種別及び分割基準別	30
(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）	31
(4) 資本金別法人税割額等（全法人対象分）	32
(5) 利子割額	33
(6) 利子割の特別徴収義務者等	34
(7) 配当割	35
(8) 株式等譲渡所得割	35
2 個人事業税に関する調	36
(1) 第一種事業	36

(2) 第二種事業	36
(3) 第三種事業	37
(4) 分割個人の所得金額	38
(5) 事業専従者	38
(6) 個人の所得階層別	39
(7) 個人事業税の減免	41
3 法人事業税に関する調	42
(1) 事業税額等	42
(2) 事業税額等（外形対象法人分）	43
(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）	44
(4) 所得階層別	45
(5) 業種別及び分割基準別	46
(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）	47
(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）	48
(8) 資本金別法人数	49
(9) 資本金及び所得階層別	50
(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）	51
(11) 付加価値割	52
(12) 付加価値割の内訳	52
(13) 雇用安定控除	53
(14) 資本割	54
(15) 資本割に係る持株特例	54
(16) 資本割の圧縮措置	55
(17) 徴収猶予	57
(18) 法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に関する調	58
(19) 非課税事業	58
4 地方消費税に関する調	59
(1) 調定額	59
(2) 清算金収入額、清算金支出額等	59
5 不動産取得税に関する調	60
(1) 家屋	60
(2) 家屋の価格段階別	61
(3) 土地	62
(4) 土地の価格段階別	63
(5) 課税標準の特例の適用状況	64
(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況	66
6 ゴルフ場利用税に関する調	67
7 自動車税に関する調	68
(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調	68
ア 新車	68
イ 中古車	70
ウ 新車・中古車	72
エ 取得価額段階別（新車）	74
オ 取得価額段階別（中古車）	75
(2) 自動車税種別割に関する調	77

8	鉱区税に関する調	80
9	狩猟税に関する調	81
10	軽油引取税に関する調	82
(1)	軽油の引取数量等	82
(2)	課税免除措置の対象となる軽油	82
11	徴収状況に関する調	83
12	整理未済額の内訳	84
13	産業振興等に係る地方税の減免額に関する調	84
14	地方税に関する争訟に関する調	85
(1)	不服申立て	85
(2)	訴訟	85
15	犯則事件に関する調	86
16	延滞金等に関する調	87
(1)	延滞金等	87
(2)	過少申告加算金等	87
17	徴税費に関する調（累年比較）	88
18	税務機構に関する調	89

第四 調定収入状況

1	住民税	90
(1)	調定収入状況	90
ア	県税事務所別の状況	90
イ	市町村別の状況	91
(2)	県税事務所別個人県民税定期賦課の状況	93
(3)	市町村別収入歩合年度別調	94
2	県民税利子割	95
3	法人県民税・事業税	96
(1)	県税事務所別調定状況（現年課税分）	96
(2)	業種別調定状況（現年課税分）	98
(3)	法人県民税超過課税の状況	99
(4)	法人県民税超過課税対象法人等の状況	100
(5)	法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況	101
4	個人事業税	102
(1)	調定状況（現年課税分）	102
(2)	定期賦課の状況	103
5	不動産取得税	104
6	たばこ税	104
7	ゴルフ場利用税	105
8	自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割	106
9	自動車税種別割	107
(1)	調定状況（現年課税分）	107
(2)	定期賦課の状況	107
(3)	自動車保有車両数の推移	108
10	軽油引取税	109

11 徴 収 状 況	110
(1) 収入未済額の内訳	110
(2) 差押処分・換価処分の状況	110
12 納税証明書等交付件数調	111
13 更正・決定の状況（簡税関係）	111

第五 税 率 等

令和6年度県税の税率等	112
-------------------	-----

第六 参 考 計 数 等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較	122
2 県民の租税負担に関する調	123
(1) 全 国	123
(2) 青 森 県	123
3 令和5年度国税徴収表	124
(1) 青 森 県 分	124
(2) 税務署別実績調	124
4 令和6年度都道府県税決算見込額調	125
5 令和6年度東北六県県税税目別調定収入状況調	126
6 令和6年度市町村税の決算状況調	127
(1) 県 計	127
(2) 市 計	128
(3) 町 村 計	129
7 徴收取扱費及び県交付金市町村別交付状況	130
8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調	131

第七 税 务 機 構

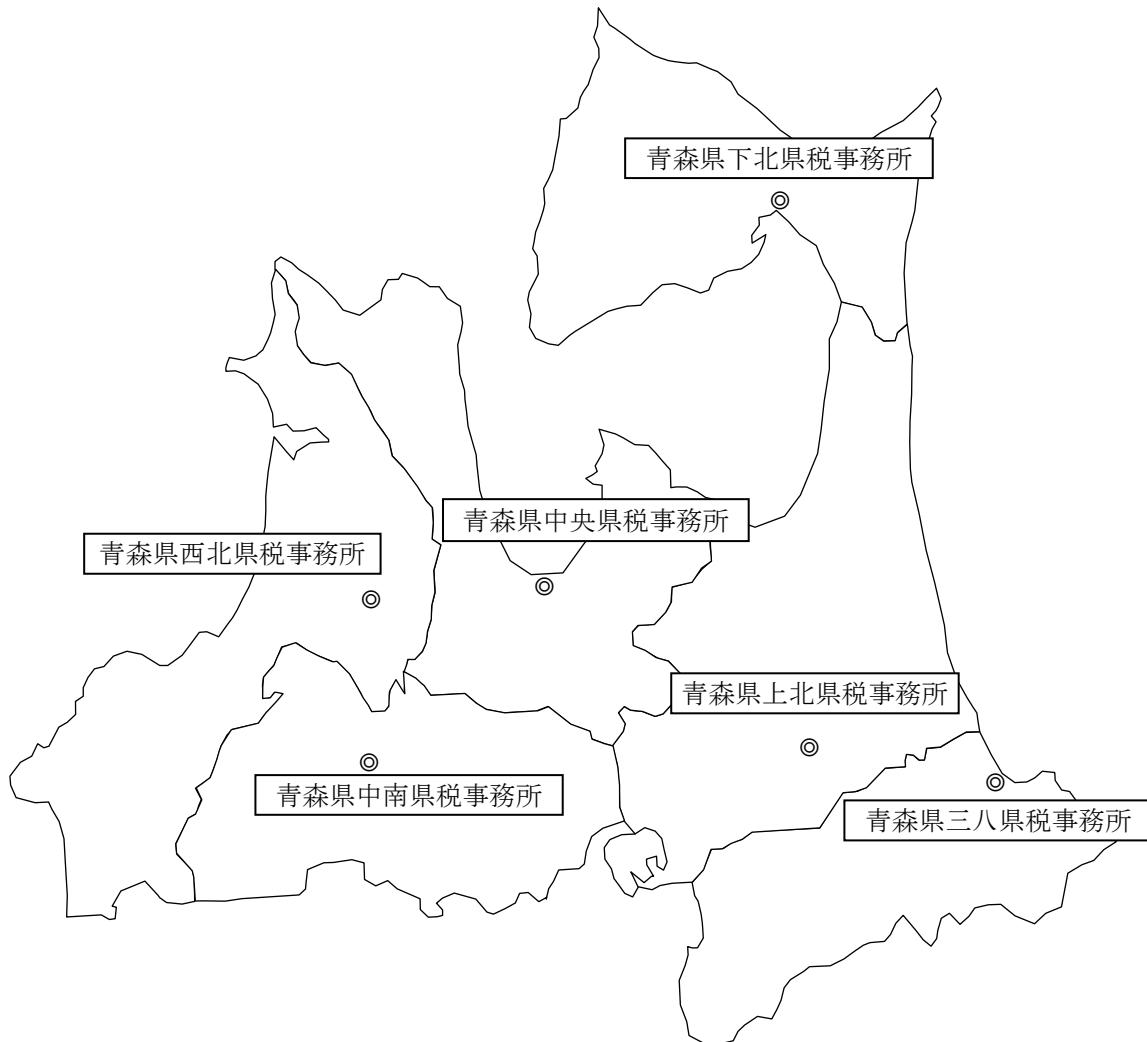
1 税 务 機 構	132
2 県税調定件数・税務職員数年度別推移	133
3 税務職員数調	134
(1) 職 种 別	134
(2) グループ（課）別	134
4 税務職員年齢別調	135
5 税務課及び県税事務所所在地並びに管轄区域	136

利用上の注意

数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、計において必ずしも一致しない場合がある。

第一 財政

1 税務行政の所管区域



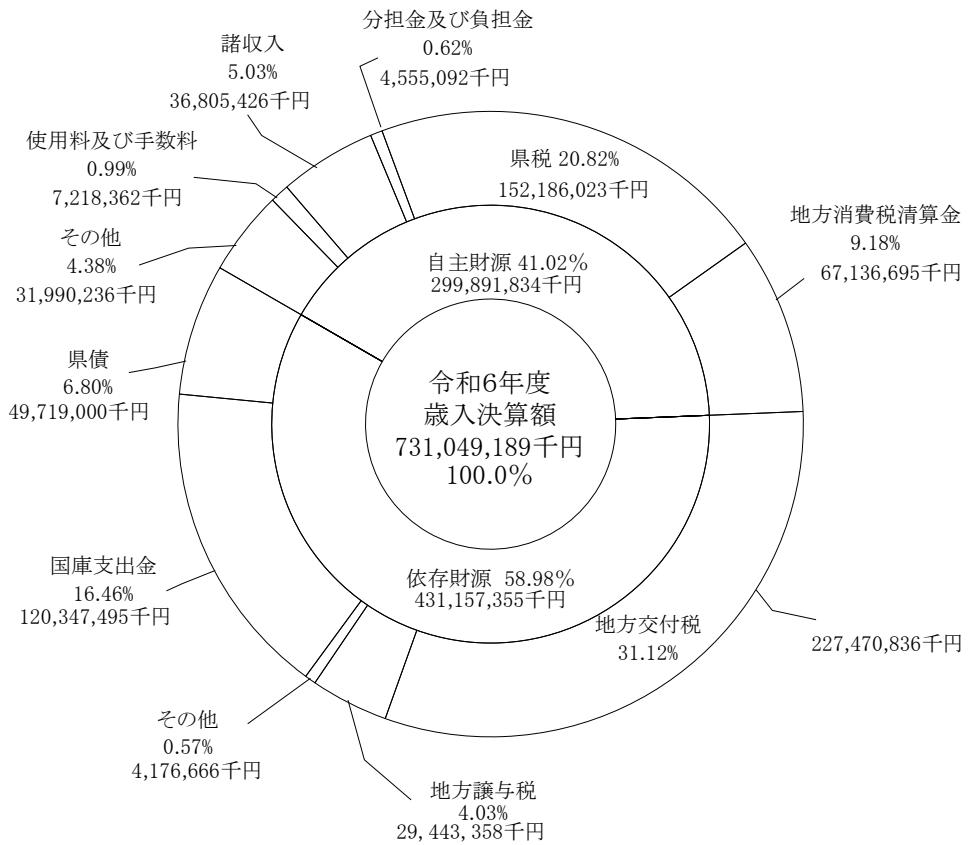
区分	所 管 区 域	面 積	人 口	世 带 数
中 中	青森市、東津軽郡	km ² 1,478.11	人 277,887	世帶 144,215
中 南	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	1,556.34	246,265	119,242
三 八	八戸市、三戸郡	1,274.88	269,482	135,374
西 北	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	1,794.38	124,581	61,621
上 北	十和田市、三沢市、上北郡	2,125.26	181,446	88,603
下 北	むつ市、下北郡	1,416.12	63,689	34,589
計	十市、八郡	9,645.11	1,163,350	583,644

面積は「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」（国土地理院）による。

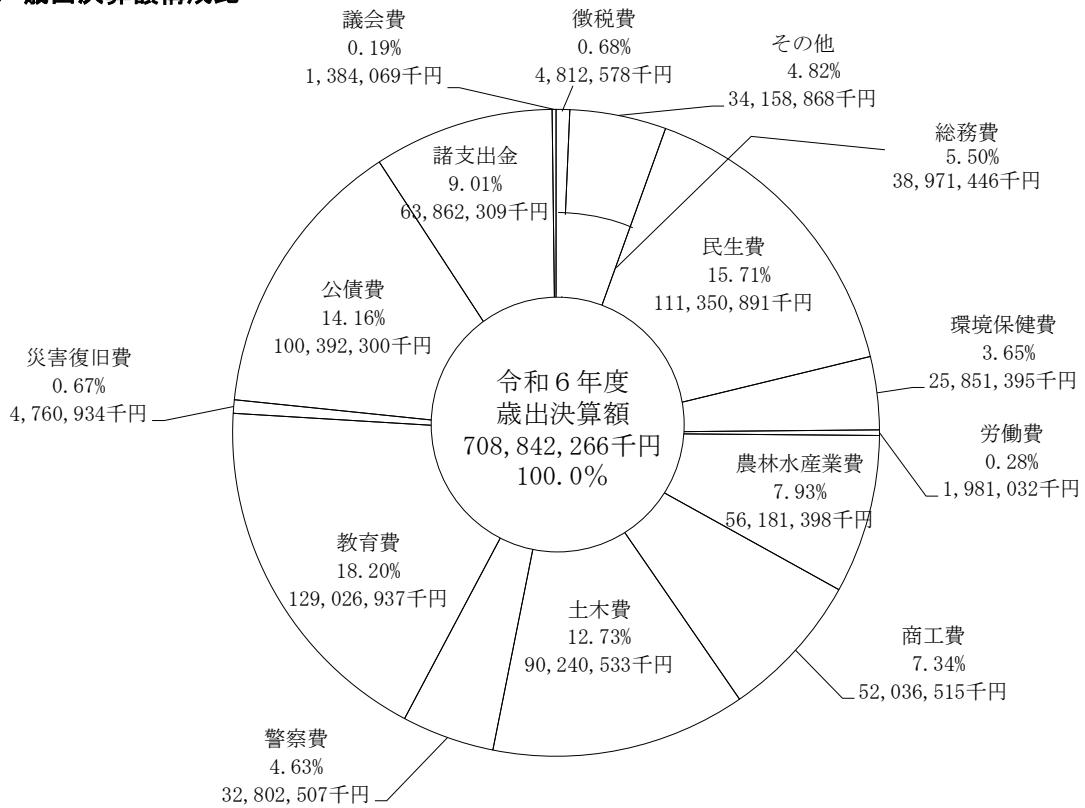
人口、世帯数は令和7年8月1日現在住民基本台帳（日本人計）による。

2 令和6年度一般会計決算額

(1) 岁入決算額構成比



(2) 岁出決算額構成比

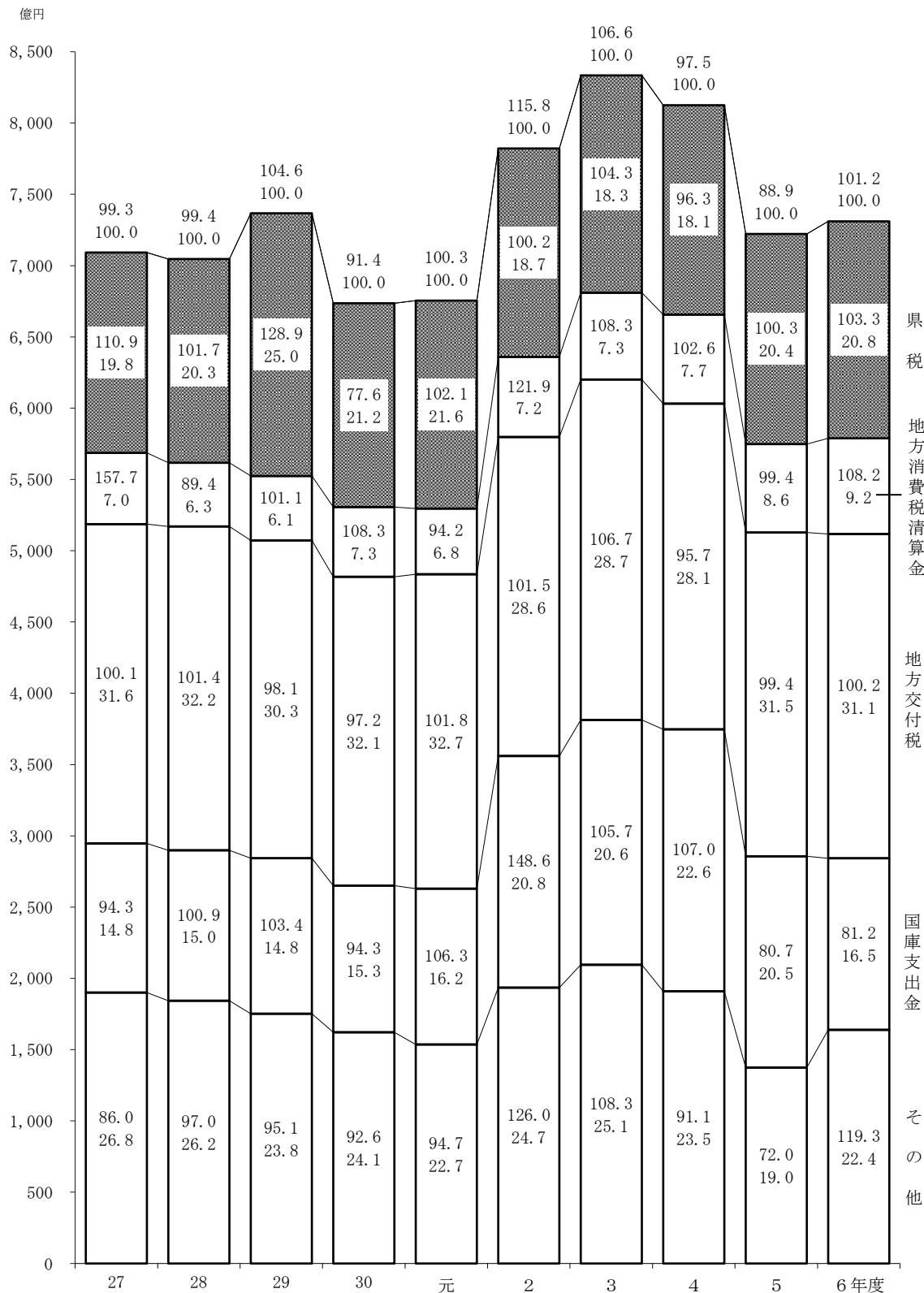


3 一般会計の歳入総額に占める 県税収入の割合及び前年対比

(平成27年度～令和6年度)

上段……前年対比%

下段……構成比%



4 令和6年度一般会計歳入歳出予算及び決算

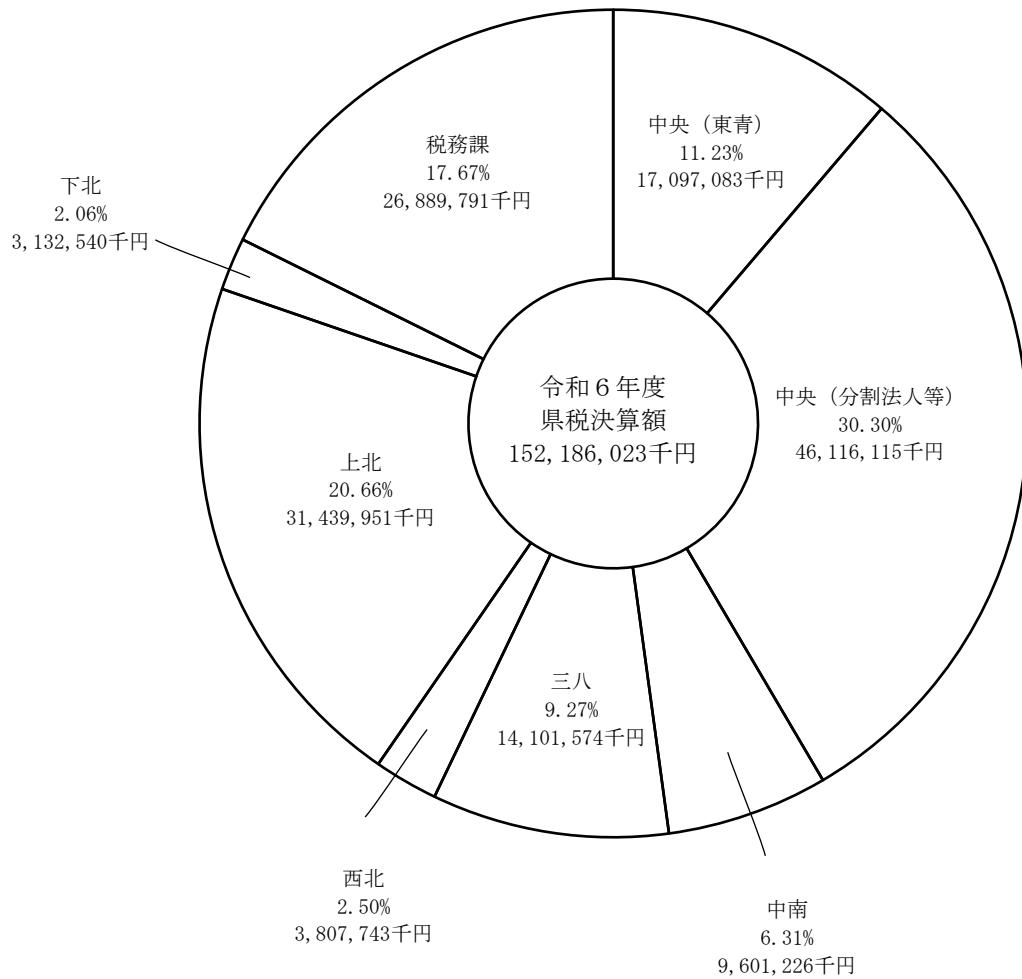
歳 入 区 分	(単位: 円、%)		歳 出 区 分	(単位: 円、%)	
	予 算 額	決 算 額		予算額に対する 増減(△)額	構成比 予算額 決算額
県 税	150,339,151,000	152,186,023,008	1,846,872,008	101.2	18.79
地方消費税清算金	67,136,695,000	67,136,694,574	△ 426	100.0	8.39
地方譲与税	29,341,745,000	29,443,358,000	101,613,000	100.3	3.67
地方特例交付金	3,909,282,000	3,909,282,000	0	100.0	0.49
地方交付税	225,180,189,000	227,470,836,000	2,290,647,000	101.0	28.14
交通安全対策特別交付金	323,120,000	263,013,000	△ 60,107,000	81.4	0.04
分担金及び負担金	4,564,870,000	4,555,091,731	△ 9,778,269	99.8	0.57
使用料及び手数料	7,227,036,000	7,218,362,069	△ 8,673,931	99.9	0.90
国庫支出金	157,759,388,666	120,347,494,925	△ 37,411,893,741	76.3	19.71
財産収入	941,297,000	929,936,547	△ 11,360,453	98.8	0.12
寄附金	26,067,000	84,346,817	58,279,817	323.6	0.00
繰入金	12,749,158,000	12,239,946,460	△ 509,211,540	96.0	1.59
繰越金	18,860,384,665	18,736,008,054	△ 124,376,611	99.3	2.36
諸収入	36,830,102,993	36,805,425,084	△ 24,677,909	99.9	4.60
県債	85,096,124,000	49,719,000,000	△ 35,377,124,000	58.4	10.63
市町村たばこ税都道府県交付金	4,371,000	4,371,000	0	100.0	0.00
計	800,288,981,324	731,049,189,269	△ 69,239,792,055	91.3	100.00
			計	800,288,981,324	708,842,266,353
				△ 91,446,714,971	88.6
				100.00	100.00

5 一般会計歳入歳出決算の累年比較

歳 入 区 分	(単位: 千円、%)						歳 出 区 分	(単位: 千円、%)													
	令和2年度		令和3年度		令和4年度			令和5年度		令和6年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度			
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
県 税	146,191,197	18.7	152,435,844	18.3	146,864,644	18.1	147,377,075	20.4	152,186,023	20.8	議 会 費	1,194,948	0.2	1,292,173	0.2	1,271,334	0.2	1,298,040	0.2	1,384,069	0.2
地方消費税清算金	56,219,429	7.2	60,874,955	7.3	62,456,423	7.7	62,059,298	8.6	67,136,695	9.2	総 務 費	34,349,852	4.5	45,173,061	5.6	40,939,710	5.2	40,840,597	5.8	38,971,446	5.5
地方譲与税	21,321,732	2.7	23,269,911	2.8	26,012,599	3.2	26,118,223	3.6	29,443,358	4.0	民 生 費	108,608,634	14.4	111,129,505	13.8	113,776,844	14.4	112,334,872	16.0	111,350,891	15.7
地方特例交付金	754,701	0.1	722,494	0.1	710,667	0.1	705,098	0.1	3,909,282	0.5	環 境 保 健 費	41,227,082	5.4	55,594,264	6.9	59,439,382	7.5	30,244,652	4.3	25,851,395	3.7
地方交付税	223,762,919	28.6	238,787,768	28.7	228,480,437	28.1	227,117,072	31.5	227,470,836	31.1	労 働 費	1,798,926	0.2	1,919,130	0.2	1,862,443	0.2	1,822,635	0.3	1,981,032	0.3
交通安全対策特別交付金	339,150	0.1	331,205	0.0	302,143	0.0	272,027	0.0	263,013	0.1	農 林 水 産 業 費	53,336,329	7.0	54,038,769	6.7	57,686,481	7.3	62,191,895	8.9	56,181,398	7.9
分担金及び負担金	4,082,751	0.5	4,628,269	0.6	4,532,572	0.6	4,193,250	0.6	4,555,092	0.6	商 工 費	97,276,579	12.9	95,563,495	11.9	93,408,837	11.8	40,440,199	5.8	52,036,515	7.3
使用料及び手数料	7,433,583	1.0	7,424,570	0.9	7,380,901	0.9	7,259,797	1.0	7,218,362	1.0	土 木 費	84,375,140	11.1	95,062,658	11.8	91,379,583	11.5	88,005,666	12.6	90,240,533	12.7
国庫支出金	162,481,727	20.8	171,783,151	20.6	183,744,190	22.6	148,211,734	20.5	120,347,495	16.5	警 察 費	29,876,532	4.0	31,756,641	3.9	30,791,355	3.9	30,007,730	4.3	32,802,507	4.6
財産収入	941,269	0.1	1,218,519	0.1	877,397	0.1	1,212,512	0.2	929,936	0.1	教 育 費	132,898,364	17.6	136,011,276	16.9	131,243,179	16.6	121,535,187	17.3	129,026,937	18.2
寄附金	118,600	0.0	75,144	0.0	98,261	0.0	304,321	0.0	84,347	0.0	災 害 復 旧 費	265,445	0.0	1,456,132	0.2	2,750,746	0.3	7,917,116	1.1	4,760,934	0.7
繰入金	8,609,179	1.1	10,373,464	1.2	10,704,424	1.3	9,250,381	1.3	12,239,945	1.7	公 債 費	111,536,474	14.7	111,149,364	13.8	105,168,918	13.3	102,702,465	14.6	100,392,300	14.2
繰越金	11,715,737	1.5	20,586,128	2.5	24,275,254	3.0	17,263,462	2.4	18,736,008	2.6	諸 支 出 金	60,217,278	8.0	65,184,283	8.1	61,766,279	7.8	61,390,971	8.8	63,862,309	9.0
諸収入	75,327,897	9.6	68,301,432	8.2	67,373,705	8.3	22,011,512	3.0	36,805,426	5.0	予 備 費	0	—	0	—	0	—	0	—	0	
県債	62,870,870	8.0	72,597,867	8.7	48,691,667	6.0	48,838,000	6.8	49,719,000	6.8	計	756,961,583	100.0	805,330,751	100.0	791,485,091	100.0	700,732,025	100.0	708,842,266	100.0
市町村たばこ税都道府県交付金																					
計	782,170,741	100.0	833,410,721	100.0	812,505,284	100.0	722,198,608	100.0	731,049,189	100.0											

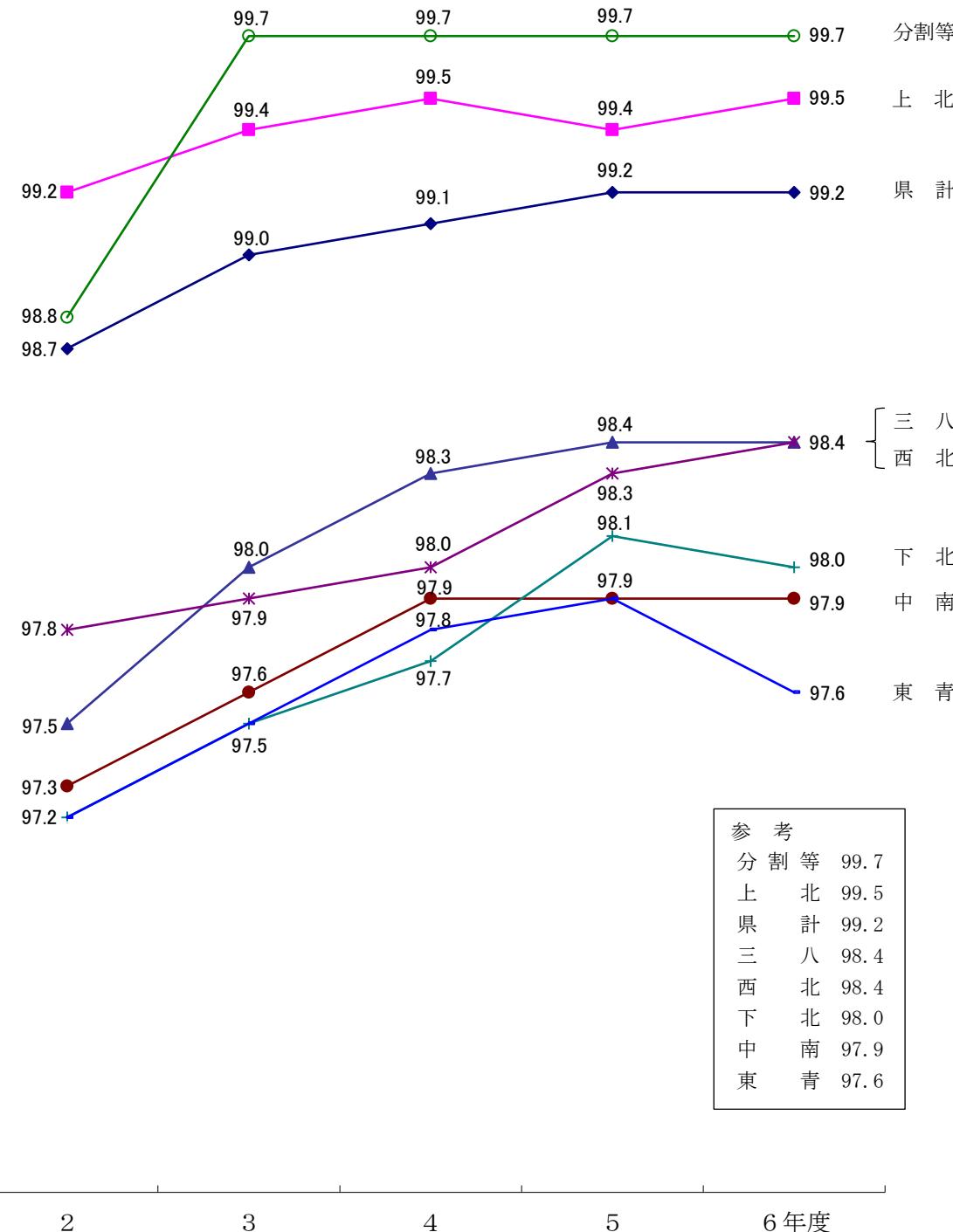
第二 税 收 入

1 令和6年度県税事務所別県税決算額

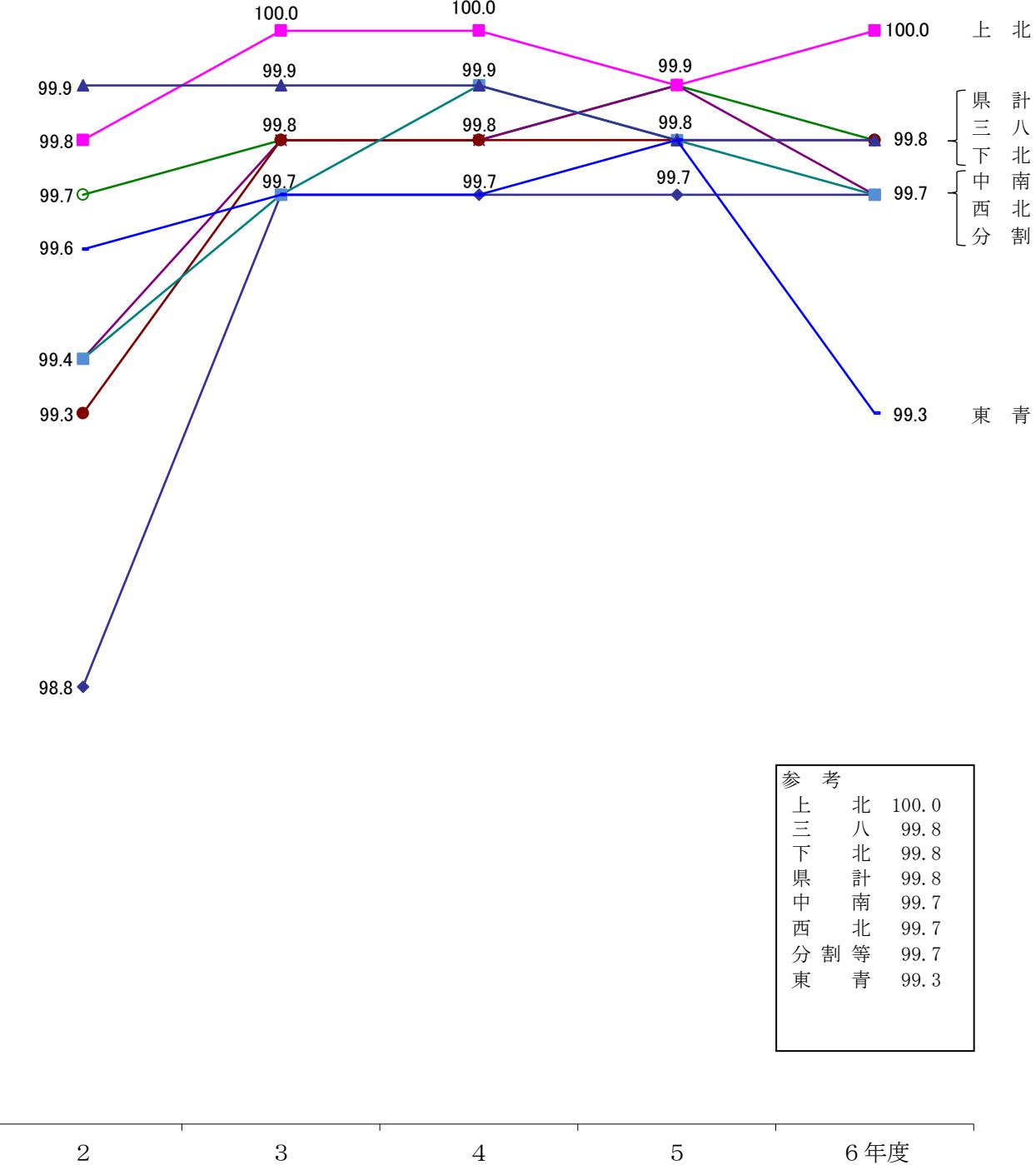


2 県 税 収 入 歩 合 推 移

県税全体



個人県民税(均等割、所得割)、地方消費税
及び国有資産等所在都道府県交付金を除く県税



3 令和 6 年度 県税決算額 (総括)

(単位: 件、円)

区分	予算額	調定済額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率 (%)		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	対予算	対調定	
普通税	個人	現 緑 消 計	123,857,131,000 305,816,000 26,081,603,000 150,244,550,000	1,217,222 36,548 21 1,253,791	125,394,219,009 1,096,730,601 26,833,998,917 153,324,948,527	1,205,821 9,802 21 1,215,644	124,954,662,074 299,132,063 26,833,998,917 152,087,793,054	157 3,132 3,289 3,289	3,734,753 81,123,812 84,858,565 34,858	11,244 23,614 34,858 1,152,296,908	435,822,182 716,474,726 1,152,296,908 101.2	100.9 97.8 102.9 99.2
		均等割及び所得割 現 緑 計	31,225,615,000 250,731,000 31,476,346,000	608,362 33,572 641,934	31,629,091,627 956,551,073 32,585,642,700	598,568 8,533 607,101	31,326,305,024 241,155,094 31,567,460,118	130 3,040 3,170	2,943,588 72,785,453 75,729,041	9,664 21,999 31,663	299,843,015 642,610,526 942,453,541	100.3 96.2 100.3
		配当割 現	955,517,000	5,766	946,176,633	5,766	946,176,633				99.0	
		株式等譲渡所得割 現	1,175,378,000	320	1,156,857,761	320	1,156,857,761				98.4	
	法人	人 現 緑 計	2,550,719,000 3,074,000 2,553,793,000	32,640 306 32,946	2,616,869,800 7,107,757 2,623,977,557	32,392 142 32,534	2,610,962,080 3,022,541 2,613,984,621	21 43 64	398,267 688,504 1,086,771	227 121 348	5,509,453 3,396,712 8,906,165	102.4 98.3 102.4
		利子割 現 緑 計	122,883,000	3,259	163,210,445	3,259	163,210,445				132.8	
		計 現 緑 計	36,030,112,000 253,805,000 36,283,917,000	650,347 33,878 684,225	36,512,206,266 963,658,830 37,475,865,096	640,305 8,675 648,980	36,203,511,943 244,177,635 36,447,689,578	151 3,083 3,234	3,341,855 73,473,957 76,815,812	9,891 22,120 32,011	305,352,468 646,007,238 951,359,706	100.5 96.2 100.5
	税事	個人 現 緑 計	1,102,889,000 6,220,000 1,109,109,000	12,547 193 12,740	1,084,519,400 26,863,454 1,111,382,854	12,435 75 12,510	1,070,024,176 8,816,787 1,078,840,963			112 112 224	14,495,224 15,947,274 30,442,498	97.0 98.7 97.3
		法人 現 緑 計	28,439,973,000 4,076,000 28,444,049,000	17,359 95 17,454	29,224,362,800 22,878,220 29,247,241,020	17,274 48 17,322	29,196,302,632 5,607,447 29,201,910,079	4 8 12	125,898 4,526,487 4,652,385	81 39 120	27,934,270 12,744,286 40,678,556	102.7 99.9 102.7
		計 現 緑 計	29,542,862,000 10,296,000 29,553,158,000	29,906 288 30,194	30,308,882,200 49,741,674 30,358,623,874	29,709 123 29,832	30,266,326,808 14,424,234 30,280,751,042	4 14 18	125,898 6,625,880 6,751,778	193 151 344	42,429,494 28,691,560 71,121,054	102.4 29.0 102.5
地方消費税	不動産取得税	譲 貨 計	22,904,298,000 3,177,305,000 26,081,603,000	10 11 21	23,812,644,100 3,021,354,817 26,833,998,917	10 11 21	23,812,644,100 3,021,354,817 26,833,998,917				104.0 95.1 102.9	
		現 緑 計	2,145,290,000 5,237,000 2,150,527,000	16,262 160 16,422	2,179,800,600 13,928,680 2,193,729,280	16,172 86 16,258	2,167,869,420 7,185,855 2,175,055,275	1 6 7	257,200 140,833 398,033	89 68 157	11,673,980 6,601,992 18,275,972	101.1 137.2 101.1
		現 緑 計	1,726,498,000 145,191,000 145,191,000	109 116 116	1,738,308,511 141,564,025 141,564,025	109 116 116	1,738,308,511 141,564,025 141,564,025				100.7 97.5 97.5	
ゴルフ場利用税	軽油引取税	現 緑 計	12,495,407,000 1,000 12,495,408,000	1,766 327 2,093	12,554,175,807 528,687 12,554,704,494	1,765 1,765 1,765	12,517,057,935 528,687 12,517,057,935			1 327 328	37,117,872 528,687 37,646,559	100.2 99.7 100.2
		現 緑 計									99.7	

(注) 滞納繰越分の調定済額については、繰越減額による調定減により、前年度の収入未済額と一致しない場合がある。

(単位:件、円)

区分	予算額	調定済額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率(%)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	対予算	対調定
自 動 車 稅	環境性能割	現 総 計	1,463,963,000	18,827	1,440,587,800	18,826	1,440,560,100	1	27,700	98.4	100.0
		現 総 計	1,463,963,000	18,827	1,440,587,800	18,826	1,440,560,100	1	27,700	98.4	100.0
鉱 区 稅	種 別 割	現 総 計	15,739,062,000	499,825	15,852,698,600	498,755	15,813,468,132	1	9,800	39,220,668	100.5
		現 総 計	36,477,000	1,895	68,872,730	918	33,344,339	29	883,142	948	99.8
		現 総 計	15,775,539,000	501,720	15,921,571,330	499,673	15,846,812,471	30	892,942	2,017	91.4
		現 総 計	17,203,025,000	518,652	17,293,286,400	517,581	17,254,028,232	1	9,800	39,248,368	48.4
		現 総 計	36,477,000	1,895	68,872,730	918	33,344,339	29	883,142	948	99.6
		現 総 計	17,239,502,000	520,547	17,362,159,130	518,499	17,287,372,571	30	892,942	2,018	100.3
固 定 資 産 税	区 分 税	現 総 計	2,007,000	41	2,007,200	41	2,007,200			100.0	100.0
		現 総 計	2,007,000	41	2,007,200	41	2,007,200			100.0	100.0
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	目的税	現 総 計	604,011,000	5	604,011,200	5	604,011,200			100.0	100.0
		現 総 計	55,792,000	1	55,791,500	1	55,791,500			100.0	100.0
		現 総 計	659,803,000	6	659,802,700	6	659,802,700			100.0	100.0
目 的 税	狩 猶 税	現 総 計	23,906,936,000	17	24,004,185,300	17	24,004,185,300			100.4	100.0
		現 総 計	23,906,936,000	17	24,004,185,300	17	24,004,185,300			100.4	100.0
		現 総 計	93,150,000	495	96,096,518	495	96,096,518			103.2	100.0
		現 総 計	93,150,000	495	96,096,518	495	96,096,518			103.2	100.0
産 業 廃 棄 物 税	狩 猶 税	現 総 計	3,646,000	344	3,755,900	344	3,755,900			103.0	100.0
		現 総 計	3,646,000	344	3,755,900	344	3,755,900			103.0	100.0
旧 法 に よ る 自 動 車 税	産 業 廃 棄 物 税	現 総 計	89,504,000	151	92,340,618	151	92,340,618			103.2	100.0
		現 総 計	89,504,000	151	92,340,618	151	92,340,618			103.2	100.0
自動車取得税	県 税 合 計	現 総 消 計	1,000								
		現 総 消 計	1,000								
		現 総 消 計	1,000								
		現 総 消 計	1,449,000	254	8,422,769	62	2,133,436	93	3,440,702	99	2,848,631
		現 総 消 計	1,450,000	254	8,422,769	62	2,133,436	93	3,440,702	99	2,848,631
均等割、所得割、地方消費税	均等割、所得割、地方消費税	現 総 消 計	123,950,283,000	1,217,717	125,490,315,527	1,206,316	125,050,758,592	157	3,734,753	11,244	435,822,182
及び国有資産等所在都道府県交付金を除く県税合計	均等割、所得割、地方消費税	現 総 消 計	307,265,000	36,802	1,105,153,370	9,864	301,265,499	3,225	84,564,514	23,713	719,323,357
		現 総 消 計	26,081,603,000	21	26,833,998,917	21	26,833,998,917				98.0
		現 総 消 計	150,339,151,000	1,254,540	153,429,467,814	1,216,201	152,186,023,008	3,382	88,299,267	34,957	1,155,145,539
参考	特別証紙収入分	現	92,668,876,000	609,354	93,805,432,400	607,747	93,668,662,068	27	791,165	1,580	135,979,167
	自動車税環境性能割	現	56,534,000	3,230	148,602,297	1,331	60,110,405	185	11,779,061	1,714	76,712,831
	自動車税種別割	現	92,725,410,000	612,584	93,954,034,697	609,078	93,728,772,473	212	12,570,226	3,294	212,691,998
						10,280	819,300,000				
						18,064	314,410,500				

(単位：件、円)

区分	予算額	調定済額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率(%)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	対予算	対調定
延滞金	現 666,000 計 667,000	5,306	61,555,188	5,306	61,555,188			2	1,863	106.6	99.7
過少申告加算金	現 1,000 繰 950,000 計 961,000	65	711,637	63	709,774			2	1,863	106.4	99.7
不申告加算金	現 11,000 繰 1,160,255 計 1,271,265	99	1,811,278	79	838,537	3	5,912	17	966,829	88.3	46.3
重加算金	現 17,874,000 繰 735,000 計 18,609,000	137	2,971,533	80	849,852	10	193,732	47	1,927,949	88.4	28.6
個人	過少申告加算金 現 6,800 繰 6,800	1	6,800	1	6,800						100.0
県民税	不申告加算金 現 4,100 繰 4,100	2	4,100	2	4,100						100.0
法人	過少申告加算金 現 698,537 繰 696,674	63	698,537	61	696,674			2	1,863		99.7
事業	不申告加算金 現 1,775,678 繰 806,937	91	1,775,678	72	806,937	3	5,912	16	962,829		45.4
税	重加算金 現 1,160,255 繰 11,315	38	1,160,255	1	11,315	7	187,820	30	961,120		1.0
たばこ	過少申告加算金 現 21,012,409 繰 16,938,943	239	21,012,409	209	16,938,943			30	4,073,466		80.6
ゴルフ	不申告加算金 現 7,498,821 繰 735,532	55	7,498,821	14	735,532	2	33,200	39	6,730,089		9.8
利用税	重加算金 現 6,300 繰 6,300	1	6,300	1	6,300						100.0
軽油	過少申告加算金 現 6,300 繰 6,300										
引取税	不申告加算金 現 6,300 繰 6,300										

(単位：件、円)

区分	予算額	調定済額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率(%)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	対予算	対調定
環境性能割	過少申告加算金	現 繰									
	不申告加算金	現 繰									
	重加算金	現 繰									
核燃料物質等取扱税	過少申告加算金	現 繰									
	不申告加算金	現 繰									
	重加算金	現 繰									
産業廃棄物税	過少申告加算金	現 繰									
	不申告加算金	現 繰									
	重加算金	現 繰									
自動車取得税(旧法)	過少申告加算金	現 繰									
	不申告加算金	現 繰									
	重加算金	現 繰									
軽油引取り税(旧法)	過少申告加算金	現 繰									
	不申告加算金	現 繰									
	重加算金	現 繰									
滯納処分費	現	1,000	5	56,100	5	56,100				極大	100.0
通告処分収入	現	1,000									
過誤納未還付金	現	1,000	9	131,200	9	131,200				極大	100.0
県税関係証明等手数料	現	8,472,000	19,285	7,714,000	19,285	7,714,000				91.1	100.0
税外合計	現	100,324,000	25,008	92,991,812	24,956	87,943,742	3	5,912	49	5,042,158	87.7
	繰	747,000	93	8,659,076	15	746,847	9	221,020	69	7,691,209	100.0
	計	101,071,000	25,101	101,650,888	24,971	88,690,589	12	226,932	118	12,733,367	87.8
合計		150,440,222,000	1,279,641	153,531,118,702	1,241,172	152,274,713,597	3,394	88,526,199	35,075	1,167,878,906	101.2
											99.2

4 令和 6 年度 県税 税目別 県税事務所別 調定収入等の実績

(单位：千円、%)

5 令和6年度県税に伴う税外の県税事務所別調定収入実績

(単位 : 千円、%)

区分		東	青	中	南	三	八	西	北	上	北	下	北	分割法人等	計	
延滞金	調定額		9,979		9,405		15,784		4,232		7,366		1,579		13,210	61,555
	収入額		9,979		9,405		15,784		4,232		7,366		1,579		13,210	61,555
	収入歩合		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	100.0
過少申告 加算金	調定額		68		194		163		119		10				158	712
	収入額		68		193		162		119		10				158	710
	収入歩合		100.0		99.5		99.4		100.0		100.0				100.0	99.7
不申告 加算金	調定額		413		755		1,198		49		369		83		105	2,972
	収入額		229		335		20		13		105		47		101	850
	収入歩合		55.4		44.4		1.7		26.5		28.5		56.6		96.2	28.6
重加算金	調定額		6,701		5,533		2,252		3,293		6,705		1,932		2,095	28,511
	収入額		2,459		2,278		980		3,293		5,470		1,198		1,997	17,675
	収入歩合		36.7		41.2		43.5		100.0		81.6		62.0		95.3	62.0
滞納処分費	調定額		5								51					56
	収入額		5								51					56
	収入歩合		100.0								100.0					100.0
通告処分 収入	調定額															
	収入額															
	収入歩合															
過誤納 未還付金	調定額														131	131
	収入額														131	131
	収入歩合														100.0	100.0
県税関係証 明等手数料	調定額		1,484		1,289		1,191		1,581		1,699		470			7,714
	収入額		1,484		1,289		1,191		1,581		1,699		470			7,714
	収入歩合		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0			100.0
計	調定額		18,650		17,176		20,588		9,325		16,149		4,064		15,699	101,651
	収入額		14,224		13,500		18,137		9,289		14,650		3,294		15,597	88,691
	収入歩合		76.3		78.6		88.1		99.6		90.7		81.1		99.4	87.3

6 県税事務所別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）

(単位：千円)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	調定額	収入額	調定額構成比%												
東青	17,426,156	16,945,769	11.8	17,713,861	17,277,998	11.5	17,845,246	17,446,042	12.0	18,033,143	17,656,815	12.1	17,510,873	17,097,083	11.4
中南	10,244,299	9,968,387	6.9	10,279,254	10,036,068	6.7	10,058,884	9,845,796	6.8	10,238,518	10,025,358	6.9	9,805,071	9,601,226	6.4
三八	15,941,087	15,583,764	10.8	16,404,401	16,064,395	10.7	15,690,335	15,383,019	10.6	15,303,078	15,049,381	10.3	14,330,655	14,101,574	9.4
西北	3,920,523	3,821,953	2.6	3,958,577	3,879,459	2.6	3,777,352	3,712,134	2.6	3,806,649	3,744,819	2.6	3,870,149	3,807,743	2.5
上北	26,700,335	26,481,618	18.0	27,169,275	27,005,095	17.6	27,481,369	27,333,685	18.5	27,750,146	27,591,578	18.7	31,592,352	31,439,951	20.6
下北	3,320,552	3,226,174	2.2	3,575,043	3,486,480	2.3	3,400,003	3,323,338	2.3	3,430,385	3,364,636	2.3	3,196,255	3,132,540	2.1
分割法人等	40,268,573	39,793,585	27.2	43,279,562	43,133,894	28.1	42,272,933	42,148,018	28.5	42,790,355	42,668,271	28.8	46,234,322	46,116,115	30.1
税務課	30,369,947	30,369,947	20.5	31,552,455	31,552,455	20.5	27,672,613	27,672,613	18.7	27,276,217	27,276,217	18.3	26,889,791	26,889,791	17.5
計	148,191,472	146,191,197	100.0	153,932,428	152,435,844	100.0	148,198,735	146,864,644	100.0	148,628,491	147,377,075	100.0	153,429,468	152,186,023	100.0

(注) 分割法人等には、県民税利子割、個人事業税及び自動車関係税を含む。

7 平成27年度～令和6年度調定額の前年対比

(単位:千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	税額	前年比%																		
個人 法人 株式等譲渡割 税率 利子割 計	34,067,016	100.7	34,928,120	102.5	35,732,052	102.3	35,491,289	99.3	35,459,833	99.9	35,253,374	99.4	35,260,624	100.0	34,881,615	98.9	35,335,855	101.3	32,585,643	92.2
配当割 人 法 人 利子割 計	674,103	69.3	346,529	51.4	456,343	131.7	341,464	74.8	437,222	128.0	380,741	87.1	646,288	169.7	541,424	83.8	628,856	116.1	946,177	150.5
株式等譲渡割 人 法人 税率 利子割 計	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6	604,925	135.7	361,987	59.8	670,549	185.2	1,156,858	172.5
法人 税率 利子割 計	4,270,160	88.4	3,883,044	90.9	3,920,061	101.0	3,932,061	100.3	3,683,038	93.7	2,890,109	78.5	2,739,071	94.8	2,526,398	92.2	2,422,300	95.9	2,623,977	108.3
法人 税率 利子割 計	406,965	88.4	330,051	81.1	428,747	129.9	349,452	81.5	181,290	51.9	182,130	100.5	137,963	75.7	91,557	66.4	84,479	92.3	163,210	193.2
法人 税率 利子割 計	39,890,412	98.5	39,663,689	99.4	40,945,093	103.2	40,387,695	98.6	40,004,243	99.1	39,152,195	97.9	39,388,871	100.6	38,402,981	97.5	39,142,039	101.9	37,475,865	95.7
法人 税率 利子割 計	919,492	101.3	958,489	104.2	989,736	103.3	988,265	99.9	961,012	97.2	975,290	101.5	1,054,303	108.1	1,073,171	101.8	1,094,504	102.0	1,111,382	101.5
法人 税率 利子割 計	20,132,441	112.0	23,749,023	118.0	25,267,650	106.4	24,099,281	95.4	24,386,416	101.2	23,056,071	94.5	27,451,393	119.1	26,733,479	97.4	27,305,633	102.1	29,247,241	107.1
法人 税率 利子割 計	21,051,933	111.5	24,707,512	117.4	26,257,386	106.3	25,087,546	95.5	25,347,428	101.0	24,031,361	94.8	28,505,696	118.6	27,806,650	97.5	28,400,137	102.1	30,358,623	106.9
地方消費税	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	31,474,798	103.9	27,672,613	87.9	27,214,101	98.3	26,833,999	98.6
不動産取得税	2,349,516	88.6	2,146,709	91.4	2,237,504	104.2	2,035,010	91.0	2,207,428	108.5	2,105,383	95.4	1,921,428	91.3	1,863,636	97.0	1,844,465	99.0	2,193,729	118.9
たばこ税	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	1,682,831	108.1	1,783,943	106.0	1,778,854	99.7	1,738,309	97.7
ゴルフ場利用税	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	136,603	93.6	149,795	109.7	146,055	97.5	141,515	96.9	141,564	100.0
自動車取得税	1,455,292	147.5	1,604,074	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6	皆減									
軽油引取税	13,737,028	97.4	13,486,823	98.2	13,738,985	101.9	13,862,798	100.9	13,367,891	96.4	13,261,558	99.2	13,545,264	102.1	13,228,347	97.7	12,567,845	95.0	12,554,705	99.9
自動車税環境性能割									410,900	皆増	875,146	213.0	888,964	101.6	1,151,561	129.5	1,223,169	106.2	1,440,588	117.8
自動車税種別割									110,512	皆増	16,389,295	極大	16,291,799	99.4	16,289,794	100.0	16,114,534	98.9	15,921,571	98.8
鉱区税	2,775	89.7	2,904	104.6	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3	2,007	90.1	2,007	100.0	2,007	100.0
固定資産税	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	547,735	59.2	185,382	33.8	439,802	237.2	659,803	150.0
核燃料物質等取扱税	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	19,390,894	100.6	19,502,561	100.6	19,600,822	100.5	24,004,185	122.5
狩猟税	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	3,971	85.9	3,918	98.7	3,702	94.5	3,756	101.5
産業廃棄物税	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	84,178	106.2	90,991	108.1	93,256	102.5	92,341	99.0
自動車取得税 による 軽油引取税	16,835,803	98.9	16,716,720	99.3	16,745,805	100.2	16,781,842	100.2	16,580,862	98.8	114,114	0.7	53,976	47.3	31,137	57.7	16,398	52.7	8,423	51.4
県税合計	143,154,419	110.4	145,275,772	101.5	186,395,263	128.3	144,854,136	77.7	147,671,560	101.9	148,191,472	100.4	153,932,428	103.9	148,198,735	96.3	148,628,491	100.3	153,429,468	103.2
地方消費税清算金	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	60,874,955	108.3	62,456,423	102.6	62,059,297	99.4	67,136,695	108.2
特別法人事業譲与税									18,618,943	皆増	20,445,300	109.8	23,253,640	113.7	23,344,758	100.4	26,700,565	114.4		
地方法人特別譲与税	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9		皆減								
地方揮発油譲与税	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	2,460,945	103.2	2,340,573	95.1	2,356,380	100.7	2,322,307	98.6
石油ガス譲与税	180,003	100.3	167,880	93.3	159,986	95.3	149,804	93.6	13											

8 平成27年度～令和6年度収入額の前年対比

(単位:千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	税額	前年比%	
県民税	均等割及び個別割	31,746,574	101.6	32,818,750	103.4	33,828,916	103.1	33,790,225	99.9	33,892,433	100.3	33,832,797	99.8	33,965,374	100.4	33,718,737	99.3	34,258,497	101.6	31,567,460	92.1
	配当割	674,103	69.3	346,529	51.4	456,343	131.7	341,464	74.8	437,222	128.0	380,741	87.1	646,288	169.7	541,424	83.8	628,856	116.1	946,177	150.5
	株式等譲渡割	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6	604,925	135.7	361,987	59.8	670,549	185.2	1,156,858	172.5
	法人税	4,248,983	88.4	3,866,933	91.0	3,908,042	101.1	3,922,247	100.4	3,672,729	93.6	2,859,739	77.9	2,728,605	95.4	2,516,836	92.2	2,412,654	95.9	2,613,984	108.3
	利子割	406,965	88.4	330,051	81.1	428,747	129.9	349,452	81.5	181,290	51.9	182,130	100.5	137,963	75.7	91,557	66.4	84,479	92.3	163,210	193.2
	計	37,548,793	99.1	37,538,208	100.0	39,029,938	104.0	38,676,817	99.1	38,426,534	99.4	37,701,248	98.1	38,083,155	101.0	37,230,541	97.8	38,055,035	102.2	36,447,689	95.8
	事業法	893,282	100.9	936,211	104.8	971,889	103.8	967,816	99.6	944,750	97.6	961,057	101.7	1,032,459	107.4	1,054,979	102.2	1,066,800	101.1	1,078,841	101.1
	税計	21,004,569	111.5	24,663,840	117.4	26,224,684	106.3	25,048,890	95.5	25,304,707	101.0	23,656,764	93.5	28,439,828	120.2	27,761,306	97.6	28,339,735	102.1	30,280,752	106.8
	地方消費税	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	31,474,798	103.9	27,672,613	87.9	27,214,101	98.3	26,833,999	98.6
	不動産取得税	2,301,647	88.7	2,108,525	91.6	2,220,676	105.3	2,017,798	90.9	2,188,094	108.4	2,044,530	93.4	1,904,042	93.1	1,851,499	97.2	1,829,711	98.8	2,175,055	118.9
地方税	たばこ税	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	1,682,831	108.1	1,783,943	106.0	1,778,854	99.7	1,738,309	97.7
	ゴルフ場利用税	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	132,316	90.6	149,795	113.2	146,055	97.5	141,515	96.9	141,564	100.0
	自動車取得税	1,455,292	147.5	1,603,854	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6	皆減									
	軽油引取税	13,736,782	97.8	13,483,829	98.2	13,696,846	101.6	13,823,179	100.9	13,331,154	96.4	13,261,558	99.5	13,545,264	102.1	13,228,347	97.7	12,567,316	95.0	12,517,058	99.6
	自動車税環境性能割									410,900	皆増	875,146	213.0	888,948	101.6	1,151,561	129.5	1,223,169	106.2	1,440,560	117.8
	自動車税種別割									110,512	皆増	16,341,738	極大	16,223,576	99.3	16,210,740	99.9	16,039,333	98.9	15,846,812	98.8
	鉱区税	2,564	88.9	2,904	113.3	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3	2,007	90.1	2,007	100.0	2,007	100.0
	固定資産税	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	547,735	59.2	185,382	33.8	439,802	237.2	659,803	150.0
	核燃料物質等取扱税	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	19,390,894	100.6	19,502,561	100.6	19,600,822	100.5	24,004,185	122.5
	狩猟税	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	3,971	85.9	3,918	98.7	3,702	94.5	3,756	101.5
旧法による自動車税	産業廃棄物税	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	84,178	106.2	90,991	108.1	93,256	102.5	92,341	99.0
	自動車取得税	16,639,087	99.1	16,560,158	99.5	16,618,265	100.4	16,664,550	100.3	16,460,620	98.8	52,080	0.3	14,601	28.0	6,021	41.2	2,872	47.7	2,133	74.3
	軽油引取税	皆減													37,159	皆増	45,845	123.4		皆減	
	県税合計	140,520,394	110.9	142,908,659	101.7	184,260,899	128.9	142,930,479	77.6	145,874,817	102.1	146,191,197	100.2	152,435,844	104.3	146,864,644	96.3	147,377,075	100.3	152,186,023	103.3
	地方消費税清算金	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	60,874,955	108.3	62,456,423	102.6	62,059,297	99.4	67,136,695	108.2
特別法人事業譲与税	特別法人事業譲与税									18,618,943	皆増	20,445,300	109.8	23,253,640	113.7	23,344,758	100.4	26,700,565	114.4		
	地方法人特別譲与税	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9	皆減									
	地方揮発油譲与税	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	2,460,945	103.2	2,340,573	95.1	2,356,380	100.7	2,322,307	98.6
	石油ガス譲与税	180,003	100.3	167,880	93.3	159,986	95.3	149,804													

9 稅目別収入歩合年別調

(单位 : %)

10 令和6年度県税欠損処分年度別調

(単位: 件、円)

課税年度 区分		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県民税	個人	130	2,943,588	170	10,265,561	135	3,154,054	295	5,550,348	369	7,356,526	2,071	46,458,964	3,170	75,729,041
	法人	21	398,267	17	249,777	11	189,745	7	114,674	2	22,600	6	111,708	64	1,086,771
	計	151	3,341,855	187	10,515,338	146	3,343,799	302	5,665,022	371	7,379,126	2,077	46,570,672	3,234	76,815,812
事業税	個人							6	1,993,200				106,193	6	2,099,393
	法人	4	125,898	5	4,325,116	1	97,117			1	29,754	1	74,500	12	4,652,385
	計	4	125,898	5	4,325,116	1	97,117	6	1,993,200	1	29,754	1	180,693	18	6,751,778
不動産取得税		1	257,200	4	55,502			1	39,205			1	46,126	7	398,033
たばこ税															
ゴルフ場利用税															
自動車取得税															
軽油引取税															
自動車税環境性能割															
自動車税種別割		1	9,800	6	227,838	6	204,400	14	340,158	3	110,746			30	892,942
鉱区税															
核燃料物質等取扱税															
狩猟税															
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
自動車税(旧法)															
県税合計		157	3,734,753	202	15,123,794	153	3,645,316	323	8,037,585	375	7,519,626	2,172	50,238,193	3,382	88,299,267
過少申告加算金	個人県民税														
	法人県民税利子割														
	法人事業税														
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
計															

(単位:件、円)

課税年度 区分		令和6年度			令和5年度			令和4年度			令和3年度			令和2年度			令和元年度以前			計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
不	個人県民税																				
	県民税利子割																				
申	法人事業税	3	5,912	3	164,826	1	4,894														
	たばこ税																				
告	ゴルフ場利用税																				
加	自動車取得税																				
	軽油引取税																				
算	自動車税環境性能割																				
	核燃料物質等取扱税																				
金	産業廃棄物税																				
	軽油引取税(旧法)																				
	自動車取得税(旧法)																				
	計	3	5,912	3	164,826	1	4,894														
重	個人県民税																				
	県民税利子割																				
加	法人事業税																				
	たばこ税																				
算	ゴルフ場利用税																				
	自動車取得税																				
	軽油引取税																				
	自動車税環境性能割																				
	核燃料物質等取扱税																				
金	産業廃棄物税																				
	軽油引取税(旧法)																				
	自動車取得税(旧法)																				
	計																				
	税外合計	3	5,912	3	164,826	1	4,894														
	総計	160	3,740,665	205	15,288,620	154	3,650,210	323	8,037,585	376	7,527,658	2,176	50,281,461	3,394	88,526,199						

11 県税欠損処分 県税事務所別調

(単位:件、円)

課税年度 区分	令和6年度			令和5年度			令和4年度			令和3年度			令和2年度			令和元年度以前			計	
	件	数	金額	件	数	金額	件	数	金額	件	数	金額	件	数	金額	件	数	金額	件	数
東 青	23	466,023	12	402,209	8	403,544	37	585,361	59	1,505,792	445	16,001,492	584	19,364,421						
中 南	18	590,639	32	913,083	13	420,101	49	756,419	86	1,816,485	512	10,460,808	710	14,957,535						
三 八	55	1,018,845	82	1,530,192	90	1,880,079	111	2,502,477	104	2,154,587	468	7,863,209	910	16,949,389						
西 北	12	568,503	25	625,698	15	219,894	31	505,210	24	642,902	155	3,616,252	262	6,178,459						
上 北	36	819,351	36	10,082,443	14	330,577	61	977,927	84	985,042	426	7,015,344	657	20,210,684						
下 北	14	264,197	11	337,642	7	178,315	14	376,833	16	312,104	77	1,777,461	139	3,246,552						
分 割 等	2	13,107	7	1,397,353	7	217,700	20	2,333,358	3	110,746	93	3,546,895	132	7,619,159						
計	160	3,740,665	205	15,288,620	154	3,650,210	323	8,037,585	376	7,527,658	2,176	50,281,461	3,394	88,526,199						

12 県税欠損処分の内訳

(単位: 件、円)

区分		欠損処分						計		備考			
		地方税法第18条		地方税法第15条の7						B			
				第4項		第5項							
		時効完成A	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数		
県民税	個人割	人	1,524	33,578,640	720	15,126,537	926	27,023,864	3,170	75,729,041	343		
		人	4	77,100			60	1,009,671	64	1,086,771			
		計	1,528	33,655,740	720	15,126,537	986	28,033,535	3,234	76,815,812	343		
事業税	個人法	人	1	74,500			6	2,099,393	6	2,099,393			
		人	1	74,500			11	4,577,885	12	4,652,385			
		計	1	74,500			17	6,677,278	18	6,751,778			
	不動産取得税						7	398,033	7	398,033			
	たばこ税												
	ゴルフ場利用税												
	自動車取得税												
	軽油引取税												
	自動車税環境性能割												
	自動車税種別割												
	鉱区税												
	狩猟税												
	産業廃棄物税												
	軽油引取税(旧法)												
	自動車取得税(旧法)												
	自動車税(旧法)		88	3,257,696	3	145,900	2	37,106	93	3,440,702	5		
	県税合計		1,617	36,987,936	724	15,289,637	1,041	36,021,694	3,382	88,299,267	348		
	過少申告加算金												
	不申告加算金		2	10,068			8	183,664	10	193,732			
	重加算金		2	33,200					2	33,200			
	税外合計		4	43,268			8	183,664	12	226,932			
	総計		1,621	37,031,204	724	15,289,637	1,049	36,205,358	3,394	88,526,199	348		
											10,453,779		

(注) B欄の額はA欄の額の内書である。

13 県税の減免等の内訳

(単位: 件、円)

区分		条例第9条によるもの	条例第10条の減免			不動産取得税減免条例によるもの	身体障害者等に対する自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免によるもの	生活路線バスに係る自動車税種別割の減免によるもの	青森県県税の特別措置に関する条例によるもの								
			第1号	第2号	特別災害によるもの				過疎地域における課税免除	産業振興促進区域における課税免除	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る課税免除	承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除	復興産業集積区域における課税免除	認定産業振興促進計画区域における不均一課税による差額	原子力発電施設等立地地域における不均一課税による差額	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る不均一課税による差額	計
県民税	個人		110	7	44												
	法人		1,619,225	150,573	1,974,350												
	計		110	7	44												
事業税	個人																
	法人																
	計		110	7	44												
不動産取得税		7	7		2				8		6		2		16		
		811,000	152,382		42,200				19,869,200		35,355,000		1,241,100		56,465,300		
軽油引取税																	
自動車税環境性能割		3				220											
		246,000				19,458,300											
自動車税種別割		45	4			16,017	126										
		1,761,800	125,200			611,432,500	2,687,500										
鉱区税																	
狩猟税																	
産業廃棄物税																	
旧法による税	自動車取得税																
	自動車税																
総計		55	121	7	44	2	16,237	126		12		6	32		9	59	
		2,818,800	1,896,807	150,573	1,974,350	42,200	630,890,800	2,687,500		21,479,200		35,355,000	208,280,200		2,069,600	267,184,000	

(注) 「不均一課税による差額」とは、標準税率による税額と不均一課税の税率による税額との差額をいうものである。

上段: 件数
下段: 金額 (円)

14 令和 6 年度 県税滞納繰越額年度別調

(単位:件、円)

課税年度 区分		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県民税	個人	9,664	299,843,015	6,060	189,645,684	4,373	121,022,409	3,396	97,162,492	2,781	82,989,675	5,389	151,790,266	31,663	942,453,541
	法人	227	5,509,453	74	2,161,031	26	503,181	14	575,100	4	75,000	3	82,400	348	8,906,165
	計	9,891	305,352,468	6,134	191,806,715	4,399	121,525,590	3,410	97,737,592	2,785	83,064,675	5,392	151,872,666	32,011	951,359,706
事業税	個人	112	14,495,224	62	10,201,270	21	2,656,387	10	1,768,400	10	415,600	9	905,617	224	30,442,498
	法人	81	27,934,270	18	4,333,043	8	1,297,357	9	5,562,578			4	1,551,308	120	40,678,556
	計	193	42,429,494	80	14,534,313	29	3,953,744	19	7,330,978	10	415,600	13	2,456,925	344	71,121,054
不動産取得税		89	11,673,980	35	4,421,923	12	1,070,700	5	126,200	6	452,951	10	530,218	157	18,275,972
たばこ税															
ゴルフ場利用税															
自動車取得税															
軽油引取税		1	37,117,872	327	528,687								328	37,646,559	
自動車税環境性能割		1	27,700										1	27,700	
自動車税種別割		1,069	39,220,668	420	15,436,321	256	9,440,810	168	5,996,019	104	3,772,099		2,017	73,865,917	
鉱区税															
固定資産税															
核燃料物質等取扱税															
狩猟税															
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
自動車税(旧法)															
県税合計		11,244	435,822,182	6,996	226,727,959	4,696	135,990,844	3,602	111,190,789	2,905	87,705,325	5,514	157,708,440	34,957	1,155,145,539
過少申告加算金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	2	1,863										2	1,863	
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
計		2	1,863										2	1,863	

(単位：件、円)

課税年度 区分		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不申告	個人県民税 県民税利子割 法人事業税 たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税環境性能割 核燃料物質等取扱税 産業廃棄物税 軽油引取税(旧法) 自動車取得税(旧法)	16	962,829	6	119,145	14	507,412	6	322,396	4	12,167			46	1,923,949
加算	計	17	966,829	6	119,145	14	507,412	6	322,396	4	12,167			47	1,927,949
重加算	個人県民税 県民税利子割 法人事業税 たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税環境性能割 核燃料物質等取扱税 産業廃棄物税 軽油引取税(旧法) 自動車取得税(旧法)	30	4,073,466	23	1,623,421			16	5,106,668					69	10,803,555
計	30	4,073,466	23	1,623,421			16	5,106,668					69	10,803,555	
税外合計	49	5,042,158	29	1,742,566	14	507,412	22	5,429,064	4	12,167			118	12,733,367	
総計	11,293	440,864,340	7,025	228,470,525	4,710	136,498,256	3,624	116,619,853	2,909	87,717,492	5,514	157,708,440	35,075	1,167,878,906	

15 県税滞納繰越額県税事務所別調

(単位:件、円)

課税年度 区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度以前		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東 青	2,815	151,955,548	1,682	65,614,892	1,242	39,996,661	976	31,844,393	915	30,413,772	2,428	74,649,645	10,058	394,474,911
中 南	2,056	62,119,919	1,587	38,807,569	901	24,361,976	692	19,629,041	552	16,187,564	924	27,781,012	6,712	188,887,081
三 八	2,227	77,468,568	1,455	41,452,852	1,066	28,596,577	853	22,290,353	621	17,749,972	947	24,585,831	7,169	212,144,153
西 北	752	21,508,539	525	11,663,923	352	6,982,029	274	5,667,368	228	4,328,490	405	6,077,490	2,536	56,227,839
上 北	1,740	49,014,350	922	31,990,221	627	17,748,464	418	14,475,571	314	9,901,272	361	9,219,086	4,382	132,348,964
下 北	458	17,211,463	333	11,104,302	227	6,159,640	210	9,504,644	160	4,911,556	339	11,582,728	1,727	60,474,333
分 割 等	1,196	56,543,795	492	26,094,200	281	12,145,497	179	7,779,419	115	4,212,699	110	3,812,648	2,373	110,588,258
計	11,244	435,822,182	6,996	226,727,959	4,696	135,990,844	3,602	111,190,789	2,905	87,705,325	5,514	157,708,440	34,957	1,155,145,539

16 県税証明等手数料内訳

(単位:件、円)

区分	中央		中南		三八		西北		上北		下北		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額								
○ 地方税法施行令第6条の21第1項第1号 〔請求に係る徴収金の納付、納入すべき額並びに納付、納入した額及び未納の額の証明〕	2,475	990,000	1,697	678,800	2,056	822,400	1,521	608,400	1,798	719,200	651	260,400	10,198	4,079,200
○ 地方税法施行令第6条の21第1項第5号 〔徴収金につき滞納処分を受けたことのない証明〕														
○ 地方税法施行規則第1条の9第1号 〔法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた額の証明〕														
○ 条例第32条第1項 〔その他県税事務に関する証明〕	96	38,400	44	17,600	35	14,000	14	5,600	29	11,600	13	5,200	231	92,400
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の交付〕	1,035	414,000	1,275	510,000	735	294,000	2,210	884,000	2,180	872,000	453	181,200	7,888	3,155,200
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の再交付又は書換え〕	103	41,200	206	82,400	151	60,400	207	82,800	242	96,800	59	23,600	968	387,200
計	3,709	1,483,600	3,222	1,288,800	2,977	1,190,800	3,952	1,580,800	4,249	1,699,600	1,176	470,400	19,285	7,714,000

17 令和6年度延滞金税目別収入済額調

(単位:件、円)

区分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人県民税	1	1,438,361		41,441,241	1	42,879,602
法人県民税	117	610,800	52	127,925	169	738,725
県民税利子割						
個人事業税	65	189,200	82	777,010	147	966,210
法人事業税	640	5,836,353	41	369,306	681	6,205,659
不動産取得税	71	205,800	65	555,996	136	761,796
たばこ税						
ゴルフ場利用税	7	12,600			7	12,600
自動車取得税						
軽油引取税	1	20,300			1	20,300
自動車税環境性能割	2	2,200			2	2,200
自動車税種別割	2,662	4,164,600	1,399	4,594,596	4,061	8,759,196
鉱区税						
核燃料物質等取扱税						
狩猟税						
産業廃棄物税						
軽油引取税(旧法)						
自動車取得税(旧法)						
自動車税(旧法)			101	1,208,900	101	1,208,900
県税合計	3,566	12,480,214	1,740	49,074,974	5,306	61,555,188

(注) 令和7年5月31日現在の数値である。

18 令和6年度延滞金未納額調

(単位:件、円)

区分	前年度以前に確定したもの		本年度に確定したもの		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人 県民税						
法人 県民税	180	977,540	25	67,600	205	1,045,140
県民税利子割						
個人事業税	136	1,588,218	45	133,700	181	1,721,918
法人事業税	69	1,312,963	35	181,037	104	1,494,000
不動産取得税	95	1,812,504	25	1,158,200	120	2,970,704
たばこ税						
ゴルフ場利用税						
自動車取得税						
軽油引取税						
自動車税環境性能割						
自動車税種別割	742	3,208,204	676	1,201,500	1,418	4,409,704
鉱区税						
核燃料物質等取扱税						
狩猟税						
産業廃棄物税						
軽油引取税（旧法）						
自動車取得税（旧法）						
自動車税（旧法）	460	5,559,766			460	5,559,766
県税合計	1,682	14,459,195	806	2,742,037	2,488	17,201,232

(注) 令和7年5月31日現在の数値である。

19 令和6年度県税事務所別、税目別納税者 及び特別徴収義務者数調（現年課税分）

(単位：人)

区分	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	分割法人等	計
個人県民税 (均等割及び所得割) (配 当 割) (株式等譲渡所得割)	142,518	124,278	150,355	58,541	99,841	32,829	3,319 118	608,362 3,319 118
法人県民税	4,855	3,854	4,744	2,005	3,183	1,015	3,970	23,626
県民税利子割							198	198
個人事業税							6,452	6,452
法人事業税	4,651	3,686	4,564	1,929	3,025	976	3,837	22,668
不動産取得税	2,512	2,436	2,380	1,462	2,006	566		11,362
たばこ税							12	12
ゴルフ場利用税	3	4	2	1	3			13
軽油引取税	52	18	52	4	17	10		153
自動車税 (自動車税(旧法)) (環境性能割) (種別割)							518,652 (18,827) (499,825)	518,652 (18,827) (499,825)
鉱区税							13	13
固定資産税							1	1
核燃料物質等取扱税					4	1		5
狩猟税	63	34	88	13	95	51		344
産業廃棄物税	1	2	4		2	1		10
計	154,655	134,312	162,189	63,955	108,176	35,449	536,572	1,195,308
個人県民税(均等割及び所得割)を除く計	12,137	10,034	11,834	5,414	8,335	2,620	536,572	586,946

(注) 地方消費税及び固定資産税(国有資産等所在都道府県交付金)を除く。

20 令和6年度県税関係予算計上の状況

(単位 : 千円)

区分	当初予算額	11月議会	2月議会	専決処分	累計
個人民税	32,060,947		△ 584,601		31,476,346
均等割、所得割 配当割 株式等譲渡所得割	654,948 591,152		300,569 584,226		955,517 1,175,378
法人県民税	2,410,572		143,221		2,553,793
県民税利子割	86,268		36,615		122,883
個人事業税	1,109,109				1,109,109
法人事業税	26,352,247		2,091,802		28,444,049
地方消費税	27,993,498		△ 1,911,895		26,081,603
不動産取得税	2,150,527				2,150,527
たばこ税	1,726,498				1,726,498
ゴルフ場利用税	145,191				145,191
軽油引取税	12,621,015		△ 125,607		12,495,408
自動車税	1,334,126 15,836,141		129,837 △ 60,602		1,463,963 15,775,539
鉱区税	2,007				2,007
固定資産税	425,057		234,746		659,803
核燃料物質等取扱税	23,906,936				23,906,936
狩猟税	3,646				3,646
産業廃棄物税	89,504				89,504
旧法による税	自動車取得税 自動車税	1 1,450			1 1,450
合計	149,500,840		838,311		150,339,151
税外合計	102,246		△ 1,175		101,071
地方消費税清算金	68,628,164		△ 1,491,469		67,136,695
特別法人事業譲与税	22,744,765		3,917,574		26,662,339
地方揮発油譲与税	2,258,320				2,258,320
石油ガス譲与税	82,101				82,101
自動車重量譲与税	176,155				176,155
森林環境譲与税	102,762				102,762
航空機燃料譲与税	60,068				60,068
地方譲与税計	25,424,171		3,917,574		29,341,745

第三 課 稅 狀 況

1 法人県民税等に関する調

(1) 法人県民税額等

区分	確定法人税割額				確定法人税割額に 対応する前年度分 の中間申告額		確定申告が翌年 度になる中間申 告額		既還付請求 利子割額が過大 である場合の納 付額		中間納付額の 歳出還付額		現事業年度 分調定額	法人税割額 法調	均等割					合計	うち当該 年度に均 等割に充 当した歳 出還付額	⑫の 件数	うち利 子割に 係る額 数	⑭の 件数				
	事業年度数		税額		事業 年度 数	税 额	事 業 年 度 数	税 额	事 業 年 度 数	税 额	前 年 度 に 収 入 し た も の	當 該 年 度 に 収 入 し た も の			納税義務者数													
	確定申告 のあつたもの	うち決定 したもの	確定申告 のあつたもの	うち決定 したもの											①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
普通法人	分割法人	本店分	653	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		うち通算及び連結分	21	155,350	155,350	54,999	54,999	188	55,136	55,136	3,362	158,849	6,390	165,239	647	5	10	44	237	351	35,047	200,286	千円	千円	千円	千円		
		他県本店分	3,154	29,970	29,970	13	9,248	14	10,677	10,677	503	31,902	31,902	31,902	20	2	2	6	7	3	4,261	36,163	千円	千円	千円	千円		
		うち通算及び連結分	325	637,101	637,101	74	1,636	1,636	174,757	1,694	210,698	11,770	684,886	17,027	701,913	3,108	455	286	537	907	923	746,976	1,448,889	千円	千円	千円	千円	
		県内法人	18,305	89	5	374,159	14	14	3,120	136,663	3,090	137,443	22,540	397,493	7,609	405,102	18,101	2	11	123	2,445	15,520	459,538	864,640	千円	千円	千円	千円
		うち通算及び連結分	71	141,467	141,467	249	38,057	290	66,337	66,337	5,108	174,855	4,590	179,445	318	122	59	71	34	32	170,118	349,563	千円	千円	千円	千円		
		計	22,112	89	6	1,166,610	14	88	4,948	366,419	4,972	403,277	37,672	1,241,228	31,026	1,272,254	21,856	462	307	704	3,589	16,794	1,241,561	2,513,815	3,542	千円	千円	千円
		うち通算及び連結分	417	251,376	251,376	303	79,855	349	116,244	116,244	5,694	293,459	5,404	298,863	405	125	64	92	66	58	181,067	479,930	2,592	千円	千円	千円		
	特別法人	725	2	31,836	31,836	192	3,224	3,224	3,224	3,224	31,836	478	32,314	717	14	20	47	160	476	46,034	78,348	千円	千円	千円	千円			
	うち通算及び連結分	1	3,224	3,224	132	6	10	10	10	10	132	91	223	227	2	1	1	1	1	1	496	11,686	14,967	千円	千円	千円	千円	
	公益法人等	499	1	3,224	3,224	132	6	10	10	10	132	91	223	227	2	1	1	1	1	1	227	4,878	5,101	千円	千円	千円	千円	
	寮等のみを有する法人	229	2	132	132	33	6	10	10	10	33	33	134	134	1	1	1	1	1	1	10	123	4,535	4,568	千円	千円	千円	千円
	人格なき社団等	351		33	33	303	79,855	349	116,244	116,244	5,694	293,651	5,408	299,059	406	126	64	92	66	58	181,867	480,926	2,592	千円	千円	千円		
	清算法人	23,916	94	6	1,201,835	14	88	4,954	366,429	4,972	403,277	37,682	1,276,453	31,652	1,308,105	23,435	479	328	751	3,760	18,117	1,308,764	2,616,869	3,542	千円	千円	千円	千円
	特定信託	418		251,568	251,568	303	79,855	349	116,244	116,244	5,694	293,651	5,408	299,059	406	126	64	92	66	58	181,867	480,926	2,592	千円	千円	千円	千円	

- (注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分（令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。）に係る事業年度数及び確定申告税額（修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額（既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。）を含む。）について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。
- 2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。
- 3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。
- 4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。
- 5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和6年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。
- 6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。
- 7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち通算及び連結分」の各欄には、通算法人（法人税法第2条第12の7の2号に規定する通算法人をいう。）及び連結申告法人（令和2年度改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。）の各事業年度の法人税額及び連結事業年度の個別帰属法人税額（令和2年度改正前の法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。）を課税標準とする県民税について内書した。この場合において「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
- 8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。
- 9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区分	分割法人												県内法人				合計	
	本県本店分				他県本店分				小計				県内法人					
	法人 数	事業 年度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税 割額	法 人 数	事業 年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法 人 税 割 額	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法 人 税 割 額	法 人 数	事業 年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法 人 税 割 額	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法 人 税 割 額		
電気供給業	5	5	1,426	17	32	32	2,986,999	77,325	2,986,999	77,325	9	10	3,828,161	43,282	6,815,160	120,607		
ガス供給業					11	11	150,172	2,564	151,598	2,581	152	154	508,510	8,024	660,108	10,605		
生命保険業					20	20	2,348,769	49,869	2,348,769	49,869	4	4	122,823	547	122,823	547		
損害保険業					11	11	1,157,671	22,957	1,157,671	22,957					2,348,769	49,869		
少額短期保険業															1,157,671	22,957		
貿易保険業																		
倉庫業	2	2	33,891	559	4	4	4,468	78	38,359	637	25	25	225,528	3,720	263,887	4,357		
鉄道事業・軌道事業	1	1	18,455	498	5	5	4,054	51	22,509	549	3	3	7,370	127	29,879	676		
銀行券業	2	3	739,610	13,313	11	11	4,770,365	74,523	5,509,975	87,836	1	1			5,509,975	87,836		
製造業	16	16	1,906,376	38,954	317	323	7,432,234	144,787	9,338,610	183,741	21	21	1,814,279	23,909	11,152,889	207,650		
建設業	72	72	335,780	5,626	267	269	857,629	17,221	1,193,409	22,847	1,342	1,364	2,965,452	35,960	4,158,861	58,807		
運輸通信業	4	4	68,684	1,485	162	162	3,016,001	59,085	3,084,685	60,570	4	4	61,137	1,298	3,145,822	61,868		
卸売・小売業	97	99	600,241	10,813	170	172	413,787	7,987	1,014,028	18,800	4,168	4,192	6,851,902	95,267	7,865,930	114,067		
飲食店業	3	3	76,728	1,498	52	52	588,410	10,351	665,138	11,849	5	5	99,312	2,064	764,450	13,913		
その他金融・保険業	40	40	167,842	2,928	110	110	225,855	4,323	393,697	7,251	641	648	553,608	7,942	947,305	15,193		
不動産業	14	14	1,473,317	25,073	339	342	5,725,247	108,469	7,198,564	133,542	13	13	254,439	4,862	7,453,003	138,404		
サービス業	171	172	1,819,908	33,311	628	632	1,634,288	31,213	3,454,196	64,524	4,750	4,800	4,855,104	72,031	8,309,300	136,555		
上記以外の事業	1	1	6,195	151	20	20	301,532	5,845	307,727	5,996	3	3	13,601	122	321,328	6,118		
	3	3	46,987	1,027	30	30	19,173	341	66,160	1,368	266	266	207,080	3,464	273,240	4,832		
	21	21	242,263	4,347	42	42	130,014	2,606	372,277	6,953	1,359	1,363	981,317	12,055	1,353,594	19,008		
	7	7	571,914	10,967	231	237	1,812,999	36,196	2,384,913	47,163	28	28	530,613	6,861	2,915,526	54,024		
	173	173	710,570	14,094	602	605	1,662,677	30,510	2,373,247	44,604	4,509	4,537	5,314,592	66,494	7,687,839	111,098		
	1	1	32,027	578	22	22	125,879	2,420	125,879	2,420	2	2	230,035	1,933	355,914	4,353		
	16	16									826		74,667	1,404	846	850		
													1,204	1,276,030	13,827	1,350,697		
合計	649	653	8,852,214	165,239	3,127	3,154	35,967,191	701,913	44,819,405	867,152	18,163	18,305	30,793,266	405,102	75,612,671	1,272,254		

- (注) 1 令和6年度において調定した普通法人（清算法人を除く。）について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和6年度において確定した法人税割額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。
 3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和6年度において確定申告又は決定を行った法人（欠損法人を含む。）のうち現事業年度分について記載した。
 4 「法人税割額」欄には、令和6年度において調定した法人税割額（現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。）を記載した。
 5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等(普通法人分)

区分 資本金別	法人数	うち通算及び連結分	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		算出法人税割額 ①	県民税の特定寄附金税額控除額 ②	税額控除超過額相当額の加算額 ③	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ④	外国税額控除額 ⑤	仮装経理に基づく控除額 ⑥	利子割の控除額 ⑦	租税条約の実施による控除額 ⑧	差引法人税割額 ⑨ ①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦-⑧	うち超過課税相当額 ⑩ うち通算及び連結分	うち超過税額 うち通算及び連結分	
			うち通算及 び連結分	うち通算及 び連結分												
300万円未満	3,700	4	1,511,970	168	25,036	34			11				24,991	1	5,691	
300万円以上1,000万円未満	9,395	8	4,770,952	16,180	60,070	11			29				60,030	461	12,096	
1,000万円	2,852	14	3,846,102	91,829	66,055	115			4				65,936	2,616	21,475	
1,000万円超5,000万円未満	2,336	20	10,578,574	1,084,672	189,841	271			373				189,197	24,249	74,262	
5,000万円以上1億円未満	377	18	4,086,739	725,444	111,557	195			447				110,915	14,840	47,513	
1億円	71	6	2,951,533	1,285,932	173,457	50			382				173,025	26,427	76,713	
1億円超10億円未満	60	12	4,516,778	2,536,944	127,202	17			179				127,006	53,093	56,447	
10億円					13,767				17				13,750	6,365	6,111	
10億円超50億円未満	11	2	2,871,303	598,327	87,410	998			275				86,137	14,519	38,283	
50億円					2,651				37				2,614	1,321	1,162	
50億円超100億円未満					80,906				731				80,175	870	35,634	
100億円以上	4	3	1,305,979	798,175	222,128	207			4,849				217,072	101,022	96,357	
保険業法に規定する相互会社					16,150	122			266				15,762	5,592	7,005	
合計	18,806	87	36,439,930	7,137,671	1,176,230	2,020			7,600				1,166,610	251,376	478,749	
内訳	県内法人	18,172	68	24,427,780	4,464,727	374,763	604			7,600				374,159	79,939	
	分割法人	634	19	12,012,150	2,672,944	801,467	1,416							792,451	171,437	

- (注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人(清算法人を除く。)について記載した。
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。
 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
 9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。
 10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。
 11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。
 12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。
 13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。
 15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(4) 資本金別法人税割額等(全法人対象分)

区分 資本金別	法 人 数	うち通算及び連結分	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		算出 法人税割額	県民税の 特定寄附金 税額控除額	税額控除 超過額 相当額の 加算額	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額	外 國 税 額 控 除 額	仮 装 經 理 に 基 づ く 控 除 額	利 子 割 の 控 除 額	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 控 除 額	差 引 法 人 税 割 額	うち ①-②+③-④ ⑤-⑥-⑦-⑧	うち 通算及び 連結分	うち 超過 課 税 相 當 額	うち 通算及び 連結分		
			①	②												千円	千円		
300万円未満	4,673	4	1,733,162	168	28,625	34			28					28,563	1	6,642			
300万円以上1,000万円未満	9,566	8	4,810,062	16,180	60,446	11			29					60,406	461	12,096	177		
1,000万円	2,861	14	3,857,214	91,829	66,252	115			4					66,133	2,616	21,561	1,062		
1,000万円超5,000万円未満	2,471	20	10,658,157	1,084,672	190,705	271			373					190,061	24,249	74,468	10,730		
5,000万円以上1億円未満	411	18	4,168,746	725,444	112,501	195			447					111,859	14,840	47,839	6,531		
1億円	72	6	3,030,002	1,285,932	173,457	50			382					173,025	26,427	76,712	11,745		
1億円超10億円未満	104	12	4,594,680	2,536,944	129,038	17			179					128,842	53,093	57,264	23,597		
10億円					13,767				17					13,750	6,365	6,111	2,829		
10億円超50億円未満	26	2	3,158,490	598,327	92,864	998			275					91,591	14,519	40,707	6,453		
50億円					2,651				37					2,614	1,321	1,162	587		
50億円超100億円未満	4		42,775		83,656				731					82,925	870	36,856	387		
100億円以上	4	3	1,305,979	798,175	246,294	207			9,816					236,271	101,214	106,274	44,984		
保険業法に規定する相互会社					16,150	122			266					15,762	5,592	7,005	2,485		
合計	20,192	87	37,359,267	7,137,671	1,216,406	2,020			12,584					1,201,802	251,568	494,697	111,567		
内訳	県内法人	19,555	68	25,347,087	4,464,727	385,754	604							385,150	79,939				
	分割法人	637	19	12,012,180	2,672,944	830,652	1,416			12,584					816,652	171,629			

- (注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。
- 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
- 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
- 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
- 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
- 9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。
- 10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。
- 11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。
- 12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。
- 13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。
- 15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種類	税額	課税支払額	非課税支払額	左の非居住者に係るう住者の額	納申告書数	入数
公社債利子等	千円	千円	千円	千円	枚	
特定公社債以外の公社債の利子	16	315	5			
銀行預金利子	87,453	1,792,755	282,498	38		
銀行以外の金融機関の預貯金利子	17,663	378,882	45,650			
勤務先預金等の利子	54,873	1,097,983	1,411			
合同運用信託の収益の分配						
公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配		2	3			
郵便貯金利子	2	67				
国外一般公社債等の利子等	6	125				
財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	812	18,336	28			
私募公債の収益の分配						
私債等の収益の分配						
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配						
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配						
金融類似商品						
懸賞金付預貯金等の懸賞金等	1,217	24,344				
定期積金の給付補てん金	367	7,770				
掛金の給付補てん金						
抵当証券の利息						
貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益						
外貨建預貯金等の為替差益						
一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	801	16,018				
小計	2,385	48,132	4			
その他						
合計	163,210	3,336,597	329,599	38	3,266	

- (注) 1 令和6年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。
 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。
 3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区分	特別徴収義務者数	営業所数
銀行等	8	185
信用金庫等	7	87
農林中央金庫等	15	74
証券会社	4	5
保険会社等	20	42
社内預金実施企業	24	39
その他の金融機関等	51	52
合計	129	484

- (注) 1 令和7年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配当割

種類	税額	支払金額			納入申告書数
		課税分	還付税額	非課税等分	
上場株式等の配当等 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の配分	千円 198,598 14,167	千円 3,972,781 285,437	千円 5,350,515 3,784,536		
特定投資法人の投資口の配当等 特定目的信託の社債的受益証券の剩余金の配分のうち公募のもの	3,487	69,768		411,419	
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	729,925	15,450,246	843,106	1,026,751	
源泉徴収選択口座内配当等	946,177	19,778,232	843,106	10,573,221	6,613
合計					

- (注) 1 令和6年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等譲渡所得割

種類	税額	支払金額			納入申告書数
		課税分	還付税額分	非課税等分	
特定株式等譲渡所得	千円 1,156,858	千円 30,586,913	千円 7,448,242		360

- (注) 1 令和6年度に調定したものについて記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額（第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額）を記載した。
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

2 個人事業税に関する調

(1) 第一種事業

種別	課 稅 人 員			所 得 金 額				事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②	種 別	課 稅 人 員			所 得 金 額				事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②	
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 課 得 税 者	得 税 失	得 格 者	所 課 得 税 者	得 税 失	得 格 者	計	所 課 得 税 者	得 税 失	得 格 者	所 課 得 税 者	得 税 失	得 格 者	計			
物品販売業	人 635	人 43	人 678	千円 3,632,394	千円 164,644	千円 3,797,038	千円 1,937,451	千円 1,859,587	問屋業	人 1	人 1	人 1	千円 3,896	千円 3,896	千円 2,900	千円 996				
保険業									両替業											
金銭貸付業	1		1	千円 6,031		千円 6,031	千円 2,900	千円 3,131	公衆浴場業	2		2	千円 11,086	千円 11,086	千円 5,800	千円 5,286				
物品貸付業	14		14	千円 74,643		千円 74,643	千円 40,600	千円 34,043	演劇興行業											
不動産貸付業	1,543	26	1,569	千円 10,236,174	千円 85,550	千円 10,321,724	千円 4,524,971	千円 5,796,753	遊技場業	4	1	5	千円 30,775	千円 4,255	千円 35,030	千円 14,500	千円 20,530			
製造業	461	40	501	千円 2,551,252		千円 153,037	千円 2,704,289	千円 1,426,808	遊覧所業	1		1	千円 3,028		千円 3,028	千円 2,900	千円 128			
電気供給業	17		17	千円 61,771		千円 61,771	千円 46,159	千円 15,612	商品取引業											
土石採取業									不動産売買業	6		6	千円 45,056		千円 45,056	千円 17,400	千円 27,656			
電気通信事業									広告業	12	1	13	千円 59,534	千円 2,969	千円 62,503	千円 37,700	千円 24,803			
運送業	126	4	130	千円 553,463	千円 14,516	千円 567,979	千円 369,512	千円 198,467	興信所業											
運送取扱業									案内業	5	1	6	千円 31,381	千円 3,369	千円 34,750	千円 16,675	千円 18,075			
船舶定期場業									冠婚葬祭業	5		5	千円 64,018		千円 64,018	千円 13,050	千円 50,968			
倉庫業									合計	4,789	239	5,028	千円 28,600,978	千円 923,842	千円 29,524,820	千円 14,434,066	千円 15,090,754			
駐車場業	14		14	千円 59,484		千円 59,484	千円 40,600	千円 18,884												
請負業	1,424	84	1,508	千円 8,462,416		千円 337,721	千円 8,800,137	千円 4,344,692	4,455,445											
印刷業	5		5	千円 31,466		千円 31,466	千円 14,500	千円 16,966												
出版業																				
写真業	12	3	15	千円 56,726		千円 10,647	千円 67,373	千円 43,500	23,873	種 别										
席貸業										課 稅 人 員										
旅館業	25	1	26	千円 115,150		千円 4,243	千円 119,393	千円 75,400	43,993	所 得 金 額										
料理店業	63	1	64	千円 329,378		千円 3,549	千円 332,927	千円 180,527	152,400	蓄産業	人 4	人 4	千円 33,747		千円 33,747	千円 11,600	千円 22,147			
飲食店業	319	27	346	千円 1,741,028		千円 111,252	千円 1,852,280	千円 984,554	867,726	水産業	5	1	6	千円 38,386	千円 3,886	千円 42,272	千円 17,400	千円 24,872		
周旋業	14		14	千円 87,989		千円 87,989	千円 40,600	千円 47,389	薪炭製造業											
代理業	78	6	84	千円 342,213		千円 24,194	千円 366,407	千円 241,667	124,740	合計	9	1	10	千円 72,133	千円 3,886	千円 76,019	千円 29,000	千円 47,019		
仲立業	3		3	千円 14,522		千円 14,522	千円 8,700	千円 5,822												

(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額				事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所 得 稅 課 稅 者	所 得 稅 失 格 者	計	所 課 稅 者	得 稅 者	所 失 稅 者	計 ①		
医 業	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
医業	143		143	1,337,111		1,337,111		411,801	925,310
歯科医業	54		54	428,943		428,943		155,875	273,068
薬剤師業	2		2	10,956		10,956		5,800	5,156
あん摩等の事業	22	3	25	103,978	11,275	115,253		72,500	42,753
獣医業	31		31	319,169		319,169		89,900	229,269
装蹄師業	1		1	4,735		4,735		2,900	1,835
弁護士業	56	2	58	743,385	11,676	755,061		166,025	589,036
司法書士業	62	1	63	581,952	5,411	587,363		182,700	404,663
行政書士業	18	1	19	177,786	5,359	183,145		55,100	128,045
公証人業	3		3	22,549		22,549		7,250	15,299
弁理士業	3		3	14,431		14,431		8,700	5,731
税理士業	133		133	1,442,066		1,442,066		379,901	1,062,165
公認会計士業	12		12	164,221		164,221		34,800	129,421
計理士業									
社会保険労務士業	64		64	456,240		456,240		184,634	271,606
コンサルタント業	92	6	98	597,436	21,198	618,634		284,200	334,434
設計監督者業	94	2	96	514,707	7,204	521,911		276,950	244,961
不動産鑑定業	2		2	12,222		12,222		5,800	6,422
デザイン業	52	7	59	256,053	28,194	284,247		167,234	117,013
芸術業	48	7	55	207,335	24,614	231,949		156,359	75,590
美容業	46	7	53	205,795	23,709	229,504		148,867	80,637
美容業	178	31	209	742,939	121,048	863,987		593,296	270,691
クリーニング業	5		5	27,403		27,403		14,500	12,903
公衆浴場業	1		1	4,950		4,950		2,900	2,050
歯科衛生士業									
歯科技工士業	35	5	40	154,316	19,100	173,416		114,309	59,107
測量士業	14	1	15	105,219	5,127	110,346		43,500	66,846
土地家屋調査士業	48	2	50	382,687	9,898	392,585		145,000	247,585
海事代理士業	1		1	4,369		4,369		2,900	1,469
印刷製版業									
合 計	1,220	75	1,295	9,022,953	293,813	9,316,766		3,713,701	5,603,065

(注)1 いざれも令和5年の年中における事業の所得に対して課税した令和6年度の個人事業税（減免により税額がなくなったものを除く。）について記載した。

なお、令和6年の年中に事業を廃止した者に対して令和6年度において課税したものも含まれている。

2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。

3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。

4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

(4) 分割個人の所得金額

区分	本 県 本 店 分					他 県 本 店 分	
	課税人員	課 税 標 準 額			計	課税人員	分割を受けた 課税標準額
		本 県 分	他 県 分				
第一種事業	人 2	千円 576		千円 576	千円 576	人 4	千円 12,703
第二種事業							
第三種事業						人 4	千円 9,846
計	2	576		576	576	8	22,549

(5) 事業専従者

区分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納稅 者数 ①	左のうち専従者控除を受けた納稅者数 ②	専従者数 ③	給与額 ④	納稅 者数 ⑤	左のうち専従者控除を受けた納稅者数 ⑥	専従者数 ⑦	控除額 ⑧	納稅 者数 ((1)+(5))	左のうち専従者控除を受けた納稅者数 ((2)+(6))	専従者数 ((3)+(7))	給与額 ((4)+(8))
第一種事業	人 4,158	人 1,584	人 1,971	千円 3,796,526	人 870	人 178	人 207	千円 159,150	人 5,028	人 1,762	人 2,178	千円 3,955,676
第二種事業	8	6	11	43,609	2				10	6	11	43,609
第三種事業 あん摩業等以外 あん摩業等	1,180	499	559	1,285,818	89	23	34	25,060	1,269	522	593	1,310,878
合 計	5,369	2,103	2,557	5,156,369	964	201	241	184,210	6,333	2,304	2,798	5,340,579

(6) 個人の所得階層別

区分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得税課税者	人 191	千円 548,873	人 149	千円 454,259	人 191	千円 598,486	人 157	千円 506,775	人 148	千円 491,472	人 148	千円 509,741	人 137	千円 481,345	人 124	千円 452,221	人 128	千円 477,221
	所得税失格者	人 16	千円 46,112	人 14	千円 42,731	人 20	千円 60,140	人 6	千円 19,463	人 13	千円 40,417	人 13	千円 42,316	人 17	千円 58,229	人 10	千円 36,620	人 11	千円 38,089
	計	人 207	千円 594,985	人 163	千円 496,990	人 211	千円 658,626	人 163	千円 526,238	人 161	千円 531,889	人 161	千円 552,057	人 154	千円 539,574	人 134	千円 488,841	人 139	千円 515,310
第二種事業	所得税課税者																		
	所得税失格者																		
	計																		
第三種事業	所得税課税者	人 37	千円 104,600	人 46	千円 140,356	人 28	千円 88,287	人 43	千円 136,230	人 37	千円 124,362	人 38	千円 128,265	人 35	千円 123,106	人 34	千円 124,065	人 28	千円 104,936
	所得税失格者	人 7	千円 20,752	人 3	千円 9,077	人 3	千円 9,444	人 4	千円 12,992	人 7	千円 23,481	人 2	千円 6,877	人 2	千円 7,060	人 2	千円 7,309	人 2	千円 7,466
	計	人 44	千円 125,352	人 49	千円 149,433	人 31	千円 97,731	人 47	千円 149,222	人 44	千円 147,843	人 40	千円 135,142	人 37	千円 130,166	人 36	千円 131,374	人 30	千円 112,402
業合計	所得税課税者	人 2	千円 5,943	人 1	千円 3,002	人 1	千円 3,126	人 1	千円 3,300	人 2	千円 6,693					人 1	千円 3,693	人 2	千円 7,479
	所得税失格者	人 2	千円 5,943	人 1	千円 3,002	人 1	千円 3,126	人 1	千円 3,300	人 2	千円 6,693					人 1	千円 3,514		
	計	人 2	千円 5,943	人 1	千円 3,002	人 1	千円 3,126	人 1	千円 3,300	人 2	千円 6,693					人 1	千円 3,514	人 1	千円 3,693
業合計	小計	人 46	千円 131,295	人 50	千円 152,435	人 32	千円 100,857	人 48	千円 152,522	人 46	千円 154,536	人 40	千円 135,142	人 38	千円 133,680	人 37	千円 135,067	人 32	千円 119,881
	所得税課税者	人 230	千円 659,416	人 196	千円 597,617	人 220	千円 689,899	人 201	千円 646,305	人 187	千円 622,527	人 186	千円 638,006	人 172	千円 604,451	人 159	千円 579,979	人 158	千円 589,636
	所得税失格者	人 23	千円 66,864	人 17	千円 51,808	人 23	千円 69,584	人 10	千円 32,455	人 20	千円 63,898	人 15	千円 49,193	人 20	千円 68,803	人 12	千円 43,929	人 13	千円 45,555
業合計	計	人 253	千円 726,280	人 213	千円 649,425	人 243	千円 759,483	人 211	千円 678,760	人 207	千円 686,425	人 201	千円 687,199	人 192	千円 673,254	人 171	千円 623,908	人 171	千円 635,191

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開廃業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合計		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得税課税者	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	所得税失格者	116	439,274	119	466,458	962	4,272,489	647	3,502,151	457	2,918,630	644	5,285,061	471	7,196,522	4,789	28,600,978
	計	13	47,525	11	43,640	65	282,169	13	66,527	12	63,417	5	36,447	239		923,842	
第二種事業	所得税課税者					5	21,854					1	7,525	3	42,754	9	72,133
	所得税失格者	1	3,886			5	21,854					1	7,525	3	42,754	1	3,886
	計	1	3,886			5	21,854					1	7,525	3	42,754	10	76,019
第三種事業	所得税課税者	36	138,518	24	94,547	194	869,407	135	740,139	88	554,476	176	1,425,706	218	4,017,240	1,197	8,914,240
	所得税失格者	6	22,964	5	19,756	19	75,546	6	31,734	2	12,043	2	16,037			72	282,538
	計	42	161,482	29	114,303	213	944,953	141	771,873	90	566,519	178	1,441,743	218	4,017,240	1,269	9,196,778
合計	所得税課税者	2	7,706			4	18,329	1	5,461	2	12,273	4	31,708			23	108,713
	所得税失格者	1	3,845	1	3,916											3	11,275
	計	3	11,551	1	3,916	4	18,329	1	5,461	2	12,273	4	31,708			26	119,988
業	小計	45	173,033	30	118,219	217	963,282	142	777,334	92	578,792	182	1,473,451	218	4,017,240	1,295	9,316,766
合計	所得税課税者	154	585,498	143	561,005	1,165	5,182,079	783	4,247,751	547	3,485,379	825	6,750,000	692	11,256,516	6,018	37,696,064
	所得税失格者	21	78,220	17	67,312	84	357,715	19	98,261	14	75,460	7	52,484			315	1,221,541
	計	175	663,718	160	628,317	1,249	5,539,794	802	4,346,012	561	3,560,839	832	6,802,484	692	11,256,516	6,333	38,917,605

(7) 個人事業税の減免

区分	人員	所得金額	減免額
第一種事業	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
第二種事業	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
第三種事業	あん摩業等以外のもの	天災による者	人
		公私の扶助を受ける者	千円
		その他の	
		計	
あん摩業等	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
合計	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		

(注) 1 令和6年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したもの記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

3 法人事業税に関する調

(1) 事業税額等

区分	現事業年度分														合計	当該年度において発生した歳出還付額									
	確定額				確定申告及び決定のない中間申告				確定申告が翌年度にかかる中間申告額				確定申告期限が翌年度となる見込納付額		調定額	所得一収入一金額	調定期額								
	事業年度数	所 得 金 額	税 額	事業 年 度 数	事業 年 度 数	税 額	事業 年 度 数	税 額	事業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の	當 該 年 度 に 収 入 し た も の													
	あ確 定申 も告 のが	しう ちも決 の定	あ確 定申 も告 のが	しう ちも決 の定	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
法第七十二条の二第一項第一号口に掲げる法人分	普通法人	分割法人	本県本店分 他県本店分	614 2,245	千円 81,221,905	千円 5,494,715	千円 22,427,758	千円 1,527,048	166 934	458,660 1,576,998	160 955	485,081 1,265,729	千円 93,692	37,577 340,605	千円 1,591,046 5,277,138	410,168 1,952,262	15,378 101,384	1,606,424 5,378,522	千円 6,384,805	184,036 97,447	6,482,252				
	人	県内法人	小計	17,773	89	100,522,609	6,036,579	334	5	373	3,029	1,986,755	2,966	1,994,003	471,874	13,252,989	2,546,466	214,209	13,467,198	652,333	134,725	6,390	658,723		
	特別法人	人	小計	20,632	89	204,172,272	13,058,342	334	5	373	4,129	4,022,413	4,081	3,744,813						71,774	40,216	2,263	74,037		
	公益法人等	人	人格なき社団等	502	1	1,192,274	71,774												3,338	36,830	1,387	4,725			
	清算法人	人	清算法人	348		93,394	3,338												909	286	10	919			
	特定信託	人	特定信託																						
	法人課税信託	人	計	22,797	94	219,174,452	13,786,696	334	5	373	4,134	4,022,567	4,081	3,744,813	472,028	13,981,343	2,758,523	224,259	14,205,602						
	法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分	人	計	252			3,807,015					136	1,661,421	137	1,847,758	55,417	4,048,769			14,773	4,063,542				
	法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	人	計	910		10,641,400	1	3,217	710	4,335,331	746	4,501,198			23,696	10,834,180			121,039	10,955,219					
	事業税計	人	事業税計	23,959	94	28,235,111	334	6	3,590	4,980	10,019,319	4,964	10,093,769		551,141	28,864,292		360,071	29,224,363						
	地方法人特別税分	人	地方法人特別税分																15,429	15,429					
	特別法人事業税分	人	特別法人事業税分																10,595,262		169,200	10,764,462			
	合計	人	合計	23,959	94	38,461,831	458	6	5,799	4,980	13,374,262	4,964	13,583,786		782,400	39,459,554		544,700	40,004,254	128,063					

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等（外形対象法人分）

区分	現事業年年度分														合計（調定額）	当該年度において発生した歳出還付額		
	確定額				確定事業税額に 対応する前年度分の 中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる 額		中間納付額の 出還付額		調定額					
	事業年度数	所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	税額	確定申告及び決定 のない中間申告	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に 収入した もの	当該年度に 収入した もの								
	あ確定申 も告のが しうちも決 の定		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
所得割分	普通法人	分割法人 本店分 他県本店分	26	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	県内法人		850	15,733,560	153,760		21	133,187	21	70,906		3,767	95,246	1,166	11,639	106,885		
	小計		910	126,254,543	1,255,391	1	797	661	385,483	695	466,502	3,415	1,340,622	3,749	23,004	1,363,626		
	清算法人		34	4,394,852	43,888		28	25,093	30	24,342		123	43,260	1	10	43,270		
	計		910	146,382,955	1,453,039	1	797	710	543,763	746	561,750	7,305	1,479,128	4,916	34,653	1,513,781		
付加価値割分	普通法人	分割法人 本店分 他県本店分		89,079,675	1,068,939			484,813		489,198		2,566	1,075,890	1,175	14,102	1,089,992		
	県内法人			353,066,573	4,232,352		2,344		1,553,067		1,776,544		5,675	4,463,848	8,453	59,053	4,522,901	
	小計			13,352,425	160,227			75,176		96,105			181,156	9	114	181,270		
	清算法人			455,498,673	5,461,518		2,344		2,113,056		2,361,847		8,241	5,720,894	9,637	73,269	5,794,163	
	計			455,498,673	5,461,518		2,344		2,113,056		2,361,847		8,241	5,720,894	9,637	73,269	5,794,163	
資本割分	普通法人	分割法人 本店分 他県本店分		436,658,567	2,183,292			1,035,679		901,266			2,048,879			2,048,879		
	県内法人			287,619,188	1,436,452		76		592,416		624,022		8,150	1,476,284	4,553	12,117	1,488,401	
	小計			21,419,801	107,099			50,417		52,313			108,995	200	1,000	109,995		
	清算法人			745,697,556	3,726,843		76		1,678,512		1,577,601		8,150	3,634,158	4,753	13,117	3,647,275	
	計			10,641,400			1	3,217	710	4,335,331	746	4,501,198		23,696	10,834,180		121,039	10,955,219
事業税計			910															
地方法人特別税分															558	558		
特別法人事業税分															90,318	4,142,450		
合計			910		14,455,462	1	5,289	710	5,628,484	746	5,975,979		78,066	14,886,312		211,915	15,098,227	
																18,502		

(注) 1 令和6年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。

2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和6年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和5年度以前に申告等があり、令和6年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。

3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

区分	現事業年度 分														合計（調定期額）	当該年度において付発生額した	
	確定額			確定事業税額に 対応する前年度分の 中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる 見込納付額		中間納付額の 歳出還付額		調定期額	過事業年度分				
	事業年度数	税額	確定申告及び決定のない中間申告	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に収入したもの	当該年度に収入したもの						
	あ確定申も告のが	しうたちも決の定	収入金額、所得金額、付加価値額又は資本金等の額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収入割分	61	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1,849,969	1,849,969	670	670	
	地方法人特別税分		182,133,921	1,819,836			36	871,390	34	901,523							
	特別法人事業税分		550,683				261,490		270,680				559,873		77	559,950	
	小計	61		2,370,519			36	1,132,880	34	1,172,203			2,409,842		747	2,410,589	
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業分	収入割分	36	189,148,068	1,310,274			28	618,395	29	698,701			1,437,034	113,497	463	1,437,497	
	付加価値割分		55,761,652	301,621			74,306		150,468				377,783	661,246	4,744	382,527	
	資本割分		37,482,361	89,588			52,527		40,789				84,425	668,169	1,855	86,280	
	事業税計	36		1,701,483			28	745,228	29	889,958			1,899,242		7,062	1,906,304	
	特別法人事業税分		703,546				307,677		347,470				743,539		4,412	747,951	
	小計	36		2,405,029			28	1,052,905	29	1,237,428			2,642,781		11,474	2,654,255	
同号口に掲げる法人分	収入割分	155	22,218,427	166,610			72	16,227	74	22,695			173,180	1,440,375	6,358	179,538	
	所得割分		3,621,377	119,086			28,576		33,582				126,378	99,744	1,353	127,731	
	事業税計	155		285,696			72	44,803	74	56,277			299,558		7,711	307,269	
	特別法人事業税分		93,684				14,703		19,182				98,897		2,441	101,338	
	小計	155		379,380			72	59,506	74	75,459			398,455		10,152	408,607	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分	収入割分																
	付加価値割分																
	資本割分																
	事業税計																
	特別法人事業税分																
	小計																
	合計	252		5,154,928			136	2,245,291	137	2,485,090			56,351	5,451,078	22,373	5,473,451	2,115

(注) 1 令和6年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。

2 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

区分	欠損法人	年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合計				
		事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額		
事業年度年二回法人	分割法人	軽減税率適用法人			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			
			その他の法人																	
	県内法人	計																		
		264	60	94,437	23	132,047	12	106,673	66	1,586,697	25	1,797,059	42	12,005,930	2	3,981,854	494	19,704,697		
事業年度年一回法人	分割法人	軽減税率適用法人			1,025			5	48,012	20	646,954	19	1,466,372	33	8,543,067	12	25,509,163	146	36,214,593	
			その他の法人																	
	県内法人	計		10,973	3,626	5,018,424	1,081	6,238,200	334	3,010,078	1,406	30,399,172	206	14,342,657	176	38,427,284	5	7,481,646	17,807	104,917,461
		11,292	3,688	5,113,886	1,104	6,370,247	351	3,164,763	1,492	32,632,823	250	17,606,088	251	58,976,281	19	36,972,663	18,447	160,836,751		
合 計		11,292	3,688	5,113,886	1,104	6,370,247	351	3,164,763	1,492	32,632,823	250	17,606,088	251	58,976,281	19	36,972,663	18,447	160,836,751		

(注) 1 令和6年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

区分	分割法による												県内法人			合計	
	本県本店分				他県本店分				小計								
	法人数	事業年度数	所得金額①	事業税額②	法人数	事業年度数	所得金額③	事業税額④	所得金額⑤	事業税額⑥	法人数	事業年度数	所得金額⑦	事業税額⑧	所得金額⑨	事業税額⑩	
法第 七 十二 条の二 第一項 第一号 口に 掲げ る法 人分	電気供給業 ガス供給業 倉庫業 鉄道事業・軌道事業 銀行業 証券業 製造業 建設業 通運輸業・ 飲食売上業 その他の 保険業 不動産 サービス の上記事業以外	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 事務所数割 従業者数割 合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		610	614	22,427,758	1,606,424	2,224	2,245	81,221,905	5,378,522	103,649,663	6,984,946	17,632	17,773	100,522,609	6,482,252	204,172,272	13,467,198

(注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）

区分	分割法												法人小計			
	本県本店分						他県本店分						資本金等の額		事業税額	
	法人 数	事業年 度数	所 得 金 額 ①	付 加 価 値 額 ②	資 本 金 等 の 額 ③	事 業 税 額 ④	法 人 数	事業年 度数	所 得 金 額 ⑤	付 加 価 値 額 ⑥	資 本 金 等 の 額 ⑦	事 業 税 額 ⑧	所 得 金 額 ⑨ ①+⑤ ⑨	付 加 価 値 額 ⑩ ②+⑥ ⑩	資 本 金 等 の 額 ⑪ ③+⑦ ⑪	事 業 税 額 ⑫ ④+⑧ ⑫
電気供給事業	1	1	千円	千円	千円	千円	7	7	120,616	682,216	685,504	11,125	120,616	682,216	685,504	11,125
発電用固定資産割									44,729	319,639	1,318,147	2,874	44,729	319,639	1,318,147	2,874
発電所接続電線路割																
総固定資産割																
事業事務所数割	2	3	1,804,937	10,366,147	51,611,781	305,363	10	10	5,210,770	6,821,381	14,710,801	225,165	7,015,707	17,187,528	66,322,582	530,528
従業者数割			1,889,575	10,866,999	54,153,434	320,130			1,211,500	1,743,105	2,080,415	44,927	3,101,075	12,610,104	56,233,849	365,057
ガス供給業																
倉庫業																
鉄道事業・軌道事業	9	9	1,048,469	4,372,719	35,549	3	3	97,145	246,954	197,957	4,882	97,145	1,295,423	4,570,676	40,433	425,018
銀行業									874	26,752,754	10,935,867	425,015	874	26,752,754	10,935,867	425,018
事務所数割																
証券業																
製造業																
建設業																
運輸・通信業																
卸売・小売業、飲食店業																
その他の金融・保険業																
不動産業																
サービス業																
上記以外の事業																
合計	25	26	15,733,560	89,079,675	436,658,567	3,245,756	828	850	126,254,543	353,066,573	287,619,188	7,374,928	141,988,103	442,146,248	724,277,755	10,620,684

区分	県内法人						合計			
	法人 数	事業年 度数	所得金額 (13)	付加価値額 (14)	資本金等の額 (15)	事業税額 (16)	所得金額 (9)+(13)	付加価値額 (10)+(14)	資本金等の額 (11)+(15)	事業税額 (12)+(16)
電気供給業			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
発電用固定資産割										
発電所接続電線路割										
総固定資産割							120,616	682,216	685,504	11,125
事業事務所数割							44,729	319,639	1,318,147	2,874
従業者数割										
ガス供給業										
倉庫業	1	1	560,336	698,958	900,000	17,365	657,481	1,994,381	5,470,676	57,796
鉄道事業・軌道事業	2	2	31,770	288,943	749,973	7,571	32,644	27,041,697	11,685,840	432,586
銀行業										
事務所数割							7,015,707	17,187,528	66,322,582	530,528
従業者数割	1	1					3,101,075	12,610,104	56,233,849	365,057
証券業										
事務所数割							270,898	2,578,416	6,848,508	61,744
従業者数割							117,795	430,348	1,150,527	14,710
製造業	9	9	2,399,297	6,876,062	7,608,283	164,485	53,219,499	141,287,192	420,737,302	4,527,063
建設業										
事務所数割							12,942,959	36,285,357	21,052,342	721,639
従業者数割							6,032,549	14,820,621	7,105,231	289,675
運輸・通信業										
事務所数割							9,542,992	35,650,066	26,844,998	664,717
従業者数割	2	2	279,941	2,056,678	3,710,000	47,002	1,270,157	7,570,946	6,185,487	146,546
卸売・小売業、飲食店業										
事務所数割							19,343,613	58,025,859	27,456,859	1,055,798
従業者数割	4	4	205,204	539,808	653,457	13,121	12,472,161	39,051,321	17,635,994	708,738
その他金融・保険業										
事務所数割							2,849,271	4,855,069	19,851,711	191,864
従業者数割							647,424	1,260,448	5,244,763	49,328
不動産業										
事務所数割							1,817,896	3,069,786	2,392,861	79,499
従業者数割	5	5	242,523	629,460	3,441,488	28,673	1,126,404	2,023,822	4,659,539	65,777
サービス業										
事務所数割							8,834,540	31,444,336	22,399,905	625,747
従業者数割	10	10	675,781	2,262,516	4,356,600	56,318	4,143,577	14,748,568	11,705,048	297,500
上記以外の事業										
事務所数割							653,159	1,849,000	2,186,741	42,007
従業者数割							125,809	711,953	523,142	12,901
合計	34	34	4,394,852	13,352,425	21,419,801	334,535	146,382,955	455,498,673	745,697,556	10,955,219

(注) 令和6年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。

(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

区分		割合															人									
		本 県 本 店 分							他 県 本 店 分							小 計										
		法 人 数	事 業 年 度 数	収 入 金 額 ①	所 得 金 額 ②	付 加 価 値 額 ③	資 本 金 等 の 額 ④	事 業 税 額 ⑤	法 人 数	事 業 年 度 数	収 入 金 額 ⑥	所 得 金 額 ⑦	付 加 価 値 額 ⑧	資 本 金 等 の 額 ⑨	事 業 税 額 ⑩	収 入 金 額 ⑪	所 得 金 額 ⑫	付 加 価 値 額 ⑬	資 本 金 等 の 額 ⑭	事 業 税 額 ⑮						
法 第二号に二掲条げる第一業項	送配電事業	発電所接続電線路割 総 固 定 資 産 割 発電事業等及び特定卸供給事業 ガス供給業及び倉庫業 生命保険業 損害保険業 少額短期保険業 貿易保険業 製 造 上記以外の事業 発電事業等及び特定卸供給事業 送配電事業 ガス供給業及び倉庫業 製 造 上記以外の事業 発電事業等及び特定卸供給事業 送配電事業 ガス供給業及び倉庫業 製 造 上記以外の事業 ガス供給業及び倉庫業 発電事業等及び特定卸供給事業 上記以外の事業		千円	千円	千円	千円	千円	3	3	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
法 第三号に二掲条げる第一業項	発電用固定資産割 総 固 定 資 産 割 発電所接続電線路割 総 固 定 資 産 割 ガス供給業及び倉庫業 製 造 上記以外の事業 発電用固定資産割 総 固 定 資 産 割 発電所接続電線路割 総 固 定 資 産 割 ガス供給業及び倉庫業 製 造 上記以外の事業 発電用固定資産割 総 固 定 資 産 割 発電所接続電線路割 総 固 定 資 産 割 ガス供給業及び倉庫業 製 造 上記以外の事業 ガス供給業及び倉庫業 発電事業等及び特定卸供給事業 上記以外の事業																									
法 第四号に二掲条げる第一業項	52,549,371 23,157,587 38,203,872 16,876,323 36,508,879 13,791,753																									
法 第五号に二掲条げる第一業項	385,720 170,252 369,147 139,873																									
法 第六号に二掲条げる第一業項	25,211,046 8,063,136																									
法 第七号に二掲条げる第一業項	119,933,924 38,964,226																									
法 第八号に二掲条げる第一業項	25,211,046 8,063,136																									
法 第九号に二掲条げる第一業項	177,196 274,379 53,432 17,359																									
法 第十号に二掲条げる第一業項	183,696 37,888 51,254																									
法 第十一号に二掲条げる第一業項	253,008 222,667 319 102																									
法 第十二号に二掲条げる第一業項	177,196 274,379 53,432 17,359																									
法 第十三号に二掲条げる第一業項	183,696 37,888 51,254																									
法 第十四号に二掲条げる第一業項	237,157,588 23,157,587 385,720 170,252 369,147 139,873																									
法 第十五号に二掲条げる第一業項	536,775 237,588 385,720 170,252 369,147 139,873																									
法 第十六号に二掲条げる第一業項	25,211,046 8,063,136																									
法 第十七号に二掲条げる第一業項	119,933,924 38,964,226																									
法 第十八号に二掲条げる第一業項	119,933,924 38,964,226																									
法 第十九号に二掲条げる第一業項	177,196 274,379 53,432 17,359																									
法 第二十号に二掲条げる第一業項	183,696 37,888 51,254																									
法 第二十一号に二掲条げる第一業項	222,667 319 102																									
法 第二十二号に二掲条げる第一業項	319 102																									
法 第二十三号に二掲条げる第一業項	35 11																									
法 第二十四号に二掲条げる第一業項	17,359 11																									
法 第二十五号に二掲条げる第一業項	94,453 106,092																									
法 第二十六号に二掲条げる第一業項	59,132 67,960																									
法 第二十七号に二掲条げる第一業項	237,856 329,293																									
法 第二十八号に二掲条げる第一業項	92,930 103,898																									
法 第二十九号に二掲条げる第一業項	127,138 341,075,450																									
法 第三十号に二掲条げる第一業項	33,495,766 25,363,892																									

(注) 令和6年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人数

区分	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ① + ②	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	利益法人 ① + ④	欠損法人 ② + ⑤	計 ③ + ⑥	不申告法 人	休業中法人 人	清算中法人 人	所在不明人	
	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計											
資本金別			①		②		③	④	⑤	⑥							
300万円未満	18	2	20	46	6	52	72	1,202	2,243	3,445	1,222	2,295	3,517	192	371	197	3
300万円以上1,000万円未満	49	5	54	69	7	76	130	3,294	5,901	9,195	3,348	5,977	9,325	80	794	588	12
1,000万円	51	13	64	58	15	73	137	1,120	1,532	2,652	1,184	1,605	2,789	11	113	355	8
1,000万円超5,000万円未満	70	27	97	55	22	77	174	1,009	997	2,006	1,106	1,074	2,180	7	55	294	2
5,000万円以上1億円未満	24	22	46	19	9	28	74	155	134	289	201	162	363	2	7	68	
1億円	10	10	20	2	1	3	23	24	21	45	44	24	68			17	
1億円超10億円未満	4	6	10	2	3	5	15	21	9	30	31	14	45		1	30	
10億円																	
10億円超50億円未満	1	4	5	1	1	2	7	1	2	3	6	4	10				2
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上																	
合計	227	92	319	252	64	316	635	6,826	10,840	17,666	7,145	11,156	18,301	292	1,341	1,551	25

(注) 令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和6年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人	年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		税額						
		法人数	うち通算及び連結分	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額					
																	うち通算及び連結分					
300万円未満	2,295	2	875	1,117,888	159	894,734	50	447,470	128	2,357,828	8	586,193	2	658,136	3	3,517	3,517	6,062,249	1,403	346,256	49	
300万円以上 1,000万円未満	5,977	4	1,967	2,728,759	589	3,392,718	163	1,467,021	563	11,415,378	48	3,139,229	17	3,045,853	1	1,220,941	9,325	26,409,899	72,191	1,503,853	8,786	
1,000万円	1,605	5	521	747,596	189	1,092,497	73	656,446	330	7,309,816	44	3,169,041	27	6,097,805		2,789	14	19,073,201	398,325	1,424,379	56,601	
1,000万円超 5,000万円未満	1,074	4	289	469,427	151	903,077	53	483,696	380	9,199,348	109	7,497,879	120	24,676,064	4	5,678,763	2,180	48,908,254	4,772,555	3,671,690	409,923	
5,000万円以上 1億円未満	162	5	27	50,216	13	81,389	5	45,019	74	1,923,291	30	2,301,227	51	13,169,650	1	1,303,008	363	18,873,800	3,133,224	2,220,515	300,966	
1億円	24	2			3	17,149	3	28,093	8	176,268	7	507,356	20	5,774,860	3	6,145,553	68	6	12,649,279	5,543,746	3,891,649	506,219
1億円超 10億円未満																						
10億円																						
10億円超 50億円未満																						
50億円																						
50億円超 100億円未満																						
100億円以上																						
合計	11,137	22	3,679	5,113,886	1,104	6,381,564	347	3,127,745	1,483	32,381,929	246	17,200,925	237	53,422,368	9	14,348,265	18,242	69	131,976,682	13,921,444	13,058,342	1,282,544

(注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。

なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。

4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別(外形対象法人分)

所得階層 資本金別	欠損法人			左のうち付加価値額が0以下である法人		年所得400万円以下				年所得400万円超800万円以下				年所得800万円超1,000万円以下				年所得1,000万円超5,000万円以下				年所得5,000万円超1億円以下							
	法人 人数	うち通算 及び連結 分	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所 金	得 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所 金	得 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所 金	得 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額						
1 億 円 超 10億円未満	14	1	4,511,234	3,754,678	3	333,270				千円	千円	千円		千円	3	25,700	439,499	1,160,000	8	250,894	2,748,955	2,654,855	4	305,218	1,412,845	1,650,000			
10 億 円																													
10 億 円 超 50億円未満	4	1	2,741,920	14,016,607	1	280,502																				1	99,945	7,626,426	6,601,232
50 億 円																													
50 億 円 超 100億円未満																													
100億円以上	1	1		135,645,077	1	135,645,077																							
合計	19	3	7,253,154	153,416,362	5	136,258,849										3	25,700	439,499	1,160,000	8	250,894	2,748,955	2,654,855	5	405,163	9,039,271	8,251,232		

所得階層 資本金別	年所得1億円超10億円以下				年所得10億円超				合計						税額										
	法人 人数	所得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 割	うち通算 及び連結 分	付 加 価 値 額	資 本 割	うち通算 及び連結 分							
1 億 円 超 10億円未満	14	千円	千円	千円	3	千円	千円	千円	46	千円	千円	千円	千円	千円	千円	71,907	984,502	272,125	152,485	29,200	千円	千円	千円	千円	
10 億 円																36,284	20,440	101,171	57,144	20,913					
10 億 円 超 50億円未満	1	108,093	995,647	2,900,000	4	12,500,288	38,982,223	12,884,592	10	12,708,326	2,578,998	50,346,216	8,414,642	36,402,431	2,941,000	230,206	31,963	955,023	129,437	298,101	23,475				
50 億 円																8,761	5,477	38,242	19,417	8,126	3,905				
50 億 円 超 100億円未満																243,800	7,623	594,524	45,242	160,465	14,438				
100億円以上	1	807,414	6,573,340	38,407,798	3	5,508,169	47,127,470	402,972,695	5	6,315,583	1,817,149	53,700,810	14,987,173	577,025,570	225,263,272	685,499	185,206	2,788,056	969,986	3,086,753	809,927				
合計	16	5,553,914	22,128,742	49,743,267	10	22,624,398	98,837,370	417,701,524	61	28,860,069	7,955,222	140,446,991	35,358,823	632,927,240	231,846,663	1,453,039	322,616	5,461,518	1,493,351	3,726,843	882,738				

(注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。

なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

3 このほかは、(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分 資本金別	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益								
	特定内法人又は非課税事業を行ふ法人分			左以外の法人分			特定内法人又は非課税事業を行ふ法人分			左以外の法人分			特定内法人又は非課税事業を行ふ法人分			左以外の法人分			特定内法人又は非課税事業を行ふ法人分			左以外の法人分					
	報酬給与額 総額	外国分報 酬給与額	非課税事 業分報 酬給与額	課税対象 報酬給与額	課税対象 報酬給与額	課税対象 報酬給与額	純支払利 子総額	外國分純 支払利子	非課税事 業分純支 払利子	課税対象 純支払利 子	課税対象 純支払利 子	純支 払賃借 料総額	外國分純 支払賃借 料	非課税事 業分純支 払賃借 料	課税対象 純支払賃 借料	課税対象 純支払賃 借料	純支 払賃借 料	純支 払賃借 料	純支 払賃借 料	純支 払賃借 料	純支 払賃借 料	純支 払賃借 料	純支 払賃借 料				
1 億円超 10億円未満	千円	千円	千円	千円	千円	千円	35,986,348	35,986,348		千円	千円	546,799	546,799		千円	千円	千円	千円	千円	1,077,039	1,077,039		千円	千円	10,879,378	10,879,378	
10億円																											
10億円超 50億円未満							44,415,621	44,415,621				1,190,297	1,190,297								4,838,113	4,838,113				9,655,510	9,655,510
50億円																											
50億円超 100億円未満							50,294,451	50,294,451				3,659,345	3,659,345								2,759,278	2,759,278				7,189,781	7,189,781
100億円以上																				8,674,430	8,674,430				27,724,669	27,724,669	
小計							130,696,420	130,696,420				5,396,441	5,396,441							281,569	281,569				7,396,715	7,396,715	
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分							35,535	35,535				425,482	425,482														
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分																											
合計							130,731,955	130,731,955				5,821,923	5,821,923							8,955,999	8,955,999				35,121,384	35,121,384	

(12) 付加価値割の内訳

区分 資本金別	報酬給与額						純支払利子		純支払賃借料		単年度損益							
	給与分	掛金分	労働者派遣分		受取利子		支 払 利 子	受 取 利 子	支 賃 借 料	受 取 賃 借 料	单年度利益 を計上した 法人分	单年度損失 を計上した 法人分						
1 億円超 10億円未満	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1,681,580	1,438,234	260,560	17,214	550,346	77,768	2,331,433	5,986,409	9,920,149	△ 859,502		
10億円																		
10億円超 50億円未満	42,956,385	575,897	575,897	1,091,729	596,791	494,938		1,240,117	65,921	6,339,277	1,924,664	12,708,327	△ 3,052,818					
50億円																		
50億円超 100億円未満	45,919,200	882,221	882,221	3,493,031	3,493,031			4,884,609	56,333,118	3,683,240	923,962	8,132,732	△ 942,950					
100億円以上																		
小計	121,000,486	2,240,591	2,240,591	6,266,340	5,528,056	755,498	17,214	6,675,072	56,476,807	12,353,950	8,835,035	30,761,208	△ 4,855,270					
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分		127,293						450,656	1,863	305,260	5,328	9,536,996	△ 321,550					
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分																		
合計	121,127,779	2,240,591	2,240,591	6,266,340	5,528,056	755,498	17,214	7,125,728	56,478,670	12,659,210	8,840,363	40,298,204	△ 5,176,820					

(注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。

ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

(13) 雇用安定控除

区分 資本金別	付加価値額が 0以下である 法人	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合															
		7 0 % 以 下			7 0 % 超 ~ 7 5 % 以 下			7 5 % 超 ~ 8 0 % 以 下			8 0 % 超 ~ 8 5 % 以 下						
		法 人 数	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 值 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額			
第一号第七イ十ニ二掲条のる二法第二人一分項	1 億 円 超 10 億 円 未 満	4	1	94,889	千円	1	1,090,380	千円	29,348	1	406,647	千円	36,517	2	1,869,545	千円	208,413
	10 億 円																
	10 億 円 超 50 億 円 未 満		1	1,491,549							2	11,010,172	502,709				
	50 億 円																
	50 億 円 超 100 億 円 未 満																
	100 億 円 以 上		1											1	33,686,483	4,180,627	
	小 計	5	2	1,586,438		1	1,090,380	千円	29,348	3	11,416,819	539,226	3	35,556,028	4,389,040		
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分		1	5	10,305,415							1	108,147	3,954				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分																	
合 計		6	7	11,891,853		1	1,090,380	千円	29,348	4	11,524,966	543,180	3	35,556,028	4,389,040		

区分 資本金別	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酉 給 与 額 の 割 合												
	8 5 % 超 ~ 9 0 % 以 下			9 0 % 超 ~ 9 5 % 以 下			9 5 % 超 ~ 1 0 0 % 以 下			合 計 (7 0 % 超 分)			
	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	
第一号第七イ十ニ二掲条のる二法第二人一分項	1 億 円 超 10 億 円 未 満		千円	8	6,403,015	千円	27	36,690,112	千円	39	46,459,699	千円	9,687,052
	10 億 円												
	10 億 円 超 50 億 円 未 満	2	12,820,775	1,930,684	3	22,916,520	4,637,798	2	11,860,525	2,450,236	9	58,607,992	9,521,427
	50 億 円												
	50 億 円 超 100 億 円 未 満												
	100 億 円 以 上												
	小 計	2	12,820,775	1,930,684	11	29,319,535	5,592,273	32	79,008,205	17,171,148	52	169,211,742	29,651,719
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分											1	108,147	3,954
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分													
合 計		2	12,820,775	1,930,684	11	29,319,535	5,592,273	32	79,008,205	17,171,148	53	169,319,889	29,655,673

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区分 資本金別	区分		資本金	法人税法上の 資本金等の額	法第72条の21第1項第1号に係る控除分	法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除分	法附則第9条第1項～第3項、第11項及び第12項に係る控除分	収入金額課税分	資本金等の額又は月数按分後の資本金等の額	持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項～第7項、第17項及び第23項に係る控除分	資本圧縮措置前の資本金等の額	資本圧縮措置分	課税対象資本金等の額
	①	②	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一号に係る法人分	内	1億円超 10億円未満	16,239,606	18,928,508				19,115,927						19,115,927		19,115,927
	内	10億円						32,570,922						32,570,922		32,570,922
	内	10億円超 50億円未満	22,828,062	34,700,495												
	内	50億円														
	内	50億円超 100億円未満														
	内	100億円以上	513,535,204	821,309,621				814,762,929	115,532,856					699,230,073	257,849,630	441,380,443
第二号に係る法人分	外	国 法 人														
	外	小計	552,602,872	874,938,624				866,449,778	115,532,856					750,916,922	257,849,630	493,067,292
第三号に係る法人分	内	国 法 人	1,335,500	2,487,044				2,487,044						2,487,044		2,487,044
	外	国 法 人														
	外	小計	1,335,500	2,487,044				2,487,044						2,487,044		2,487,044
第四号に係る事業分	内	国 法 人														
	外	国 法 人														
	外	小計														
	合 計		553,938,372	877,425,668				868,936,822	115,532,856					753,403,966	257,849,630	495,554,336

(15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人			
	法 人 数	持株特例適用前の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前の資本金等の額	特 定 子 会 社 の 株 式 又 は 出 資 に 係 る 控 除 額	特 例 適 用 後 の 資 本 金 等 の 額
	①	②	① - ②	③	千円	千円
第一号に係る法人分						
	100億円未満	54	51,686,849			
	100億円以上	2	70,886,835			
	500億円未満	1	51,210,397			
	500億円以上	1	115,532,856	115,532,856		
	1000億円未満					
	1000億円以上	1	115,532,856	115,532,856		
	2000億円未満					
	2000億円以上	1	115,532,856	115,532,856		
	3000億円未満					
	3000億円以上	1	115,532,856	115,532,856		
	4000億円未満					
	4000億円以上	1	115,532,856	115,532,856		
	5000億円未満					
	5000億円以上	1	577,132,840			
	5000億円以上	1	577,132,840			
	小 計	59	866,449,777	115,532,856		
法第72条の2第1項第3号に係る法人分		7	2,487,044			
法第72条の2第1項第4号に係る事業分						
合 計	66	868,936,821	1	115,532,856	115,532,856	

(16) 資本割の圧縮措置

区分 圧縮前資本 金等の額別	法 人 数	圧縮前資本金等の額 ①	資 本 圧 縮 額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③		
				千円	千円	千円
法 500 億 円 以 下	56	122,573,684		122,573,684		
第 500 億 円 超						
七 1000 億 円 以 下	1	51,210,398		51,210,398		
十 1000 億 円 超						
二 2000 億 円 以 下	1					
二 2000 億 円 超						
条 3000 億 円 以 下						
の 3000 億 円 超						
二 4000 億 円 以 下						
二 4000 億 円 超						
第 5000 億 円 以 下						
一 5000 億 円 超						
一 6000 億 円 以 下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210		
一 6000 億 円 超						
項 7000 億 円 以 下						
第 7000 億 円 超						
一 8000 億 円 以 下						
一 8000 億 円 超						
号 9000 億 円 以 下						
イ 9000 億 円 超						
イ 1 兆 円 以 下						
イ 1 兆 円 超						
イ 2 兆 円 以 下						
イ 2 兆 円 超						
イ 3 兆 円 以 下						
イ 3 兆 円 超						
イ 4 兆 円 以 下						
イ 4 兆 円 超						
イ 5 兆 円 以 下						
イ 5 兆 円 超						
法 人 分 小計	59	750,916,922	257,849,630	493,067,292		

区分 圧縮前資本 金等の額別	法 人 数	圧縮前資本金等の額 ①	資 本 圧 縮 額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③		
				千円	千円	千円
法 500 億 円 以 下	7	2,487,044				
第 500 億 円 超						
七 1000 億 円 以 下						
十 1000 億 円 超						
二 2000 億 円 以 下						
二 2000 億 円 超						
条 3000 億 円 以 下						
の 3000 億 円 超						
二 4000 億 円 以 下						
二 4000 億 円 超						
第 5000 億 円 以 下						
一 5000 億 円 超						
一 6000 億 円 以 下						
一 6000 億 円 超						
項 7000 億 円 以 下						
第 7000 億 円 超						
一 8000 億 円 以 下						
一 8000 億 円 超						
号 9000 億 円 以 下						
イ 9000 億 円 超						
一 1 兆 円 以 下						
イ 1 兆 円 超						
イ 2 兆 円 以 下						
イ 2 兆 円 超						
イ 3 兆 円 以 下						
イ 3 兆 円 超						
イ 4 兆 円 以 下						
イ 4 兆 円 超						
イ 5 兆 円 以 下						
イ 5 兆 円 超						
法 人 分 小計	7	2,487,044				

区分 圧縮前資本 金等の額別	法 人 数	圧縮前資本等の額 ①	資 本 圧 縮 額 ②	圧縮後資本等の額 ① - ② ③
			千円	千円
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 事 業 分				
500 億 円 以 下				
500 億 円 超 1000 億 円 以 下				
1000 億 円 超 2000 億 円 以 下				
2000 億 円 超 3000 億 円 以 下				
3000 億 円 超 4000 億 円 以 下				
4000 億 円 超 5000 億 円 以 下				
5000 億 円 超 6000 億 円 以 下				
6000 億 円 超 7000 億 円 以 下				
7000 億 円 超 8000 億 円 以 下				
8000 億 円 超 9000 億 円 以 下				
9000 億 円 超 1 兆 円 以 下				
1 兆 円 超 2 兆 円 以 下				
2 兆 円 超 3 兆 円 以 下				
3 兆 円 超 4 兆 円 以 下				
4 兆 円 超 5 兆 円 以 下				
5 兆 円 超				
小 計				
合 計	66	753,403,966	257,849,630	495,554,336

(17) 徵收猶予

区分 資本金別	本年度中に納付された額 ⑬		本年度中に猶予を取消した額 ⑭		本年度中に納付を免除等した額 ⑮		本年度中の徴収猶予額の増加額 ⑯		本年度末の当初分徴収猶予額の総計 ① + ⑫ ⑰		本年度末における徴収猶予残額 ⑤ + ⑯ ⑱		徴 収 猶 予 期 間						調 定 額		徴 収 猶 予 率			
	件 数	納 付 額	件 数	取 消 額	件 数	免 除 等 額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	件 数	猶 予 額	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	現 事 業 年 度 分 計 ⑲	過 事 業 年 度 分 計 ⑳	A / C	B / D		
													1年以下	1年超~2年以下	2年超~3年以下	3年超~4年以下	4年超~5年以下	5年超~6年以下						
1 億 円 超 10 億 円 未 満		千円		千円		千円		千円		千円		千円									千円	千円	%	%
10 億 円																								
10 億 円 超 50 億 円 未 満																								
50 億 円																								
50 億 円 超 100 億 円 未 満																								
100 億 円 以 上																								
合 计																					C 10,834,180	D 121,039		

(18) 法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に関する調

区分	資本金区分	分割法人						県内法人						合計						税額
		法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	
電気供給業	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	1 億円以下 1 億円超 計		千円	千円	千円	千円	8	8	29,000,920	9,316,567	10,456,021	5,073,930	8	8	29,000,920	9,316,567	10,456,021	5,073,930	8,042 757,069 765,111
ガス供給業	法第72条の2第1項第3号に掲げる法人	1 億円超 1 億円以下 1 億円超 計	3 3	222,870 35,398				152	157	22,355,711	2,449,230			155	160	22,578,581	2,484,628			1,629,901 207,932 5,654 213,586
生命保険業	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	1 億円以下 1 億円超 計						5	5	1,538,881	79,703			5	5	1,538,881	79,703			15,389
損害保険業	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業	1 億円以下 1 億円超 計						5	5	1,538,881	79,703			5	5	1,538,881	79,703			15,389
少額短期保険業		1 億円以下 1 億円超 計																		233,436 311,766 545,202
貿易保険業		1 億円以下 1 億円超 計																		494,133 494,133
合計		1 億円以下 1 儑円超 計	3 3	222,870 35,398				157	162	23,894,592	2,528,933			160	165	24,117,462	2,564,331			464,799 3,198,523 3,663,322

(注) 1 令和6年度において調定したもののうち、現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。

3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和6年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。

4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区分	法人			個人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人員	所得金額
林業			千円		千円
鉱物の掘採事業	1	1	588,693		
農業	47	47	248,496		
計	48	48	837,189		

(注) 1 法人にあっては令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了したものの確定申告分（確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。）について、個人にあっては現年課税分について、それぞれ記載した。

2 分割法人（個人）については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人（個人）について記載した。

3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

4 地 方 消 費 稅 に 関 す る 調

(1) 調 定 額

(単位：千円)

区 分	前年度2、3月調定額	令 和 6 年 度 計	
		調 定 額 合 計	うち2、3月調定額
譲渡割	2,748,657	23,812,644	3,423,452
貨物割	740,346	3,021,355	584,395
合 計	3,489,003	26,833,999	4,007,847

(2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I期収入・支出額等	II期収入・支出額等	III期収入・支出額等	IV期収入・支出額等	収入・支出額等合計
清算対象額	6,693,344	8,325,011	3,548,362	7,682,459	26,249,176
一般財源	3,032,553	3,774,687	1,603,505	3,484,693	11,895,438
社会保障財源	3,660,791	4,550,324	1,944,857	4,197,766	14,353,738
清算金収入額(a)	10,043,517	12,227,492	7,820,643	11,627,424	41,719,076
一般財源	4,549,557	5,543,066	3,537,140	5,273,192	18,902,955
社会保障財源	5,493,960	6,684,426	4,283,503	6,354,232	22,816,121
清算金支出額(b)	165,072	45,661	165,437	186,226	562,396
一般財源	74,910	20,647	75,272	84,407	255,236
社会保障財源	90,162	25,014	90,165	101,819	307,160
差引(a)-(b)	9,878,445	12,181,831	7,655,206	11,441,198	41,156,680
一般財源	4,474,647	5,522,419	3,461,868	5,188,785	18,647,719
社会保障財源	5,403,798	6,659,412	4,193,338	6,252,413	22,508,961
地方消費税交付金額	8,285,886	10,253,414	5,601,783	9,561,828	33,702,911
一般財源	3,753,593	4,648,549	2,532,686	4,336,740	15,271,568
社会保障財源	4,532,293	5,604,865	3,069,097	5,225,088	18,431,343

(注)1 令和6年度分について記載した。

2 清算及び交付の時期の区分は次による。

I期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月

II期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月

III期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月

IV期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月

3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

5 不動産取得税に関する調

(1) 家屋

区分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			法第73条の14第1項（法附則第11条第8項及び第11項による読み替えを含む。）から第3項まで及び第6項に該当するものでその価格の全額がこれらの規定に規定する金額以下のもの			法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの			控除額	課税標準の特例を適用したとの額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの	課 税 標 準	法第73条の2第7項、法第73条の27の2から法第73条の27の5まで、法附則第11条の4及び第62条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの	法第73条の31の規定、他法の規定により減免等をしたもの	調定額															
							法第73条の14第7項から第9項まで及び第11項から第15項まで並びに法附則第11条等の課税標準の特例（法附則第11条第8項及び第11項を除く。）に該当するもの（②に該当するものを除く。）	法第73条の14第1項（法附則第11条第8項及び第11項による読み替えを含む。）から第3項まで及び第6項に該当するもの（②に該当するものを除く。）	計 ④+⑤																					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪																			
	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	左の内訳	減免等される前の税額	法第73条の2第7項、法第73条の27の2から法第73条の27の5まで、法附則第11条の4及び第62条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの	法第73条の31の規定、他法の規定により減免等をしたもの	調定額							
	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	住宅部分	住宅以外の部分	件金額	件金額	⑨-⑩-⑪							
木造	建築分	専用住宅	8	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	円	2	千円	千円	千円	m ²	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	147,023	147,023					
		併用住宅		24	1,383	4,110	352,189	33,644,053	1,351	195,857	19,403,716	99,071	2	7,799	1,172	14,475,939	1,174	14,483,738	145	17,806	17,439	1,206	4,902,539	4,902,539	25,321	25,321				
		非住宅部分								17,718	1,433,311	80,896		65		629,605	65	629,605					391,812	391,812	14,458	14,458				
		小計								4,413	391,812	88,786		65		629,605	65	629,605					84	1,195,518	803,706	391,812	39,779			
		その他	3	7	557					84	22,131	1,825,123	82,469		65		629,605	65	629,605					349	3,549,460	9,381	3,540,079	141,965		
	承継分	専用住宅	2	28	137	711	92,420	2,143,180	3,285	480,685	6,708,449	13,956	1	615	1,237	15,105,544	1,240	15,113,958	145	17,806	17,439	1,639	9,647,517	5,715,626	3,931,891	328,767				
		併用住宅								34,542	450,768	13,050		7		19,904	8	21,345					3,285	6,687,104	6,687,104	200,425	72			
		非住宅部分								20,016	196,603	9,822		8		18,188	8	18,188					432,580	432,580	196,603	196,603				
		小計								234	54,558	647,371	11,866		8		18,188	8	18,188					234	629,183	432,580	196,603	20,816		
		その他								393	97,559	877,032	8,990		8		18,188	8	18,188					393	877,032	43,087	833,945	34,632		
	非木造	専用住宅	2	28	137	711	92,420	2,143,180	3,912	632,802	8,232,852	13,010	1	1,441	15	38,092	16	39,533					3,912	8,193,319	7,162,771	1,030,548	255,873			
		併用住宅								1,441	1,252			15,143,636	1,256	15,153,491	145	17,806	17,439	5,551	17,840,836	12,878,397	4,962,439	584,640	76					
		非住宅部分								133				1,629,871	133	1,629,871	6	699	573	157	798,812	798,812	23,958	23,958	23,958					
		小計								279	155,146	13,318,046	85,842									279	13,318,046	4,347	13,313,699	532,711				
		その他	2	8	363					279				133		1,629,871	133	1,629,871	6	699	573	436	14,116,858	803,159	13,313,699	556,669				
	木造	専用住宅								55	6,188	329,568	357		5		17,701	5	17,701					357	3,663,762	3,663,762	109,896	3		
		併用住宅								12,629	362,848	28,731		5		17,701	5	17,701					362,848	362,848	281,477	11,878				
		非住宅部分								9,524	281,477	29,554		5		17,701	5	17,701					281,477	281,477	281,477	10,263				
		小計								51	22,153	644,325	29,085		5		17,701	5	17,701					51	644,325	362,848	281,477	22,141		
		その他								315	273,668	9,369,317	34,236		5		17,701	5	17,701					315	9,369,317	17,278	9,352,039	374,475		
	合計B									55	6,188	329,568	723	13,695,105	36,157		1,647,572	138	1,647,572	6	699	573	1,159	27,794,262	4,847,047	22,947,215	1,063,181			
										9,855	1,390			138		1,647,572	138	1,647,572	6	699	573	1,159	27,794,262	4,847,047	22,947,215	1,063,181				
合計A + B	37	149	5,086	5,075	466,697	37,818,223	6,861	1,467,026	62,454,173	42,572	4		9,855	1,390	16,791,208	1,394	16,801,063	151	18,505	18,012	6,710	45,635,098	17,725,444	27,909,654	1,647,821	85	7,478	17	63,949	1,576,394

(注) 1 令和6年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。

(2) 家屋の価格段階別

区分	12万円未満のもの		12万円以上		18万円以上		23万円以上		30万円を超えるもの		50万円を超えるもの		350万円を超えるもの		
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	
木造	建 築	専用住宅 併用住宅 その他	2	千円 195	1	千円 167	5	千円 1,022	7	千円 1,924	21	千円 8,262	216	千円 376,507	
	承 継	専用住宅 併用住宅 その他	19	1,427	41	6,248	31	6,418	33	1,575	10	4,062	111	2,784	
	小計		23	1,804	60	9,105	59	12,135	70	18,617	234	95,134	3,844	232,927	
	非木造	建 築	専用住宅 併用住宅 その他	12	1,019	10	1,512	2	402	8	2,032	12	4,486	46	63,782
	承 継	専用住宅 併用住宅 その他	1	50	1	175	2	378	2	542	7	2,817	130	142,860	
	小計		13	1,069	15	2,296	11	2,209	12	3,075	45	18,043	367	291,578	
	合計		36	2,873	75	11,401	70	14,344	82	21,692	279	113,177	4,211	28,545	

区分	420万円を超えるもの		450万円を超えるもの		1,000万円を超えるもの		1,100万円を超えるもの		1,200万円を超えるもの		1,300万円を超えるもの		1,400万円を超えるもの		
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	
木造	建 築	専用住宅 併用住宅 その他	108	千円 467,684	2,407	千円 17,744,287	683	千円 7,165,961	603	千円 6,938,645	457	千円 5,687,257	315	千円 4,233,928	
	承 継	専用住宅 併用住宅 その他	1	4,268	8	56,731	5	52,533	7	79,264	11	138,098	5	67,101	
	小計		207	898,616	2,896	20,787,258	722	7,575,335	625	7,189,123	479	5,963,863	334	4,489,664	
	非木造	建 築	専用住宅 併用住宅 その他	5	21,685	40	276,124	5	52,276	9	149,617	29	365,840	18	241,629
	承 継	専用住宅 併用住宅 その他	6	25,974	149	979,223	11	115,064	7	79,422	11	137,102	9	122,039	
	小計		19	83,079	358	2,464,406	39	405,241	35	401,270	51	638,974	38	512,574	
	合計		226	981,695	3,254	23,251,664	761	7,980,576	660	7,590,393	530	6,602,837	372	5,002,238	

区分	1,500万円を超えるもの		1,600万円を超えるもの		1,700万円を超えるもの		1,800万円を超えるもの		1,900万円を超えるもの		2,000万円を超えるもの		合計		
	1,600万円以下のもの ⑯		1,700万円以下のもの ⑰		1,800万円以下のもの ⑰		1,900万円以下のもの ⑲		2,000万円以下のもの ⑲		⑳		㉑		
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	
木造	建物	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	専用住宅	123	1,907,895	61	1,005,078	45	787,153	42	774,268	17	331,146	96	2,893,876	5,469	53,049,152
	併用住宅	4	62,050	4	65,860	6	104,236	3	56,181	2	38,816	20	995,446	84	1,825,123
	分譲	8	124,039	7	115,425	4	70,336	5	93,626	1	19,259	30	1,557,597	352	3,550,632
	その他	2	31,061	1	16,027	2	34,746	1	18,347	1	18,250	2	103,425	234	647,371
	承継	2	31,061	1	16,027	2	34,746	1	18,347	1	18,250	2	103,425	234	647,371
	分譲	8	124,039	7	115,425	4	70,336	5	93,626	1	19,259	30	1,557,597	352	3,550,632
	その他	2	31,061	1	16,027	2	34,746	1	18,347	1	18,250	2	103,425	234	647,371
	小計	137	2,125,045	73	1,202,390	57	996,471	53	979,060	20	389,221	154	5,735,910	10,530	68,801,076
	非木造	建物	17	261,703	10	166,656	2	34,678	2	36,997	20	391,468	15	773,014	384
木造	併用住宅	6	92,772	5	83,417	3	52,510	4	74,317	4	78,314	90	12,139,032	281	13,318,409
	分譲	1	15,001	2	34,439	4	74,779	3	58,870	29	1,911,051	412	4,011,031		
	その他	1	15,043	1	16,299	2	34,439	4	74,779	3	58,870	29	1,911,051	412	4,011,031
	承継	2	30,832	5	82,420	4	69,907	3	54,568	3	58,348	76	8,190,100	315	9,369,317
	分譲	27	415,351	21	348,792	11	191,534	13	240,661	30	587,000	219	23,398,401	1,443	31,476,406
	小計	164	2,540,396	94	1,551,182	68	1,188,005	66	1,219,721	50	976,221	373	29,134,311	11,973	100,277,482

(3) 土地

区分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの			法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの			法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの			課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの					
	①	②	③	④	⑤													
	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	控除額	件数	面積	価格	
住宅用地	773	m ²	千円	千円	40,208	m ²	千円	千円	8,383	m ²	千円	千円	2,075	2	千円	m ²	千円	
上記以外の宅地	51	5,185	1,638	20,104	3,277				780	7,417,770	1,252,498	41,756,708						
農地	1,134	1,324,489	25,808	25,808					1,413	12,394,109	743,034	743,034	135,794	686				
山林	362	587,600	662	662					231	9,254,968	97,862	97,862	344	1				
その他	107	178,834	553	553					99	3,034,735	38,696	38,696	896	7				
計	2,427	2,147,940	48,765	70,508					10,906	39,445,295	23,010,444	45,141,296	139,109	696				

(注) 1 令和6年度課税分について記載した。

2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。

3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区分	課税標準額 ③-④-⑤	減免等される前 の税額 ⑥	法第73条の24の規定の適用により 全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当 したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の 適用により徴収猶予をしているも の		法第73条の27の2から法第73条の 27の7まで並びに法附則第11条の 4、第12条の規定により減額、納 税義務の免除をしたもの ⑩		法第73条の31、他法の規定により 減免等をしたもの ⑪		調定額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪
			件数 ⑦	減額した額 ⑧	件数 ⑨	減額した額 ⑨	件数 ⑩	徴収猶予額 ⑩	件数 ⑪	減額、納税義務 の免除をした額 ⑪	件数 ⑪	減免等した額 ⑪	
住宅用宅地	千円 20,876,279	千円 625,740	1,088	千円 45,199	536	千円 33,457		千円		千円 2	千円 56	千円 547,028	
上記以外の宅地	千円 1,252,498	千円 37,505	31	千円 852	14	千円 652			117	千円 1,475	千円 1	千円 36,001	
農地	千円 607,240	千円 17,977							117	千円 1,475	千円 11	千円 16,491	
山林	千円 97,518	千円 2,905										千円 2,905	
その他	千円 37,800	千円 1,024									千円 43	千円 981	
計	千円 22,871,335	千円 685,151	1,119	千円 46,051	550	千円 34,109			117	千円 1,475	千円 4	千円 603,406	

(4) 土地の価格段階別

区分	10万円未満のもの ①		10万円以上 13万円以下のもの ②		13万円を超え 20万円以下のもの ③		20万円を超え 150万円以下のもの ④		150万円を超え 200万円以下のもの ⑤		200万円を超え 500万円以下のもの ⑥		500万円を超え 1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超える もの ⑨		合計 ⑩		
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数
住宅用宅地	793	千円 21,057	55	千円 6,315	133	千円 21,865	4,120	千円 3,487,803	1,140	千円 1,979,853	2,229	千円 6,598,201	430	千円 2,956,113	175	千円 2,387,426	81	千円 3,439,825	9,156	千円 20,898,458	
上記以外の宅地	60	千円 2,015	16	千円 1,851	52	千円 8,543	493	千円 358,613	62	千円 105,904	101	千円 311,937	34	千円 234,088	10	千円 118,648	3	千円 112,537	831	千円 1,254,136	
農地	1,158	千円 26,888	116	千円 13,213	234	千円 38,584	957	千円 500,884	41	千円 72,429	39	千円 102,164	2	千円 14,680					2,547	千円 768,842	
山林	372	千円 1,122	49	千円 5,582	58	千円 9,185	104	千円 51,147	2	千円 3,601	7	千円 19,845	1	千円 8,042					593	千円 98,524	
その他	121	千円 756	14	千円 1,571	18	千円 2,949	51	千円 27,838	1	千円 1,526	1	千円 4,609							206	千円 39,249	
計	2,504	千円 51,838	250	千円 28,532	495	千円 81,126	5,725	千円 4,426,285	1,246	千円 2,163,313	2,377	千円 7,036,756	467	千円 3,212,923	185	千円 2,506,074	84	千円 3,552,362	13,333	千円 23,059,209	

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものと除く。)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第8項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの(土地地区画整理法)		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(都市再開発法)		法第73条の14第9項第3号に該当するもの(防災街区整備法)		法第73条の14第10項第1号に該当するもの(農振地域(交換分合))		法第73条の14第10項第2号に該当するもの(防災街区整備計画)		法第73条の14第11項に該当するもの(農振地域(整備計画))		法第73条の14第12項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第12項に該当するもの(家庭的保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第13項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(実績)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額			
家 建築分 承継分 小計	4,195	千円 44,449,394		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
	64	417,922	722	2,109,628				1	1,441																				
	4,259	44,867,316	722	2,109,628				4	9,855																				
								1	2,075																				
土地 計	4,259	44,867,316	722	2,109,628				5	11,930																				

区分	法第73条の14第13項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第14項に該当するもの(事業所内保育事業)(実績)		法第73条の14第14項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第15項に該当するもの(認定生活困窮者就労訓練事業)		法附則第11条第1項(農用地利用集積等促進計画)		法附則第11条第2項(高規格堤防)		法附則第11条第3項(特定目的会社)		法附則第11条第4項(投資信託の引受け)		法附則第11条第5項(投資法人)		法附則第11条第6項(PFI(公共施設等))		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準によった場合)		法附則第11条第8項(認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項(重要無形文化財)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額		
家 建築分 承継分 小計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	690	137,035																										
	690	137,035																										
土地 計																												
	650	7,631,865																										
	2	17,349																										
	652	7,649,214																										
	652	7,649,214																										

区分	法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による 代替家屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による 代替家屋の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による 代替農用地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力 発電所の事故による代替家 屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う 原子力発電所の事故による 代替家屋の敷地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力 発電所の事故による代替農用 地)		廃止後もなおその効力を 有する課税標準の特例の 規定に該当するもの		その他課税標準の特例 の規定に該当するもの		合計	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分 承継分 小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	4,848	52,089,673	
土地	9,171	22,075,561																	9,862	22,214,671
計	9,171	22,075,561																	15,499	76,850,684

(6) 減額、納税義務の免除、徵収猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの(附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用住宅用土地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの(特例適用住宅用土地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの(特例適用住宅用土地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの(特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準不適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の27の2に該当するもの(耐震基準不適合住宅)	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 屋 徵収猶予をしたもの	8	千円 3,123		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
土 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 地 徵収猶予をしたもの		657	35,143	7	223	271	12,690	717	31,236	17	868							
合 計	8	3,123	657	35,143	7	223	271	12,690	717	31,236	17	868						

区分	法第73条の27の3に該当するもの(被収用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの(譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの(第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの(農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの(土地改良区)		法附則第11条の4第1項(第3項を含む。)に該当するもの(サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第2項(第3項を含む。)に該当するもの(賃取再販事業(住宅))		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの(賃取再販事業(土地))		法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 屋 徵収猶予をしたもの		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	77	4,355		千円
土 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 地 徵収猶予をしたもの					117	1,475									77	4,355		
合 計					117	1,475												

区分	法附則第62条第1項に該当するもの(耐震基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合 計	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 屋 徵収猶予をしたもの		千円		千円		千円		千円		千円
土 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 地 徵収猶予をしたもの					17	63,949	17	63,949	85	7,478
合 計					4	110	121	1,669	1,585	80,160
					21	64,059	1,892	1,892	153,172	

6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用員 ①	非課税利用員 ①- (②+③ +④+⑤+⑥ ⑦)							調定額	
				法第75条の2 第1号に該当する者 ②	法第75条の2 第2号に該当する者 ③	法第75条の2 第3号に該当する者 ④	法第75条の3 第1号に該当する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当する者 ⑦			
ゴルフ場	18ホールを超えるもの	1,200円 1,100円以上 1,200円未満 1,000円以上 1,100円未満 800円超 1,000円未満 800円 600円以上 800円未満 400円以上 600円未満 400円未満	人 31,571 94 8,001 84 14 44 23,334 20,896	人	人	人	人	人	人	人	人	千円
				1	31,571	94	8,001	84	14	44	23,334	20,896
				3	77,209	92	15,785	474	91	60,767	27,061	
				4	108,780	186	23,786	558	14	135	84,101	47,957
				小計								
ゴルフ場	18ホール一ホール	1,200円 1,100円以上 1,200円未満 1,000円以上 1,100円未満 800円超 1,000円未満 800円 600円以上 800円未満 400円以上 600円未満 400円未満	人 27,408 69 4,334 57 30 5 22,913 18,818	人	人	人	人	人	人	人	人	千円
				1	27,408	69	4,334	57	30	5	22,913	18,818
				1	26,482	47	5,264	42	212	21,129	11,514	
				6	153,466	384	30,644	464		121,762	60,899	
				8	207,356	500	40,242	563	30	217	165,804	91,231
				小計								
ゴルフ場	18ホール未満9ホールを超えるもの	500円以上 400円以上 500円未満 300円以上 400円未満 300円未満	人 8,872 115 2,517 35 25 241 5,939 2,376	人	人	人	人	人	人	人	人	千円
				1	8,872	115	2,517	35	25	241	5,939	2,376
				1	8,872	115	2,517	35	25	241	5,939	2,376
				13	325,008	801	66,545	1,156	69	593	255,844	141,564
				小計								

(注) 1 「施設数」欄には、令和7年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。

2 「利用員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和6年3月1日から令和7年2月末日までの間の利用員（延数）を記載した。

3 「非課税利用員」欄には、上記2の利用員のうち、法第75条の2、第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用員（延数）を記載した。

7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額
乗用車	普 通 車	営業用 自家用 計	12 14,282 14,294	5 8,326 8,331	10 10	7 5,956 21,652,378		千円 20,897	千円 20,897 418
	小 型 車	営業用 自家用 計	66 9,787 9,853	66 3,680 3,746	113 113	5,963 21,673,275		21,652,378 21,673,275	612,924 613,342
	計	営業用 自家用 計	78 24,069 24,147	71 12,006 12,077	123 123	7 12,063 32,611,173 12,070 32,632,070	20,897	20,897 32,611,173 32,632,070	418 921,713 922,131
自動車税環境性能割	けん引車・けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用 自家用 計	344 1,063 1,407	12 60 72		332 1,003 1,335	4,170,806 6,319,921 10,490,727	3,500	4,167,306 6,319,921 10,487,227
	けん引車	営業用 自家用 計	89 10 99			89 10 99	1,504,876 187,046 1,691,922	1,750	1,503,126 187,046 1,690,172
	被けん引車	営業用 自家用 計	143 33 176			143 29 172	1,187,105 114,911 1,302,016	1,750	1,187,105 114,911 1,302,016
	トラック	営業用 自家用 計	1			1	4,779	4,779	95
	貨客兼用車	営業用 自家用 計	1,470 1,471	151 151		1,319 1,320	3,187,837 3,192,616	3,187,837 3,192,616	70,748 70,843
	計	営業用 自家用 計	577 2,576 3,153	12 215 227		565 2,361 2,926	6,867,566 9,809,715 16,677,281	5,250 5,250 5,250	6,862,316 9,809,715 16,672,031
	バス	営業用 自家用 計	一般乗合用 一般乗合用以外 10 23 141 174	3 6 24 33		7 17 117 141	152,321 438,515 558,463 1,149,299	36,500	115,821 438,515 558,463 1,112,799
	三輪の小型自動車	営業用 自家用 計							1,485 5,395 13,082 19,962
	特種用途車	営業用 自家用 計	320 528 848	4 165 169	2	316 363 679	5,089,726 2,043,064 7,132,790	1,750 1,750 1,750	5,087,976 2,043,064 7,131,040
	計	営業用 自家用 計	1,008 27,314 28,322	96 12,410 12,506	2	912 14,904 15,816	12,569,025 45,022,415 57,591,440	36,500 7,000 36,500	12,525,525 45,022,415 57,547,940
								7,000	148,312 1,188,310 1,336,622

区分		新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 價 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V 特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用 自家用 計	9 14,388 14,397	1 5,410 5,411	41	8 8,978 14,170,016	千円 12,835	千円	千円 12,835	千円 180
	四 輪 ト ラ ツ ク	営業用 自家用 計	210 4,962 5,172	169 727 896	41	8,986 14,182,851	46,922	14,170,016 14,182,851	211,898 212,078	501
	三 輪 車	営業用 自家用 計	219 19,350 19,569	170 6,137 6,307	3	4,235 4,843,271	4,276 4,890,193	4,843,271 4,890,193	88,991 89,492	681
	計	営業用 自家用 計	1,227 46,664	266 18,547	2	49 13,213 19,013,287	59,757 13,262 19,073,044	36,500 7,000	19,013,287 19,073,044	300,889 301,570
	総 計	営業用 自家用 計	47,891	18,813	214	28,117 29,078 76,664,484	64,035,702 36,500	7,000	64,035,702 76,620,984	148,993 1,489,199
										1,638,192

(注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。

2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、法第150条、法第445条、法第446条、法第447条、法附則第12条の2の10第1項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。

3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。

4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。

5 「A S V 特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。

6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。

7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーを記載した。

8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和6年2月から令和7年1月（市町村への払い込みが令和6年4月から令和7年3月）分の実績を記載した。

イ 中古車

区分	新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑥のうち身体 障害者等に係 るもの ⑤	課税台数 ④-⑤ ⑥	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額	
乗用車	普通車	営業用 自家用 計	42 11,606 11,648	28 14,663 14,691	15 4,572 4,587	85 30,841 30,926	85 29,179 29,264	9 9	1,662 1,662	2,275,144 2,275,144	2,275,144 64,716
	小型車	営業用 自家用 計	24 6,663 6,687	55 12,780 12,835	43 4,209 4,252	122 23,652 23,774	122 22,771 22,893	9 9	881 881	736,801 736,801	736,801 20,151
	計	営業用 自家用 計	66 18,269 18,335	83 27,443 27,526	58 8,781 8,839	207 54,493 54,700	207 51,950 52,157	18 18	2,543 2,543	3,011,945 3,011,945	3,011,945 84,867
自動車税 環境性能割	けん引車・ けん引車・ 貨客兼用車	営業用 自家用 計	329 1,242 1,571	546 2,218 2,764	527 1,176 1,703	1,402 4,636 6,038	1,315 4,509 5,824	87 127 214	228,742 317,574 546,316	228,742 317,574 546,316	2,563 7,555 10,118
	ト ラ ッ ク	被けん引車	営業用 自家用 計	55 14 69	92 9 101	48 5 53	195 28 223	13 3 16	13,487 2,941 16,428	13,487 2,941 16,428	166 98 264
	被けん引車	営業用 自家用 計	23 7 30	18 6 24	29 5 34	70 18 88	64 18 82	6	39,288 39,288	39,288 785	785
	貨客兼用車	営業用 自家用 計	11 1,112 1,123	5 1,329 1,334	17 1,013 1,030	33 3,454 3,487	33 3,334 3,367	120 120	129,336 129,336	129,336 3,005	3,005
	計	営業用 自家用 計	418 2,375 2,793	661 3,562 4,223	621 2,199 2,820	1,700 8,136 9,836	1,594 7,886 9,480	106 250 356	281,517 449,851 731,368	281,517 449,851 731,368	3,514 10,658 14,172
バズ	営業用	一般乗用 一般乗用外 自家用 計	35 47 36 118	11 42 78 131	20 58 39 117	66 147 153 366	64 140 149 353	2 7 4 13	2,211 43,404 6,033 51,648	2,211 43,404 6,033 51,648	22 451 116 589
三輪の小型自動車	特種用途車	営業用 自家用 計	212 445 657	383 571 954	269 499 768	864 1,515 2,379	782 1,498 2,280	82 17 99	270,302 46,103 316,405	270,302 46,103 316,405	3,209 1,129 4,338
	計	営業用 自家用 計	778 21,125 21,903	1,180 31,654 32,834	1,026 11,518 12,544	2,984 64,297 67,281	2,787 61,483 64,270	197 18 18	597,434 3,513,932 4,111,366	597,434 3,513,932 4,111,366	7,196 96,770 103,966

区分	新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額
軽自動車税 環境性能割	四輪乗用車	21 自家用 22,177 計 22,198	24 31,641 7,795 31,665 7,872	77 61,613 61,735	122 60,310 60,429	119 2	3 1,303 1,306	千円 3,314 886,970 890,284	千円 3,314 886,970 890,284	千円 2 12,524 12,526
	四輪トラック	133 自家用 5,197 計 5,330	76 10,436 1,814 10,512 1,973	159 368 368 17,815	368 17,447 16,950 17,318	497 497	298,344 298,344 298,344	千円 5,440 5,440	千円 5,440	千円 5,440
	三輪車	154 自家用 27,374 計 27,528	100 42,077 9,609 42,177 9,845	236 79,060 79,550 3,474	490 77,260 77,747 3,274	487 2 2	3 1,800 1,803	千円 3,314 1,185,314 1,188,628	千円 3,314 1,185,314 1,188,628	千円 2 17,964 17,966
	計	932 自家用 48,499 計 49,431	1,280 73,731 21,127 75,011 22,389	1,262 143,357 138,743 146,831 142,017	3,474 142,017	3,274 20	200 4,614	千円 600,748 4,699,246	千円 600,748 4,699,246	千円 7,198 114,734
	総計						20	4,814	5,299,994	5,299,994
										121,932

- (注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。
- 2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。
- 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区	分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	(2)のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③- (④+⑤)	税 額
乗用車	普通車	営業用	97	90	7	20,897			20,897	418
		自家用	45,123	37,505	19	7,618	23,927,522		23,927,522	677,640
		計	45,220	37,595	19	7,625	23,948,419		23,948,419	678,058
		営業用	188	188						
		自家用	33,439	26,451	122	6,988	11,695,596		11,695,596	328,940
		計	33,627	26,639	122	6,988	11,695,596		11,695,596	328,940
	計	営業用	285	278	7	20,897			20,897	418
		自家用	78,562	63,956	141	14,606	35,623,118		35,623,118	1,006,580
		計	78,847	64,234	141	14,613	35,644,015		35,644,015	1,006,998
	小型車	営業用	1,746	1,327	419	4,399,548		3,500	4,396,048	45,062
		自家用	5,699	4,569	1,130	6,637,495			6,637,495	138,203
		計	7,445	5,896	1,549	11,037,043		3,500	11,033,543	183,265
		営業用	284	182	102	1,518,363		1,750	1,516,613	14,657
		自家用	38	25	13	189,987			189,987	2,875
自動車税環境性能割	けん引車	計	322	207	115	1,708,350		1,750	1,706,600	17,532
		営業用	213	64	149	1,226,393			1,226,393	24,527
		自家用	51	22	29	114,911			114,911	3,447
		計	264	86	178	1,341,304			1,341,304	27,974
		営業用	34	33	1	4,779			4,779	95
	トラック	自家用	4,924	3,485	1,439	3,317,173			3,317,173	73,753
		計	4,958	3,518	1,440	3,321,952			3,321,952	73,848
		営業用	2,277	1,606	671	7,149,083		5,250	7,143,833	84,341
		自家用	10,712	8,101	2,611	10,259,566			10,259,566	218,278
		計	12,989	9,707	3,282	17,408,649		5,250	17,403,399	302,619
バス	被けん引車	営業用	76	67	9	154,532	36,500		118,032	1,507
		一般乗合用	170	146	24	481,919			481,919	5,846
		自家用	294	173	121	564,496			564,496	13,198
		計	540	386	154	1,200,947	36,500		1,164,447	20,551
		営業用								
	三輪の小型自動車	自家用								
		計								
		営業用	1,184	786	2	398	5,360,028		1,750	5,358,278
		自家用	2,043	1,663	45	380	2,089,167			2,089,167
		計	3,227	2,449	47	778	7,449,195		1,750	7,447,445
特種用途車	計	営業用	3,992	2,883	2	1,109	13,166,459	36,500	7,000	13,122,959
		自家用	91,611	73,893	186	17,718	48,536,347			48,536,347
	計	計	95,603	76,776	188	18,827	61,702,806	36,500	7,000	61,659,306
		計								1,440,588

区分	分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証（軽自動車届出済証）の記入に係る台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③- (④+⑤)	税額
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	131	120		11	16,149		16,149	182
		自家用	76,001	65,720	43	10,281	15,056,986		15,056,986	224,422
		計	76,132	65,840	43	10,292	15,073,135		15,073,135	224,604
	四輪トラック	営業用	578	537		41	46,922		46,922	501
		自家用	22,409	17,677	3	4,732	5,141,615		5,141,615	94,431
		計	22,987	18,214	3	4,773	5,188,537		5,188,537	94,932
	三輪車	営業用								
		自家用								
		計								
総計	計	営業用	709	657		52	63,071		63,071	683
		自家用	98,410	83,397	46	15,013	20,198,601		20,198,601	318,853
	計	計	99,119	84,054	46	15,065	20,261,672		20,261,672	319,536
		営業用	4,701	3,540	2	1,161	13,229,530	36,500	13,186,030	156,191
		自家用	190,021	157,290	232	32,731	68,734,948		68,734,948	1,603,933
	計	計	194,722	160,830	234	33,892	81,964,478	36,500	7,000	81,920,978
										1,760,124

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

エ 取得価額段階別（新車）

区分	分	50万円以下の台数		50万円を超える100万円以下のもの				100万円を超える150万円以下のもの				150万円を超える200万円以下のもの				200万円を超える250万円以下のもの				250万円を超える300万円以下のもの				300万円を超えるもの				合計				
		台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	
乗用車	普通車	10																														
	自家用	10																														
	計	10																														
	小型車	4	1	790	24	506	718,622	21,405	4,668	8,108,763	240,009	794	1,749,313	38,791	110	296,381	6,685	28	84,926	1,874	6,107	10,958,795	308,788									
	自家用	4	1	790	24	506	718,622	21,405	4,668	8,108,763	240,009	794	1,749,313	38,791	110	296,381	6,685	28	84,926	1,874	6,107	10,958,795	308,788									
	計	4	1	790	24	506	718,622	21,405	4,999	8,728,184	258,574	1,512	3,378,029	87,497	1,497	4,173,332	114,843	3,548	15,612,216	439,369	12,063	32,611,173	921,712									
	営業用	14	1	790	24	506	718,622	21,405	4,999	8,728,184	258,574	1,515	3,385,442	87,645	1,497	4,173,332	114,843	3,552	15,625,700	439,639	12,070	32,632,070	922,130									
	けん引車・被けん引車	1																														
	自家用	1																														
	計	1																														
自動車税	けん引車	1																														
	自家用	1																														
	計	1																														
	トラック	4	19	13,340	400																											
	自家用	4	19	13,340	400																											
	計	4	19	13,340	400																											
	貨客兼用車	1																														
	自家用	1																														
	計	1																														
	営業用	5	19	13,340	400	52	77,896	2,335	587	916,969	27,364	165	377,985	5,886	43	121,489	3,642	1,495	8,302,036	167,994	2,361	9,809,715	207,621									
環境性能割	自家用	5	19	13,340	400	52	77,896	2,335	587	916,969	27,364	166	380,435	5,896	43	121,489	3,642	2,059	15,167,152	248,811	2,926	16,677,281	288,448									
	計	5	19	13,340	400	52	77,896	2,335	587	916,969	27,364	166	380,435	5,896	43	121,489	3,642	2,059	15,167,152	248,811	2,926	16,677,281	288,448									
	バス	1																														
	一般乗用車	1																														
	一般乗用車以外	1																														
	自家用	1																														
	計	1																														
	三輪自動車	1																														
	自家用	1																														
	計	1																														
特種用途車	営業用	16	7	4,157	125	2	2,876	86	41	68,282	2,046	6	13,919	417	15	40,929	1,228	292	1,912,901	41,993	363	2,043,064	45,895									
	自家用	16	7	4,157	125	2	2,876	86	41	68,282	2,046	6	13,919	417	22	60,522	1,620	601	6,983,034	101,788	679	7,132,790	106,082									
	計	16	7	4,157	125	2	2,876	86	41	68,282	2,046	6	13,919	417	22	60,522	1,620	601	6,983,034	101,788	679	7,132,790	106,082									
	営業用	35	27	18,287	549	560	799,394	23,826	5,627	9,713,435	287,984	1,683	3,769,933	93,800	1,557	4,341,750	119,893	5,450	26,379,616	662,258	14,904	45,022,415	1,188,310									
	自家用	35																														

区分	分	50万円以下の台数	50万円を超える100万円以下のもの				100万円を超える150万円以下のもの				150万円を超える200万円以下のもの				200万円を超える250万円以下のもの				250万円を超える300万円以下のもの				300万円を超えるもの				合計			
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	1	千円	千円	3	3,959	79	4	千円	千円	1	千円	千円	8	千円	千円	8	千円	千円	8	千円	千円	12,835	180					
		自家用	5,374	79	73,995	1,452	3,026	4,083,469	49,275	5,752	9,763,088	156,226	120	246,934	4,894	1	2,079	42	1	2,530	51	8,978	14,170,016	211,898						
		計	5,375	79	73,995	1,452	3,029	4,087,428	49,354	5,756	9,769,885	156,285	121	249,013	4,936	1	2,530	51	8,986	14,182,851	212,078									
	四輪トラック	営業用	169	4	3,748	75	37	43,174	426	254	403,417	6,137				1	2,590	52	41	46,922	501									
		自家用	697	1,034	962,088	19,200	2,946	3,475,176	63,602	254	403,417	6,137				1	2,590	52	4,235	4,843,271	88,991									
		計	866	1,038	965,836	19,275	2,983	3,518,350	64,028	254	403,417	6,137				1	2,590	52	4,276	4,890,193	89,492									
	三輪車	営業用																												
		自家用																												
		計	170	4	3,748	75	40	47,133	505	4	6,797	59	1	2,079	42					49	59,757	681								
	計	営業用	6,071	1,113	1,036,083	20,652	5,972	7,558,645	112,877	6,006	10,166,505	162,363	120	246,934	4,894	2	5,120	103			13,213	19,013,287	300,889							
		計	6,241	1,117	1,039,831	20,727	6,012	7,605,778	113,382	6,010	10,173,302	162,422	121	249,013	4,936	2	5,120	103			13,262	19,073,044	301,570							
		自家用	170	4	3,748	75	40	47,133	505	4	6,797	59	5	11,942	200	7	19,593	392	901	12,539,569	147,762	961	12,628,782	148,993						
	総計	自家用	6,106	1,140	1,054,370	21,201	6,532	8,358,039	136,703	11,633	19,879,940	450,347	1,803	4,016,867	98,694	1,559	4,346,870	119,996	5,450	26,379,616	662,258	28,117	64,035,702	1,489,199						
		計	6,276	1,144	1,058,118	21,276	6,572	8,405,172	137,208	11,637	19,886,737	450,406	1,808	4,028,809	98,894	1,566	4,366,463	120,388	6,351	38,919,185	810,020	29,078	76,664,484	1,638,192						

才 取得価額段階別（中古車）

区分	分	50万円以下の台数	50万円を超える70万円以下のもの				70万円を超える90万円以下のもの				90万円を超える110万円以下のもの				110万円を超える130万円以下のもの				130万円を超える150万円以下のもの				150万円を超えるもの				合計			
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	71	千円	千円	千円	千円	247	195,635	5,647	221	219,695	6,198	133	157,056	4,525	136	188,298	5,468	505	1,265,848	35,606	1,662	2,275,144	64,716				
		自家用	21,260	420	248,612	7,272	247	195,635	5,647	221	219,695	6,198	133	157,056	4,525	136	188,298	5,468	505	1,265,848	35,606	1,662	2,275,144	64,716						
		計	21,331	420	248,612	7,272	247	195,635	5,647	221	219,695	6,198	133	157,056	4,525	136	188,298	5,468	505	1,265,848	35,606	1,662	2,275,144	64,716						
	小型車	営業用	97																											
		自家用	17,840	309	185,898	5,377	265	213,013	6,063	197	197,132	5,274	89	106,093	2,793	8	11,252	238	13	23,413	406	881	736,801	20,151						
		計	17,937	309	185,898	5,377	265	213,013	6,063	197	197,132	5,274	89	106,093	2,793	8	11,252	238	13	23,413	406	881	736,801	20,151						
	トランク	営業用	168																											
		自家用	39,100	729	434,510	12,649	512	408,648	11,710	418	416,827	11,472	222	263,149	7,318	144	199,550	5,706	518	1,289,261	36,012	2,543	3,011,945	84,867						
		計	39,268	729	434,510	12,649	512	408,648	11,710	418	416,827	11,472	222	263,149	7,318	144	199,550	5,706	518	1,289,261	36,012	2,543	3,011,945	84,867						
	けん引車・被けん引車	営業用	646	6	3,850	35	17	13,189	122	6	5,979	37	2	2,411	21	1	1,363	6</												

区分	分	50万円以下の台数	50万円を超える70万円以下のもの				70万円を超える90万円以下のもの				90万円を超える110万円以下のもの				110万円を超える130万円以下のもの				130万円を超える150万円以下のもの				150万円を超えるもの				合計			
			台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額
自動車税環境性能割	トラック	貨客兼用車	営業用 自家用 計	14 2,445 2,459	36 20,743 20,743	千円 610 610	千円 17 14,008 409	千円 409 14	千円 14,438 260	千円 260 10	千円 11,860 79	千円 79 9	千円 12,359 181	千円 181 34	千円 55,928 1,466	千円 1,466 120	千円 129,336 3,005	千円 129,336 3,005	千円 281,517 3,514	千円 3,514 10,658	千円 731,368 14,172	千円 120 120	千円 129,336 3,005	千円 106 250	千円 449,851 10,658	千円 3,005 14,172				
		バス	営業用 自家用 計	21 54 112	12 7,397 26,604	79 716 716	21 33 33	16,528 26,811 687	144 27 27	7,079 27,547 572	47 20 20	3,674 23,761 343	46 15 15	1,363 20,570 334	6 62 109	245,476 324,558 334	3,192 8,006 250	281,517 449,851 449,851	3,514 10,658 10,658	千円 3,514 10,658	千円 10,658 14,172	千円 731,368 14,172	千円 14,172 14,172	千円 14,172 14,172	千円 14,172 14,172	千円 14,172 14,172				
		三輪自動車の小車	営業用 自家用 計	187	1	611	18				1	1,054	10	1	1,157	12	1	1,302	12	6	42,102	439	7	43,404	451	22				
		特種用途車	営業用 自家用 計	368 1,003 1,371	6 4 10	3,664 2,369 6,033	65 61 126	16 1 17	13,017 869 13,886	147 26 173	5 1 6	5,061 1,069 6,130	65 32 97	2 2 4	2,335 2,443 4,778	20 73 93	3 3 3	4,328 4,328 4,328	55 55 55	50 59 59	241,897 39,353 281,250	2,857 937 3,794	82 17 99	270,302 1,129 316,405	3,209 4,338 4,338	22				
		四輪乗用車	営業用 自家用 計	45,864 47,243	780 798	464,094 475,155	13,444 13,588	546	436,328	12,423	446	445,443	12,076	244	289,353	7,734	159	220,120	6,040	639	1,658,594	45,053	2,814	3,513,932	96,770	103,966	2			
	軽自動車税環境性能割	四輪トラック	営業用 自家用 計	368 16,943 17,311	464 464	269,964 269,964	4,924 4,924	30	24,749	452	2	1,846	28																	
		三輪車	営業用 自家用 計	487 77,221 77,708	1,326 1,326	785,240 785,240	11,757 11,757	343	271,310	4,038	124	118,307	1,989	2	2,223	44	2	2,846	28	3	5,388	108	1,800	1,185,314	17,964	17,964	2			
			計	1,866 123,085	18 2,106	11,061 1,249,334	144 25,201	37	29,545	291	13	13,194	122	9	10,480	80	5	6,993	73	118	529,475	6,488	200	600,748	7,198	114,734	2			
			計	124,951 124,951	2,124	1,260,395 1,260,395	25,345	926	737,183	16,752	583	576,944	14,187	255	302,056	7,858	166	229,959	6,141	760	2,193,457	51,649	4,814	5,299,994	121,932	121,932	2			

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。

2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和6年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和6年度に取得したものを記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

区分		賦課期日	賦課期日	(2)のうち	(2)のうち	(2)の差引	(6)のうち	賦課期日	(3)のうち	(9)のうち	年度末	年度未	年度末	年度未	(10)のうち	(11)のうち	(12)のうち	(13)のうち	(14)のうち	(15)のうち	(16)のうち	(17)のうち	(18)のうち	(19)のうち	(20)のうち
		現在	現在	うち	うち	うち	うち	現	在	に係る	現	在	現	在	現	在	現	在	現	在	現	在	現	在	
		登録台数	登録台数	台数	台数	台数	台数	登録台数	台数	登録台数	台数	登録台数	台数	登録台数	台数	登録台数	台数	登録台数	台数	登録台数	台数	登録台数	台数		
営業用	1,000cc 以下	19	19					19			144				23							23	5		153
	1,000cc 超 1,500cc 以下	591	591					591			4,538				649							646			4,671
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,356	1,330					1,330			13,266				1,199							1,172			12,584
	2,000cc 超 2,500cc 以下	36	33					33			463				43							40			480
	2,500cc 超 3,000cc 以下	170	169					169			2,819				167							165			2,794
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2					2			41				3							3			41
	3,500cc 超 4,000cc 以下																								
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4					4			108				4							4			108
	4,500cc 超 6,000cc 以下	3	3					3			90				2							2			64
乗用車	6,000cc 超																								
	小計	2,181	2,151					2,151			21,469				2,090							2,055	5		20,895
	1,000cc 以下	24,510	24,207	36	10	972	23,189	54		696,949	440			23,109	35	9	1,003	1,000	21,823	432	8	678,414			
	1,000cc 超 1,500cc 以下	115,118	112,956	324	77	4,883	107,672	1,194		3,819,705	10,565			105,042	304	81	5,064	5,060	98,035		39	3,658,436			
	1,500cc 超 2,000cc 以下	97,398	93,675	692	123	3,566	89,294	2,525		3,616,761	36,831			89,976	623	123	3,749	3,746	82,487		802	3,464,827			
	2,000cc 超 2,500cc 以下	42,157	40,265	226	13	885	39,141	974		1,804,717	18,241			39,531	214	13	930	926	36,623		90	1,737,339			
	2,500cc 超 3,000cc 以下	8,716	7,850	54	117	7,679	319		404,320	5,935			7,861	51	110							6,870		382,303	
	3,000cc 超 3,500cc 以下	5,182	4,885	10	1	4,874	202		289,027	3,838			4,794	10	1	1						4,493		275,852	
	3,500cc 超 4,000cc 以下	1,800	1,542	2		1,540	46		104,464	874			1,738	2								1,494		102,171	
	4,000cc 超 4,500cc 以下	811	656	2		654	10		54,808	190			733	2		2						585		52,194	
自家用(旧税率適用分)	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,282	1,207	4		1,203	19		109,192	418			1,188	3							1,111		105,352		
	6,000cc 超	72	72			72			8,411				65								64			8,069	
	小計	297,046	287,315	1,350	341	10,306	275,318	5,343		10,908,354	77,332			274,037	1,244	337	10,749	10,732	253,585	432	942	10,464,957			
	1,000cc 以下	22,112	22,111	30	5	718	21,358			532,254				24,510	35	5	812	812	23,663	380	2	562,627			
	1,000cc 超 1,500cc 以下	39,546	39,545	84	12	1,048	38,401			1,170,822				48,331	124	13	1,262	1,262	46,906		71	1,290,934			
	1,500cc 超 2,000cc 以下	25,032	25,032	159	18	672	24,183			869,625				30,871	188	22	793	793	29,847		167	967,002			
	2,000cc 超 2,500cc 以下	9,477	9,477	37	1	245	9,194			391,905				11,884	48	1	284	284	11,550		1,035	439,155			
	2,500cc 超 3,000cc 以下	1,875	1,875	11	16	1,848				91,188				2,405	11	17			2,374		6	102,165			
	3,000cc 超 3,500cc 以下	667	667	7		660				36,969				882	7						874		2	41,726	
自家用(新税率適用分)	3,500cc 超 4,000cc 以下	215	215			215				13,860				250							250		5	14,813	
	4,000cc 超 4,500cc 以下	24	24			24				1,755				32							32		1	2,183	
	4,500cc 超 6,000cc 以下	45	45			45				3,915				48							48			3,922	
	6,000cc 超	11	11			11				1,210				10							10			1,283	
	小計	99,004	99,002	328	52	2,683	95,939			3,113,503				119,223	413	58	3,151	3,151	115,554	380	1,289	3,425,810			
	A	398,231	388,468	1,678	393	12,989	373,408	5,343		14,043,326	77,332			395,350	1,657	395	13,900	13,883	371,194	817	2,231	13,911,662			

区分		賦課期日	賦課期日	②のうち 非課税	②のうち 課税	②のうち 免除	差引 課税台数	⑥のうち合衆國軍隊の構成員等分の ②ー(③) +④+⑤)⑥	⑥のうち積雪による軽減税率の適用を受けたものの 課税台数	賦課期日 現 在	⑨のうち ⑦に係る ⑧に係る	年度末 現 在	年度末 現 在	年度末 現 在	年度末 現 在	⑯のうち 障害者等に係るもの 登録台数	⑰のうち 電気ガスを動力源とするもの 台数	⑰のうち 天然ガスを動力源とするもの 台数	⑰のうち ガソリンハイブリッド車 台数	年度末 現 在		
		現在	現在	現在台	台数	台数	台数	台数	台数	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数		
		登録台数 ①	数 ②	台数 ③	台数 ④	台数 ⑤	台数 ⑥	員等分 ⑦	調定額 ⑧	調定額 ⑨	調定額 ⑩	登録台数 ⑪	台数 ⑫	台数 ⑬	台数 ⑭	台数 ⑮	台数 ⑯	台数 ⑰	台数 ⑱	台数 ⑲	台数 ⑳	
ト レ 一 ・ 貨 客 兼 用 車 を 除 く 用 ツ ク ト レ 一 ・ 被 け ん 引 車 貨 客 兼 用 車	営業用 自家用	1トン以下	186	180			180			千円	千円	千円									千円	
		1トン超2トン以下	1,247	1,225			1,225				1,198		181								178	
		2トン超3トン以下	1,584	1,565			1,565				11,479		1,216								1,196	1,16
		3トン超4トン以下	685	677			677				19,376		1,559								1,543	11,33
		4トン超5トン以下	74	74			74				10,653		659								647	19,26
		5トン超6トン以下	46	45			45				1,432		67								68	10,38
		6トン超7トン以下	174	170			170				1,027		49								47	1,36
		7トン超8トン以下	180	176			176				4,508		163								158	1,03
	自家用 4 ト ン 超 5 ト ン 以 下	8トン超	3,707	3,668			3,668				5,401		183								180	5,34
		1トン以下	4,843	4,682	37		11	4,634			191,118		3,709								3,676	190,24
		1トン超2トン以下	21,437	20,984	160		35	20,789	4		39,955		4,648	30							1,429	37,97
		2トン超3トン以下	6,269	6,197	71		6,126	9			285,987	128	20,958	163							20,299	253,19
		3トン超4トン以下	5,154	5,081	75		1	5,005	10		133,444	222	5,122	73							4,978	103,59
		4トン超5トン以下	471	467	9		458	5			14,087	86	479	8							465	107,56
		5トン超6トン以下	223	223	8		215				7,458		227	9							218	12,28
		6トン超7トン以下	380	380	12		368				17,248		394	11							382	6,84
	家用 7 ト ン 超 8 ト ン 以 下	7トン超8トン以下	417	413	1		412	2			18,527	15	409	1							404	13,65
		8トン超	1,960	1,944	5		1,939	6			119,496	94	1,964	5							1,936	17,03
		小計	49,037	48,151	378		47	47,726	36		1,007,914	760	48,312	382							46,974	117,62
		小計	49,037	48,151	378		47	47,726	36		1,007,914	760	48,312	382							46,974	914,27
	自家用 普 通 車 ト レ 一 ・ 被 け ん 引 車 貨 客 兼 用 車	営業用小型車	1,017	1,013			1,013				15,661		1,044								1,038	15,72
		普通車																				
		自家用小型車	126	125			125				2,675		131								132	2,64
		小計	1,143	1,138			1,138				18,336		1,175								1,170	18,36
		営業用小型車	11	11			11				83		11								11	8
		普通車(8トン以下)	904	900			900				62,876		1,016								1,009	65,28
		普通車(8トン超)	12	10	1		9				48		13	1							10	5
		自家用小型車	42	40	9		31				316		61	9							50	45
		普通車(8トン以下)	134	131			131				11,041		127								127	11,19
	自家用 普 通 車 貨 客 兼 用 車	小計	1,103	1,092	10		1,082				74,364		1,228	10							1,207	77,06
		営業用1,000cc以下	71	68			68				805		68								64	75
		1,000cc超1,500cc以下																				
		1,500cc超	190	173			173				2,362		175								164	2,28
		自家用1,000cc以下	9	9	1		8				109		8	1							7	10
		1,000cc超1,500cc以下	8,443	8,376	71	2	27	8,276	2		119,641	15	8,548	68	1	29	29	29	29	8,385	120,46	
		1,500cc超	20,335	19,791	377	11	108	19,295	15		327,218	284	20,085	371	10	112	112	112	112	19,073	325,42	
		小計	29,048	28,417	449	13	135	27,820	17		450,135	299	28,884	440	11	141	141	141	141	27,693	449,04	
計		B	80,331	78,798	837	13	182	77,766	53		1,550,749	1,059	79,599	832	11	190	190	190	190	77,044	4	1,458,75

8 鉱 区 稅 に 関 す る 調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区							
試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	百アール		百アール		百アール	千円
	石油又は天然ガス鉱区						
採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	41	5,001		41	5,018	2,007
	石油又は天然ガス鉱区						
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	千メートル		千メートル		千メートル	
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区						
合 計		41			41		2,007

9 狩猟税に関する調

	区分	税率	狩猟者登録総件数	調定額
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者			
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	212	千円 2,809
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	8	66
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	75	615
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	129	2,128
	所得割額の納付を要しない者		19	143
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	1	5
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	11	61
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	7	77
	課税免除		630	
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの		630		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの				
所得割額の納付を要する者		5	37	
⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4			
⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4			
⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2			
⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4	
⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	4	33	
所得割額の納付を要しない者				
⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2			
㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2			
㉒ 上記に該当しないもの	5,500円			
課税免除		14		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの		14		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの				
所得割額の納付を要する者		94	701	
㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4			
㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4			
㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3	12	
㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	14	58	
㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	77	631	
所得割額の納付を要しない者		5	25	
㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2			
㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	4	22	
課税免除		241		
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの		241		
㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの				
第係二種登録		17	41	
㉟ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
㉟ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの		8		
㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの				
㉟ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
㉟ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	2	5	
㉟ 上記に該当しないもの	5,500円	6	33	
① ~ ④の合計		1,237	3,756	

10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

区分		数量・件数
引 取 数 量 ①		537,036 キロリットル
課 税 対 象 と な ら ない 数 量 ②		143,819
差 引 ①-② ③		393,217
欠 減 特 約 業 者 分 1/100 元 売 業 者 分 0.3/100 量 計 ④		3,448 145 3,593
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤ 燃料炭化水素油の販売量(法144の2③) 【課税対象とならない数量】 申告書又は燃料炭化水素油の販売量(法144の2④) 【課税対象とならない数量】 納付書の炭化水素油の消費量(法144の2⑤) 【課税対象とならない数量】 付込書のみなす課税された軽油の消費・譲渡量(法144の3①V) 【課税対象とならない数量】 等の分のみなす課税された軽油の輸入量(法144の3①VI) その他の【課税対象とならない数量】 計 ⑥ 【課税対象とならない数量の計】 ⑦		389,624 2,796 【 1,324 】 2,796 【 1,324 】 1,472 391,096
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧ 合 計 ⑤+⑧		
特別徴収義務者数等 元売業者 特約業者 計 仮特約業者 その他の者	本店の登録事務所等の数 本店の登録事務所等の数 本店の登録事務所等の数 本店の登録事務所等の数 本店の登録事務所等の数	件 18 12 44 127 279 44 145 291

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者の現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用され軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局长通達))に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和7年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、省内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所の数」欄には、省内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含む)を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区分	免 税 使 用 数 税 油 者 等	数 量	みなす課税		引取課税		普通徵收		通告処分・告発
			件数	税額	件数	税額	件数	税額	
法第百四十四条の五 輸出課税済小計A		キロリットル			千円		千円		千円
法第百四十四条の六 石油化学製品製造業	52	54,506							
法附則第十二条の二の七第五項関係 法附則第十二条の二の七第六項関係 法附則第十二条の二の七第七項関係 アメリカ合衆国軍隊関係 外国公館等の暖房用ボイラー関係	52	54,506	1	7					
合計 A+B+C+D+E+F+G	8,856	143,819	1	7					

(注)

- 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るもの記載した。
- 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和7年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和7年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 5 「普通徵收」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

11 徴 収 状 況 に 関 す る 調

区 分	調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②			滯 納 額 ① - ② ③			滯 納 額 ③ の う ち 整 理 濟 額							
	件 数	税 額	件 数	左のうち証紙徵収に係るもの	税 額	左のうち証紙徵収に係るもの	件 数	左のうち徵収猶予等に係るもの	税 額	左のうち徵収猶予等に係るもの	件 数	左のうち徵収猶予等に係るもの	税 額	左のうち徵収猶予等に係るもの		
												任 意 納 稅	件 数	税 額		
現年課税分	法人県民税	32,640	2,616,869	28,518			千円	千円	4,122	106,838	千円	3,831	99,439	6	115	
	法人事業税	17,359	29,224,363	14,976			千円	千円	2,383	618,369	千円	2,283	583,829	2	128	
	個人事業税	12,547	1,084,519	10,979			千円	千円	1,568	110,716	千円	1,427	94,306	6	386	
	不動産取得税	16,262	2,179,800	14,782			千円	千円	1,480	164,087	千円	1,372	151,152	8	445	
	自動車税 環境性能割 自動車税種別割	18,827	1,440,588	18,826	10,257	1,440,560	819,935	1		28	千円	50,399	1,016,409	115	3,758	
	軽油引取税	499,825	15,852,699	448,070	18,063	14,786,525	314,410	51,755		1,066,174	千円	351	5,321,683	4,971,803		
	その他の県税	1,766	12,554,176	1,414			千円	千円	352	214	5,358,801	5,008,921	48	14,454	14,454	
	計 A	10,129	28,908,210	10,081			千円	千円		214	14,454	59,711	213	7,281,272	4,971,803	137
	滞納繰越分 B	609,355	93,861,224	547,646	28,320	86,421,757	1,134,345	61,709	214	7,439,467	5,008,921	60,821	213	7,281,272	4,971,803	214
合 計 A + B		612,585	94,009,826	547,646	28,320	86,421,757	1,134,345	64,939	214	7,588,069	5,008,921	60,821	213	7,328,807	4,971,803	214
															10,734	

区 分	滯納額③のうち整理済額	取 入 計 ②+④+⑤	⑥	⑥ の う ち 還 付 未 濟 額		欠 損 处 分		整 理 未 濟 額 ①-⑥+⑦-⑧							
	差 押 徵 収 ⑤			⑦	⑧	⑨									
	滞 納 处 分 徵 収	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額						
現年課税分	法人県民税	37	1,377	32,392	2,610,962		千円	千円	21	398	227	5,509			
	法人事業税	13	6,352	17,274	29,196,303				4	126	81	27,934			
	個人事業税	23	1,529	12,435	1,070,024						112	14,495			
	不動産取得税	10	559	16,172	2,167,869				1	257	89	11,674			
	自動車税 環境性能割 自動車税種別割	171	6,776	18,826	1,440,560						1	28			
	軽油引取税			498,755	15,813,468				1	10	1,069	39,221			
	その他の県税			1,765	12,517,058						1	37,118			
	計 A	254	16,593	607,748	93,724,454				27	791	1,580	135,979			
	滞納繰越分 B	144	6,673	1,331	60,110				185	11,779	1,714	76,713			
合 計 A + B		398	23,266	609,079	93,784,564				212	12,570	3,294	212,692			

- (注)
- 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和7年5月末日現在により記載した。
 - 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
 - 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があつたとき1件とした。
 - 納期内収入額②の「左のうち証紙徵収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
 - 滯納額③及び任意徴収④の「左のうち徵収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徵収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
 - 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
 - 「滯納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

12 整理未済額の内訳

区分	件数	税額
財産差押額①	87	8,079
換価猶予額②	375	14,633
滞納処分の停止額③	22	1,152
徴収猶予額④	1	37,118
徴収嘱託額⑤		
交付要求額⑥	71	3,347
⑥のうち参加差押に係るもの		528
分納誓約額⑦		
その他⑧	2,738	148,363
計	3,294	212,692

(注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。

2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区分	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政				収入額の控除の対象となる減免額			
	過疎法	企業立地促進法	地域未来投資促進法	半島振興法	原発地域振興法	地域再生法	計	
事業税	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
個人								
法人	1,610				828		2,438	
不動産取得税	14,721		35,355		1,241		51,317	
固定資産税(特例分)								
計	16,331		35,355		2,069		53,755	

14 地 方 税 に 関 す る 争 訟 に 関 す る 調

(1) 不服申立て

区分	要 处 理 件 数			処		理 済 件 数				翌年度への繰越
	前年 度か らの 繰 越	本年度発生	合 計	却 下	棄 却	一部取消	全部取消	取 下	合 計	
賦課	個人事業税 不動産取得税 軽油引取税 その他の税	1	1						1	
徴収	上記以外									
	合 計	1	1						1	

(2) 訴 訟

区分	前年度末 係属件数 ①	当該年度中 発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中 の完結件数 ④	④の完結事由別内訳						当該年度末 係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳		
				30以前	R1	2	3	4	5		取 下	却 下	和 解	勝 訴	一部敗訴	敗 訴		1 審	2 審	3 審
賦課	個人事業税 不動産取得税 軽油引取税 その他の税																			
徴収	滞納処分 その他																			
	合 計																			

15 犯則事件に関する調

区分		前年度からの繰越件数		犯則摘発		通告処分		通告履行		告 発		不 問		通知処分件数	時効完成件数	翌年度への繰越件数		
		処未	分済	履未	行済	件 数	左の脱税額	件 数	左の脱税額	通告額	件 数	履行額	件 数	左の脱税額	告発件数	直告発	通告不履行による告発件数	
																件 数	左の脱税額	
軽油引取り税	法144条の22 〔両罰規定による行為者に対するもの〕 法144条の25 〔両罰規定による行為者に対するもの〕 法144条の33第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕 法144条の33第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕 法144条の33第3項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕 法144条の41第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕 法144条の41第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕 その他の罪 〔両罰規定による行為者に対するもの〕 計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕					千円		千円	千円	千円		千円		千円		千円		
その他その他税	合計																	

16 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区分		延滞金	還付加算金 (充当したものと含む。)
件数		5,306	1,003
金額		61,555千円	4,418千円

(2) 過少申告加算金等

区分	過少申告加算金			不申告加算金			重加算金			合計		
	件数	金額	千円	件数	金額	千円	件数	金額	千円	件数	金額	千円
法人事業税	61	697	千円	73	818	千円	223	17,675	千円	357	19,190	千円
ゴルフ場利用税										0	0	
軽油引取税	1	6								1	6	
その他	1	7		7	32					8	39	
計	63	710	千円	80	850	千円	223	17,675	千円	366	19,235	千円

17 徴稅費に関する調 (累年比較)

(単位 : 千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税収入	予算額(イ)	144,586,888	152,067,039	146,448,240	146,755,066	150,339,151
	調定額(ロ)	148,191,472	153,932,428	148,198,735	148,628,491	153,429,468
	収入額(ハ)	146,191,197	152,435,844	146,864,644	147,377,075	152,186,023
人件費	職員給	580,183	596,827	599,286	596,843	618,263
	諸手当	22,161	23,349	26,734	22,748	26,642
	税務特別手当	842	740	742	803	745
	その他の手当	293,583	294,507	297,862	294,873	308,101
	小計	316,586	318,596	325,338	318,424	335,488
	その他の人件費	217,047	205,218	207,762	204,161	215,065
	計	A	1,113,816	1,120,641	1,132,386	1,119,428
	旅費	B	1,902	1,983	3,781	5,706
	需用費	61,642	63,648	63,997	68,087	76,614
徴税費	通信運搬費	51,003	50,653	50,417	51,329	52,389
	備品購入費	186	150	291	467	6,308
	その他の	44,020	47,491	58,303	76,715	95,806
	計	C	156,851	161,942	173,008	196,598
	個人県民税徵收取扱費	1,893,613	1,885,591	1,864,128	1,859,630	1,864,128
	内訳	納税義務者数分	1,826,874	1,815,324	1,794,856	1,791,245
		払込金額分	391	444	421	236
		その他の	66,348	69,823	68,851	68,149
	地方消費税徵收取扱費	87,076	81,316	70,882	69,414	67,531
被取扱費等	納税貯蓄組合補助金	2,699	2,714	2,681	2,655	2,655
	特別徵収義務者に対する交付金等	328,472	327,205	337,076	329,206	312,565
	内訳	特別地方消費税				
		ゴルフ場利用税				
		軽油引取り税	328,472	327,205	337,076	329,206
		その他の	2,130	1,930	2,066	2,141
	計	D	2,313,990	2,298,756	2,276,833	2,263,046
	合計	(二)	3,586,559	3,583,322	3,586,008	3,584,778
	合計					3,653,871

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税収入に対する 徴税費の割合	対予算額 <u>(二) (イ)</u>	% 2.48	% 2.36	% 2.45	% 2.44	% 2.43
	対調定期額 <u>(二) (ロ)</u>	2.42	2.33	2.42	2.41	2.38
	対収入額 <u>(二) (ハ)</u>	2.45	2.35	2.44	2.43	2.40
徴税吏員等数	吏 員 (ホ)	人 166	人 171	人 171	人 170	人 169
	会計年度任用職員等	10	9	9	12	12
徴税吏員1人当たり徴税額	<u>(ハ) (ホ)</u>	千円 880,670	千円 891,438	千円 858,858	千円 866,924	千円 900,509
徴税吏員1人 当たり徴税費	人 件 費 <u>A+B (ホ)</u>	6,721	6,565	6,644	6,618	6,945
	物 件 費 <u>C+D (ホ)</u>	14,885	14,390	14,327	14,468	14,676
	計 <u>(二) (ホ)</u>	21,606	20,955	20,971	21,087	21,621
県 税 事 務 所 等 数		6	6	6	6	6

(注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数によった。ただし、会計年度任用職員等については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。

2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。

3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び会計年度任用職員等のため支出した人件費等を記載した。

18 稅務機構に関する調

事務別税務職員配置数

区分	総務関係		直税関係		間税関係		徴収関係		合計	
	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等
本 序	人 18	人 1	人 3	人	人 1	人	人 1	人	人 23	人 1
事 務 所 等	24		54	2	15	2	53	7	146	11
計	42	1	57	2	16	2	54	7	169	12

第四 調定収入状況

1 住民税

(1) 調定収入状況

ア 県税事務所別の状況

(単位:千円、%)

区 分	調定額						収入額			収入歩合					
	県民税 A	前年比	市町村民税 B	前年比	計 (A+B)=C	前年比	県民税 D	市町村民税 E	計 (D+E)=F	県民税 G	住民税 H	県民税 I	住民税 J	県民税 G-I=K	住民税 H-J=L
中 央	現年課税分	8,068,883	92.3	12,312,574	92.7	20,381,458	92.5	7,971,269	12,163,626	20,134,894	98.8	98.8	98.9	98.9	△ 0.1
	滞納繰越分	317,415	93.7	484,353	94.1	801,768	93.9	65,125	99,390	164,516	20.5	20.5	22.3	22.3	△ 1.8
	計	8,386,298	92.4	12,796,927	92.7	21,183,226	92.6	8,036,394	12,263,016	20,299,410	95.8	95.8	96.1	96.1	△ 0.3
中 南	現年課税分	6,256,423	91.6	9,567,912	92.0	15,824,336	91.8	6,200,037	9,481,680	15,681,717	99.1	99.1	99.1	99.1	0.0
	滞納繰越分	184,129	95.7	281,649	96.1	465,778	95.9	47,397	72,481	119,878	25.7	25.7	24.0	24.0	1.7
	計	6,440,552	91.7	9,849,561	92.1	16,290,114	91.9	6,247,434	9,554,162	15,801,595	97.0	97.0	97.1	97.1	△ 0.1
三 八	現年課税分	7,694,699	92.1	11,750,558	92.4	19,445,257	92.3	7,625,998	11,645,591	19,271,589	99.1	99.1	99.1	99.1	0.0
	滞納繰越分	206,010	82.7	314,718	83.0	520,728	82.9	61,170	93,408	154,578	29.7	29.7	32.3	32.3	△ 2.6
	計	7,900,709	91.8	12,065,276	92.2	19,965,985	92.0	7,687,168	11,738,999	19,426,167	97.3	97.3	97.2	97.2	0.1
西 北	現年課税分	2,502,017	91.8	3,839,438	92.3	6,341,456	92.1	2,483,561	3,811,108	6,294,669	99.3	99.3	99.2	99.2	0.1
	滞納繰越分	55,219	97.3	84,746	97.7	139,966	97.6	15,198	23,321	38,519	27.5	27.5	29.5	29.5	△ 2.0
	計	2,557,237	91.9	3,924,185	92.4	6,481,421	92.2	2,498,759	3,834,430	6,333,189	97.7	97.7	97.8	97.8	△ 0.1
上 北	現年課税分	5,297,842	93.1	8,091,269	93.5	13,389,111	93.3	5,251,523	8,020,525	13,272,048	99.1	99.1	99.0	99.0	0.1
	滞納繰越分	132,477	104.7	202,322	105.1	334,799	104.9	36,899	56,354	93,253	27.9	27.9	28.6	28.6	△ 0.7
	計	5,430,319	93.4	8,293,591	93.7	13,723,910	93.6	5,288,422	8,076,879	13,365,300	97.4	97.4	97.5	97.5	△ 0.1
下 北	現年課税分	1,809,228	92.2	2,761,516	92.3	4,570,744	92.3	1,793,918	2,738,148	4,532,066	99.2	99.2	99.2	99.2	0.0
	滞納繰越分	61,300	89.5	93,555	89.7	154,855	89.6	15,366	23,453	38,820	25.1	25.1	29.5	29.5	△ 4.4
	計	1,870,527	92.1	2,855,071	92.2	4,725,599	92.2	1,809,284	2,761,601	4,570,886	96.7	96.7	96.8	96.8	△ 0.1
計	現年課税分	31,629,092	92.2	48,323,269	92.5	79,952,360	92.4	31,326,305	47,860,678	79,186,983	99.0	99.0	99.1	99.1	△ 0.1
	滞納繰越分	956,551	92.7	1,461,343	93.1	2,417,894	92.9	241,155	368,408	609,564	25.2	25.2	26.7	26.7	△ 1.5
計		32,585,643	92.2	49,784,612	92.6	82,370,254	92.4	31,567,460	48,229,086	79,796,546	96.9	96.9	97.0	97.0	△ 0.1

イ 市町村別の状況

(単位:千円、%)

区分		調定期額				収入額		不納欠損額		収入未済額		収入歩合		
		県民税	前年比	住民税	前年比	県民税	住民税	県民税	住民税	県民税	住民税	県民税	住民税	住民税前年
市	青森市	7,900,590	92.6	19,955,154	92.8	7,565,702	19,109,302	17,848	45,080	317,039	800,772	95.8	95.8	96.0
	弘前市	4,589,741	93.0	11,594,336	93.2	4,457,704	11,260,791	10,544	26,635	121,494	306,910	97.1	97.1	97.1
	八戸市	6,630,784	91.8	16,747,239	92.0	6,470,732	16,342,997	14,150	35,739	145,902	368,502	97.6	97.6	97.4
	黒石市	654,270	88.9	1,659,134	89.2	633,669	1,606,892	907	2,301	19,694	49,941	96.9	96.9	97.1
	五所川原市	1,121,515	91.5	2,839,549	91.8	1,106,482	2,801,486	2,705	6,848	12,329	31,215	98.7	98.7	98.6
	十和田市	1,629,844	93.1	4,120,117	93.3	1,603,657	4,053,920	3,094	7,820	23,093	58,377	98.4	98.4	98.6
	三沢市	1,352,119	94.9	3,411,746	95.1	1,306,025	3,295,439	9,075	22,898	37,019	93,409	96.6	96.6	96.6
	むつ市	1,518,997	92.3	3,837,450	92.3	1,476,797	3,730,841	2,055	5,193	40,144	101,417	97.2	97.2	97.3
	つがる市	529,563	93.9	1,343,897	94.2	523,120	1,327,548	606	1,538	5,837	14,812	98.8	98.8	99.0
	平川市	598,019	87.6	1,517,445	87.9	579,358	1,470,094	1,792	4,546	16,869	42,804	96.9	96.9	97.2
計		26,525,442	92.4	67,026,068	92.6	25,723,246	64,999,310	62,776	158,599	739,420	1,868,160	97.0	97.0	97.0
東津軽郡	平内町	299,454	91.8	756,076	92.0	289,149	730,057	770	1,945	9,535	24,074	96.6	96.6	97.2
	今別町	34,892	88.5	88,522	88.7	33,869	85,927	85	216	938	2,380	97.1	97.1	96.6
	蓬田村	49,597	76.8	125,800	77.1	47,433	120,311	5	13	2,159	5,476	95.6	95.6	95.4
	外ヶ浜町	101,766	87.8	257,673	88.1	100,241	253,812	61	154	1,464	3,707	98.5	98.5	98.3
	計	485,709	88.9	1,228,072	89.2	470,692	1,190,107	921	2,328	14,096	35,636	96.9	96.9	97.2
西津軽郡	鰺ヶ沢町	156,385	90.5	396,523	90.8	149,636	379,411	120	305	6,629	16,807	95.7	95.7	97.4
	深浦町	102,563	89.2	260,534	89.5	101,239	257,169	80	203	1,244	3,161	98.7	98.7	98.9
	計	258,949	90.0	657,057	90.3	250,875	636,580	200	508	7,873	19,968	96.9	96.9	98.0
中津軽郡	西目屋村	18,962	90.5	48,252	90.9	18,613	47,364	66	168	283	719	98.2	98.2	96.8
	計	18,962	90.5	48,252	90.9	18,613	47,364	66	168	283	719	98.2	98.2	96.8
南津軽郡	藤崎町	306,423	90.1	776,707	90.4	294,234	745,809	505	1,281	11,684	29,617	96.0	96.0	96.4
	大鰐町	136,749	88.0	347,814	88.3	130,537	332,014	574	1,460	5,638	14,340	95.5	95.5	96.2
	田舎館村	136,388	88.6	346,426	88.9	133,320	338,631	195	495	2,874	7,300	97.8	97.7	98.0
	計	579,561	89.2	1,470,947	89.5	558,090	1,416,454	1,274	3,235	20,197	51,258	96.3	96.3	96.8

(単位：千円、%)

区分		調定期額				収入額		不納欠損額		収入未済額		収入歩合		
		県民税	前年比	住民税	前年比	県民税	住民税	県民税	住民税	県民税	住民税	県民税	住民税	住民税前年
北 津 軽 郡	板柳町	245,597	94.6	622,720	94.8	233,683	592,511	1,327	3,364	10,587	26,844	95.1	95.1	95.2
	鶴田町	227,796	92.3	577,483	92.6	215,502	546,317	405	1,026	11,889	30,140	94.6	94.6	94.1
	中泊町	173,816	87.5	440,716	87.8	169,096	428,747	906	2,296	3,815	9,672	97.3	97.3	97.3
	計	647,210	91.8	1,640,919	92.1	618,281	1,567,575	2,637	6,687	26,291	66,657	95.5	95.5	95.4
上 北 郡	野辺地町	307,478	92.8	778,018	93.0	300,069	759,271	681	1,724	6,728	17,023	97.6	97.6	97.5
	七戸町	318,890	93.2	807,584	93.4	310,152	785,454	1,479	3,746	7,259	18,383	97.3	97.3	97.3
	六戸町	251,263	90.5	636,102	90.7	247,509	626,597	312	791	3,442	8,714	98.5	98.5	98.7
	横浜町	102,288	87.5	258,933	87.7	98,604	249,610	286	724	3,397	8,600	96.4	96.4	96.4
	東北町	367,106	94.1	929,831	94.3	350,006	886,519	490	1,242	16,610	42,070	95.3	95.3	95.5
	六ヶ所村	418,345	94.1	1,054,368	94.2	409,276	1,031,512	540	1,362	8,528	21,493	97.8	97.8	97.8
	おいらせ町	682,986	92.6	1,727,211	92.8	663,123	1,676,979	988	2,498	18,875	47,734	97.1	97.1	97.2
計		2,448,356	92.7	6,192,046	92.9	2,378,740	6,015,941	4,777	12,086	64,839	164,019	97.2	97.2	97.2
下 北 郡	大間町	139,184	88.2	351,459	88.4	125,569	317,079	432	1,091	13,183	33,289	90.2	90.2	90.6
	東通村	151,191	92.3	381,616	92.4	147,801	373,059	274	692	3,116	7,866	97.8	97.8	98.1
	風間浦村	27,727	92.1	70,398	92.5	27,044	68,663	8	21	675	1,714	97.5	97.5	97.7
	佐井村	33,427	99.8	84,676	100.0	32,073	81,244	189	478	1,166	2,954	95.9	95.9	95.9
	計	351,530	91.3	888,149	91.4	332,487	840,045	903	2,281	18,141	45,823	94.6	94.6	94.8
三 戸 郡	三戸町	176,876	93.0	448,819	93.3	171,728	435,758	250	635	4,897	12,426	97.1	97.1	97.7
	五戸町	319,660	89.5	810,727	89.8	300,428	761,950	662	1,680	18,570	47,097	94.0	94.0	94.7
	田子町	88,860	87.6	224,914	87.7	85,762	217,073	115	290	2,983	7,551	96.5	96.5	97.1
	戸南部町	354,607	92.8	898,541	93.0	339,484	860,221	478	1,211	14,645	37,109	95.7	95.7	96.3
	階上町	298,872	94.0	756,737	94.2	288,631	730,808	669	1,694	9,572	24,236	96.6	96.6	96.8
	新郷村	31,051	86.8	79,009	87.2	30,403	77,360			648	1,649	97.9	97.9	98.1
計		1,269,925	91.7	3,218,746	92.0	1,216,436	3,083,170	2,174	5,510	51,315	130,067	95.8	95.8	96.3
市 計		26,525,442	92.4	67,026,068	92.6	25,723,246	64,999,310	62,776	158,599	739,420	1,868,160	97.0	97.0	97.0
町村 計		6,060,201	91.5	15,344,186	91.8	5,844,214	14,797,236	12,953	32,804	203,033	514,146	96.4	96.4	96.7
県 計		32,585,643	92.2	82,370,254	92.4	31,567,460	79,796,546	75,729	191,403	942,454	2,382,306	96.9	96.9	97.0

(2) 県税事務所別個人県民税定期賦課の状況

(単位：人、千円、%)

区	分	実 人 員	調 定 額			前 年 比	
			均 等 割	所 得 割	計	実 人 員	調 定 額
中 央	普 通 徴 収 分	23,098	25,002	1,371,989	1,396,991	97.3	90.8
	特 別 徴 収 分	118,831	116,939	6,443,829	6,560,768	100.3	92.0
	計	141,929	141,941	7,815,818	7,957,759	99.8	91.8
中 南	普 通 徴 収 分	25,622	28,509	1,242,061	1,270,570	92.9	88.7
	特 別 徴 収 分	97,244	94,357	4,763,259	4,857,616	100.6	91.1
	計	122,866	122,866	6,005,320	6,128,186	98.9	90.6
三 八	普 通 徴 収 分	24,246	25,497	1,352,715	1,378,212	96.7	93.1
	特 別 徴 収 分	117,355	115,249	6,101,998	6,217,247	100.6	91.4
	計	141,601	140,746	7,454,713	7,595,459	99.9	91.7
西 北	普 通 徴 収 分	13,267	14,402	575,519	589,921	98.7	98.4
	特 別 徴 収 分	44,207	42,929	1,798,386	1,841,315	98.7	88.5
	計	57,474	57,331	2,373,905	2,431,236	98.7	90.8
上 北	普 通 徴 収 分	19,101	18,951	942,870	961,821	98.2	95.3
	特 別 徴 収 分	79,228	78,061	4,199,652	4,277,713	101.3	92.7
	計	98,329	97,012	5,142,522	5,239,534	100.7	93.2
下 北	普 通 徴 収 分	5,899	5,709	295,293	301,002	96.0	87.7
	特 別 徴 収 分	27,308	27,951	1,438,140	1,466,091	99.8	92.3
	計	33,207	33,660	1,733,433	1,767,093	99.1	91.5
計	普 通 徴 収 分	111,233	118,070	5,780,447	5,898,517	96.4	92.1
	特 別 徴 収 分	484,173	475,486	24,745,264	25,220,750	100.4	91.6
	計	595,406	593,556	30,525,711	31,119,267	99.6	91.7

(3) 市町村別収入歩合年度別調

(単位 : %)

区分		2	3	4	5	6
市	青森市	95.0	95.4	95.7	96.0	95.8
	弘前市	96.2	96.6	97.0	97.1	97.1
	八戸市	96.0	96.2	96.6	97.4	97.6
	黒石市	96.1	96.7	96.9	97.1	96.9
	五所川原市	97.2	97.7	98.4	98.6	98.7
	十和田市	97.5	98.1	98.5	98.6	98.4
	三沢市	96.9	97.2	97.1	96.6	96.6
	むつ市	96.1	96.1	96.7	97.3	97.2
	つがる市	97.9	98.4	98.6	99.0	98.8
	平川市	96.6	96.8	97.2	97.2	96.9
計		96.0	96.3	96.7	97.0	97.0
東津軽郡	平内町	96.7	96.7	97.0	97.2	96.6
	今別町	97.0	97.1	96.8	96.6	97.1
	蓬田村	91.5	92.8	93.6	95.4	95.6
	外ヶ浜町	96.9	97.1	97.5	98.3	98.5
	計	96.2	96.4	96.7	97.2	96.9
西津軽郡	鰯ヶ沢町	97.3	98.0	97.2	97.4	95.7
	深浦町	98.4	98.6	98.8	98.9	98.7
	計	97.7	98.3	97.8	98.0	96.9
中津軽郡	西目屋村	98.7	94.0	94.9	96.8	98.2
	計	98.7	94.0	94.9	96.8	98.2
南津軽郡	藤崎町	95.8	96.0	96.3	96.4	96.0
	大鰐町	95.3	95.6	95.5	96.2	95.5
	田舎館村	98.1	97.7	97.8	98.0	97.7
	計	96.2	96.3	96.5	96.8	96.3

区分		2	3	4	5	6
郡	北板柳町	94.2	95.9	95.7	95.2	95.1
	津鶴田町	94.0	94.4	94.4	94.1	94.6
	軽中泊町	95.5	96.0	96.9	97.3	97.3
	計	94.5	95.4	95.6	95.4	95.5
	野辺地町	97.7	97.6	97.5	97.5	97.6
	七戸町	97.0	97.0	97.4	97.3	97.3
	六戸町	98.4	98.5	98.9	98.7	98.5
	横浜町	95.0	95.1	95.3	96.4	96.4
	東北町	93.1	94.4	95.6	95.5	95.3
	六ヶ所村	97.5	97.7	97.8	97.8	97.8
郡	おいらせ町	95.7	96.5	96.8	97.2	97.1
	計	96.3	96.7	97.1	97.2	97.2
	大間町	88.5	89.9	88.9	90.6	90.2
	東通村	96.8	97.6	97.9	98.1	97.8
	風間浦村	98.8	98.4	98.7	97.7	97.5
郡	佐井村	96.2	96.4	96.0	95.9	95.9
	計	93.4	94.2	94.1	94.8	94.6
	三戸町	95.9	97.0	97.4	97.7	97.1
	五戸町	94.1	94.5	94.8	94.7	94.0
郡	田子町	97.5	97.8	97.2	97.1	96.5
	戸南部町	96.6	96.8	96.5	96.3	95.7
	階上町	96.2	96.8	96.8	96.8	96.6
	新郷村	97.4	97.4	98.0	98.1	97.9
	計	95.8	96.3	96.4	96.3	95.8
市 計		96.0	96.3	96.7	97.0	97.0
町村 計		95.9	96.3	96.6	96.7	96.4
県 計		96.0	96.3	96.7	97.0	96.9

2 県民税利子割

調定状況(現年課税分)

(単位:千円、%)

区分		調定額	前年比
公社債利子等	特定公社債以外の公社債の利子	16	133.3
	銀行預金利息	87,453	560.6
	銀行以外の金融機関の預貯金利息	17,663	125.3
	勤務先預金等の利息	54,873	106.6
	合同運用信託の収益の分配		
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配		
	郵便貯金利息	2	200.0
	国外一般公社債等の利子等	6	54.5
私信託公等の債収益運用分配投資等	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	812	85.8
	小計	160,825	195.7
	私募公社債等運用投資信託の収益の分配		
	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配		
金融類似商品	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配		
	小計		
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	1,217	93.8
	定期積金の給付補てん金	367	79.8
	掛金の給付補てん金		
	抵当証券の利息		
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益		
	外貨建預貯金等の為替差益		
一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		801	143.0
小計		2,385	102.9
合計		163,210	193.2

3 法人県民税・事業税

(1) 県税事務所別調定状況 (現年課税分)

① 法人県民税

(単位:千円、%)

区分			東青		中南		三八		西北		上北		下北		県内計		分割		合計				
			金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比			
本事業年度	課税標準			5,401	86.2	3,612	99.7	5,562	90.0	2,335	137.2	6,805	103.9	1,436	82.8	25,151	96.5	46,442	122.6	71,593	112.0		
	確定税額(修・更正)	均等割		128,370	100.1	97,554	100.1	121,891	99.0	52,554	99.7	81,987	101.0	25,770	100.0	508,126	99.9	754,110	100.6	1,262,236	100.3		
		税割		81,049	83.2	52,877	101.8	84,585	88.7	35,976	145.5	109,729	104.6	22,006	79.2	386,222	96.0	830,892	122.8	1,217,114	112.8		
	税額控除			70	259.3	80	70.2	402	極大	18	105.9	24	32.4	10	皆増	604	246.5	14,000	123.8	14,604	126.4		
	利子割控除																						
	既納付中間分	均等割	前年	11,255	104.8	9,167	105.7	11,035	100.5	4,455	94.2	8,250	103.2	2,085	96.1	46,247	102.1	223,295	95.3	269,542	96.4		
			当年	5,910	108.5	4,855	105.0	6,535	97.9	2,220	100.5	4,740	98.9	1,375	86.2	25,635	101.1	52,737	102.2	78,372	101.9		
		税割	前年	29,765	118.1	17,112	92.6	33,756	87.6	9,026	99.1	40,169	152.0	6,682	86.8	136,510	108.8	229,919	85.3	366,429	92.7		
			当年	10,153	101.2	4,394	100.5	11,297	139.8	2,588	102.8	10,352	96.5	4,362	114.0	43,146	109.1	57,572	92.1	100,718	98.7		
	申告分	均等割	当年	6,075	109.1	4,900	105.2	6,525	97.2	2,195	99.3	4,740	98.6	1,375	85.7	25,810	101.0	62,705	103.2	88,515	102.6		
			翌年	10,765	95.4	8,815	96.1	10,990	99.3	4,365	97.8	8,115	97.9	2,370	113.7	45,420	98.0	236,668	106.0	282,088	104.6		
		税割	当年	10,640	99.2	4,807	109.7	11,294	139.7	2,570	102.1	10,352	96.5	4,362	113.9	44,025	109.3	68,293	96.1	112,318	100.9		
			翌年	24,736	83.1	19,597	114.4	30,788	91.2	12,602	137.1	40,784	101.5	7,818	117.0	136,325	99.7	255,228	111.1	391,553	106.8		
	過大還付請求利子割額																						
	中間納付の歳出還付額			8,562	317.7	3,673	70.8	4,136	77.0	1,641	103.9	3,518	89.5	1,068	68.3	22,598	111.2	15,907	38.9	38,505	62.9		
	小計	均等割		128,055	99.3	97,247	99.3	121,855	98.9	52,438	100.0	81,872	100.4	26,056	101.4	507,523	99.6	778,225	103.9	1,285,748	102.2		
		税割		84,904	80.7	59,300	106.7	85,252	88.9	41,121	156.2	113,761	92.9	24,181	85.4	408,519	94.2	867,935	128.8	1,276,454	115.3		
		計		212,959	90.9	156,547	102.0	207,107	94.5	93,559	118.8	195,633	95.9	50,237	93.0	916,042	97.1	1,646,160	115.7	2,562,202	108.3		
過事業年度	均等割		1,295	104.4	1,346	132.4	1,205	82.8	260	63.4	540	89.3	360	192.5	5,006	101.9	18,010	97.1	23,016	98.1			
	税割		1,953	61.5	2,267	231.3	704	49.3	817	492.2	1,304	37.8	796	765.4	7,841	84.3	23,810	147.4	31,651	124.3			
	計		3,248	73.6	3,613	180.9	1,909	66.2	1,077	187.0	1,844	45.4	1,156	397.3	12,847	90.4	41,820	120.5	54,667	111.8			
調定期額			216,207	90.6	160,160	103.0	209,016	94.2	94,636	119.3	197,477	94.9	51,393	94.6	928,889	97.0	1,687,980	115.8	2,616,869	108.4			

課税標準の単位は百万円

② 法人事業税

(単位:千円、%)

区分			東青		中南		三八		西北		上北		下北		県内計		分割		合計		
			金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
本事業年度	課税標準	所得割	27,163	95.3	17,993	105.9	24,118	92.4	11,884	133.9	25,410	92.4	5,988	83.8	112,556	97.8	255,209	120.0	367,765	112.2	
		付加価値割	2,699	106.3	4,085	89.7	9,716	94.1	453	91.7	9,733	148.1	956	76.6	27,642	107.4	486,777	114.2	514,419	113.8	
		資本割	7,960	100.0	1,099	100.0	10,336	100.0	3,276	100.0	3,735	110.7	942	150.0	27,348	102.5	757,779	101.1	785,127	101.1	
		収入割	1,402	92.2	2,357	101.8	6,040	102.9	12,478	130.1	13,541	139.2	1,422	72.3	37,240	120.2	341,816	107.8	379,056	108.9	
	確定税額(修・更正)	所得割	1,632,976	95.6	1,036,376	106.8	1,320,559	92.4	671,223	132.1	1,515,895	90.3	370,869	81.1	6,547,898	97.0	8,786,325	125.1	15,334,223	111.3	
		付加価値割	32,393	106.3	48,639	94.3	99,480	97.0	5,431	91.6	55,439	125.9	3,535	76.6	244,917	102.4	5,560,554	108.8	5,805,471	108.5	
		資本割	39,800	100.0	4,395	100.0	47,830	100.0	16,381	100.0	17,115	108.1	2,828	300.5	128,349	102.5	3,699,421	101.2	3,827,770	101.2	
		収入割	11,496	92.6	17,677	100.9	46,563	102.9	93,744	130.0	101,761	139.2	10,665	72.3	281,906	119.9	3,016,337	107.2	3,298,243	108.1	
	税額控除			443	316.4	507	63.5	1,582	極大	61	95.3	462	177.7	65	皆増	3,120	243.2	22,604	100.4	25,724	108.1
	既納付中間分	所得割	前年	513,208	113.7	315,538	111.4	437,002	96.5	175,976	99.3	521,102	107.8	134,063	89.8	2,096,889	105.0	2,474,024	102.1	4,570,913	103.4
		所得割	当年	213,576	104.9	108,680	106.1	235,010	146.9	64,788	124.9	219,876	98.3	86,445	107.9	928,375	113.0	693,126	102.9	1,621,501	108.4
		付加価値割	前年	11,016	103.4	26,473	77.3	55,071	79.6	2,963	105.5	37,456	230.9			132,979	99.9	2,105,447	98.7	2,238,426	98.8
		付加価値割	当年	3,784	106.7			973	62.3			91	77.8			4,848	92.8	338,014	94.8	342,862	94.7
		資本割	前年	19,171	101.6	2,433	100.0	23,539	100.0	8,191	165.8	7,239	110.2			60,573	107.5	1,689,260	97.2	1,749,833	97.5
		資本割	当年	729	100.0			1,200	100.0			1,124	187.3			3,053	120.7	201,539	225.7	204,592	222.8
		収入割	前年	1,416	97.5	16,491	138.0	108,345	93.9	89	123.6	72,567	409.8			198,908	135.8	1,941,479	117.6	2,140,387	119.1
		収入割	当年	8,971	99.3	761	127.5	32,457	102.6	71,648	126.0	17,553	139.1			131,390	118.6	1,178	47.7	132,568	117.1
	中間申告分	所得割	当年	224,651	104.5	108,565	105.8	234,454	146.6	61,272	118.2	217,459	97.4	86,445	107.7	932,846	112.0	761,321	104.2	1,694,167	108.3
		所得割	翌年	492,831	96.0	371,911	118.0	425,183	97.8	234,446	130.7	480,801	92.7	116,926	87.2	2,122,098	101.3	2,124,467	86.0	4,246,565	93.0
		付加価値割	当年	3,784	106.7			644	48.2			95	81.2			4,523	90.5	407,969	96.5	412,492	96.4
		付加価値割	翌年	12,021	109.1	22,050	85.5	48,987	96.8	2,715	91.6	27,712	107.4	1,768	皆増	115,253	99.2	2,337,418	111.1	2,452,671	110.5
		資本割	当年	729	100.0			975	100.0			1,624	270.7			3,328	144.4	110,401	105.4	113,729	106.2
		資本割	翌年	18,866	98.4	2,197	100.0	22,939	100.0	1,500	18.3	7,481	108.3	1,414	皆増	54,397	91.6	1,657,136	99.3	1,711,533	99.0
	中間納付の歳出還付額	収入割	当年	5,496	99.5	6,107	105.7	17,472	102.2	35,979	121.5	8,966	137.9			74,020	114.7	1,158	65.5	75,178	113.4
		収入割	翌年	614	86.1	8,282	99.3	60,152	111.0	46	104.5	40,235	110.9	5,332	皆増	114,661	115.2	1,502,108	106.8	1,616,769	107.4
		所得割	91,118	151.8	63,997	121.3	79,143	82.7	33,071	109.7	63,515	99.7	18,621	60.6	349,465	104.9	133,717	88.7	483,182	99.9	
		付加価値割					皆減								皆減	9,751	48.8	9,751	48.7		
	小計	資本割														8,308	101.2	8,308	101.2		
		収入割	86	極大		皆減	46,470	91.2							46,556	91.3		皆減	46,556	74.5	
		所得割	1,715,485	93.1	1,157,212	109.7	1,388,426	92.0	762,160	141.0	1,541,758	86.4	372,288	78.7	6,937,329	96.3	8,623,506	118.8	15,560,835	107.6	
		付加価値割	33,398	108.3	44,906	102.7	97,843	108.4	5,183	85.2	57,355	107.0	5,303	114.9	243,988	106.5	5,871,821	113.6	6,115,809	113.3	
		資本割	39,495	98.5	4,395	100.0	47,830	100.0	9,691	49.4	18,190	112.5	4,242	450.8	123,843	95.9	3,603,623	99.1	3,727,466	99.0	
		収入割	11,483	92.7	23,348	93.0	99,004	106.7	93,746	130.0	105,713	105.2									

(2) 業種別調定状況(現年課税分)

(単位:千円、%)

区分		法人県民税(法人税割合)						法人事業税					
		県内法人		分割法人		計		県内法人		分割法人		計	
		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
所得	農業	6,202	57.8	2,192	68.4	8,394	60.3	143,431	65.0	38,871	68.8	182,302	65.8
	林业	1,511	62.8	335	83.5	1,846	65.8	43,660	76.5	8,627	82.2	52,287	77.4
	漁業	5,461	102.4	644	244.9	6,105	109.1	98,435	84.2	53,360	126.2	151,795	95.3
	鉱業	2,873	82.1	296	76.7	3,169	81.6	21,300	52.2	5,114	345.5	26,414	62.5
	建設業	92,317	99.8	77,991	116.6	170,308	106.8	1,998,409	100.4	1,532,379	114.5	3,530,788	106.1
	製造業	59,511	110.6	198,479	118.7	257,990	116.7	1,122,714	114.9	5,147,005	105.9	6,269,719	107.4
課税	卸・小売業	76,621	113.8	195,530	111.6	272,151	112.2	1,576,269	107.2	3,569,527	106.7	5,145,796	106.9
	銀行業			82,788	182.7	82,788	182.7			2,516,593	149.0	2,516,593	149.0
	証券業		皆減	1,309	79.8	1,309	78.9		皆減	76,455	80.7	76,455	80.2
	上記以外の金融業	4,965	101.2	21,533	242.2	26,498	192.0	86,454	97.4	574,399	174.3	660,853	158.0
	小計	4,965	100.8	105,630	189.1	110,595	182.0	86,454	96.8	3,167,447	149.9	3,253,901	147.8
分	不動産業	13,130	102.8	17,304	143.2	30,434	122.5	314,627	102.5	268,146	134.1	582,773	115.0
	運輸・通信業	13,855	86.4	20,014	79.8	33,869	82.4	304,903	91.4	1,472,876	101.9	1,777,779	99.9
	サービス業	81,128	68.6	97,528	89.2	178,656	78.5	1,476,639	79.8	2,291,713	97.1	3,768,352	89.5
	計	357,574	92.2	715,943	116.2	1,073,517	107.0	7,186,841	96.4	17,555,065	111.3	24,741,906	106.5
収入金課税分	生命保険業			49,845	187.6	49,845	187.6			555,973	99.8	555,973	99.8
	損害保険業			22,958	175.6	22,958	175.6			509,020	101.2	509,020	101.2
	小計	72,803	183.7	72,803	183.7					1,064,993	100.5	1,064,993	100.5
	電気・ガス業	50,945	110.6	79,189	438.8	130,134	203.0	467,610	109.9	2,589,783	116.5	3,057,393	115.4
	計	50,945	110.6	151,992	263.5	202,937	195.6	467,610	109.9	3,654,776	111.3	4,122,386	111.2
合計		408,519	94.2	867,935	128.8	1,276,454	115.3	7,654,451	97.2	21,209,841	111.3	28,864,292	107.2
過事業年度分		7,841	84.3	23,810	147.4	31,651	124.3	117,977	102.3	242,094	101.9	360,071	102.1
総計		416,360	94.0	891,745	129.3	1,308,105	115.5	7,772,428	97.2	21,451,935	111.2	29,224,363	107.1

(3) 法人県民税超過課税の状況

(単位:千円、%)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
法人 内 法 人	法人税割額	576,204	66.4	453,695	78.7	441,606	97.3	443,081	100.3	416,360	94.0
	上記のうち 超過相当分	95,840	77.0	161,274	168.3	158,433	98.2	158,430	100.0	148,781	93.9
	構成比	16.6	—	35.5	—	35.9	—	35.8	—	35.7	—
分割 法人	法人税割額	1,022,132	67.6	977,300	95.6	781,912	80.0	689,821	88.2	891,745	129.3
	上記のうち 超過相当分	220,835	73.9	424,152	192.1	347,205	81.9	304,003	87.6	392,929	129.3
	構成比	21.6	—	43.4	—	44.4	—	44.1	—	44.1	—
計	法人税割額	1,598,336	67.2	1,430,995	89.5	1,223,518	85.5	1,132,902	92.6	1,308,105	115.5
	上記のうち 超過相当分	316,675	74.8	585,426	184.9	505,638	86.4	462,433	91.5	541,710	117.1
	構成比	19.8	—	40.9	—	41.3	—	40.8	—	41.4	—

(4) 法人県民税超過課税対象法人等の状況

(単位:事業年度)

区分		法人税額が年1,000万円を超える法人等(②に該当するものを除く。) ①	資本金額等が1億円を超える法人等(欠損法人を除く。) ②	超過課税対象法人等(①+②) ③	資本金額等が1億円以下の法人等 ④	資本金額等が1億円を超える法人等 ⑤	総法人(④+⑤) ⑥	超過課税対象割合		
								① — ④	② — ⑤	③ — ⑥
普通法人	県内法人	377	88	465	18,078	137	18,215	2.1	64.2	2.6
	本県本店	96	40	136	575	58	633	16.7	69.0	21.5
	他県本店	752	1,029	1,781	1,817	1,275	3,092	41.4	80.7	57.6
	分割計	848	1,069	1,917	2,392	1,333	3,725	35.5	80.2	51.5
計		1,225	1,157	2,382	20,470	1,470	21,940	6.0	78.7	10.9
公益法人等	県内法人	5		5	440		440	1.1		1.1
	本県本店				4		4	—		—
	他県本店	20		20	56	3	59	35.7	—	33.9
	分割計	20		20	60	3	63	33.3	—	31.7
計		25		25	500	3	503	5.0	—	5.0
人会社格の団ない等	県内法人				227		227	—		—
	本県本店				1		1	—		—
	他県本店									
	分割計				1		1	—		—
計					228		228	—		—
保険会社の社	県内法人									
	本県本店									
	他県本店		5	5		5	5		100.0	100.0
	分割計		5	5		5	5		100.0	100.0
計			5	5		5	5		100.0	100.0
協同組合等	県内法人	3	35	38	637	65	702	0.5	53.8	5.4
	本県本店	3	1	4	15	1	16	20.0	100.0	25.0
	他県本店	7	10	17	17	16	33	41.2	62.5	51.5
	分割計	10	11	21	32	17	49	31.3	64.7	42.9
計		13	46	59	669	82	751	1.9	56.1	7.9
計	県内法人	385	123	508	19,382	202	19,584	2.0	60.9	2.6
	本県本店	99	41	140	595	59	654	16.6	69.5	21.4
	他県本店	779	1,044	1,823	1,890	1,299	3,189	41.2	80.4	57.2
	分割計	878	1,085	1,963	2,485	1,358	3,843	35.3	79.9	51.1
計		1,263	1,208	2,471	21,867	1,560	23,427	5.8	77.4	10.5

(注) 1 令和6年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人(清算予納に係る法人税額を含む)に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。

2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。

3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。

4 公益法人等及び人格のない社団等には、収益事業を営まないものは含まれていないものである。

(5) 法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況

(単位：事業年度)

区分		法人税額が年1,000万円を超える法人等(②に該当するものを除く。)	資本金額等が1億円を超える法人等(欠損法人を除く。)	超過課税対象法人等(①+②)	資本金額等が1億円以下の法人等	資本金額等が1億円を超える法人等	総法人(④+⑤)	超過課税対象割合		
								①	②	③
農業	県内法人	6		6	697	1	698	0.9	-	0.9
	本県本店	2		2	13	1	14	15.4	-	14.3
	他県本店	4		4	15	1	16	26.7	-	25.0
	分割計	6		6	28	2	30	21.4	-	20.0
計		12		12	725	3	728	1.7	-	1.6
林業	県内法人	2		2	111	1	112	1.8	-	1.8
	本県本店									
	他県本店	1	1	2	2	1	3	50.0	100.0	66.7
	分割計	1	1	2	2	1	3	50.0	100.0	66.7
計		3	1	4	113	2	115	2.7	50.0	3.5
漁業	県内法人	4	1	5	100	1	101	4.0	100.0	5.0
	本県本店				1		1	-		-
	他県本店				4	4	4	8	-	100.0
	分割計				4	4	5	4	9	-
計		4	5	9	105	5	110	3.8	100.0	8.2
鉱業	県内法人	1	1	2	54	1	55	1.9	100.0	3.6
	本県本店	1		1	1		1	100.0		100.0
	他県本店	1	2	3	1	3	4	100.0	66.7	75.0
	分割計	2	2	4	2	3	5	100.0	66.7	80.0
計		3	3	6	56	4	60	5.4	75.0	10.0
建設業	県内法人	137	1	138	4,176	3	4,179	3.3	33.3	3.3
	本県本店	16	2	18	99	2	101	16.2	100.0	17.8
	他県本店	87	147	234	175	156	331	49.7	94.2	70.7
	分割計	103	149	252	274	158	432	37.6	94.3	58.3
計		240	150	390	4,450	161	4,611	5.4	93.2	8.5
製造業	県内法人	39	15	54	1,352	26	1,378	2.9	57.7	3.9
	本県本店	13	13	26	68	21	89	19.1	61.9	29.2
	他県本店	136	226	362	290	293	583	46.9	77.1	62.1
	分割計	149	239	388	358	314	672	41.6	76.1	57.7
計		188	254	442	1,710	340	2,050	11.0	74.7	21.6
卸・小売業	県内法人	80	20	100	4,832	32	4,864	1.7	62.5	2.1
	本県本店	32	15	47	168	17	185	19.0	88.2	25.4
	他県本店	229	306	535	591	375	966	38.7	81.6	55.4
	分割計	261	321	582	759	392	1,151	34.4	81.9	50.6
計		341	341	682	5,591	424	6,015	6.1	80.4	11.3
金融業	県内法人	5	4	9	293	10	303	1.7	40.0	3.0
	本県本店	1	3	4	3	3	6	33.3	100.0	66.7
	他県本店	12	32	44	33	38	71	36.4	84.2	62.0
	分割計	13	35	48	36	41	77	36.1	85.4	62.3
計		18	39	57	329	51	380	5.5	76.5	15.0

区分		法人税額が年1,000万円を超える法人等(②に該当するものを除く。)	資本金額等が1億円を超える法人等(欠損法人を除く。)	超過課税対象法人等(①+②)	資本金額等が1億円以下の法人等	総法人(④+⑤)	超過課税対象割合			
							①	②	③	④
不動産業	県内法人	10		13	23	1,416	16	1,432	0.7	81.3
	本県本店	3		3	20		20		15.0	15.0
	他県本店	13		22	42	26	68	31.0	84.6	51.5
	分割計	16		22	38	62	26	88	25.8	84.6
計		26		35	61	1,478	42	1,520	1.8	83.3
運輸・通信業	県内法人	11		5	16	683	6	689	1.6	83.3
	本県本店	7		3	10	41	4	45	17.1	75.0
	他県本店	46		52	98	101	70	171	45.5	74.3
	分割計	53		55	108	142	74	216	37.3	74.3
計		64		60	124	825	80	905	7.8	75.0
保険業	県内法人									
	本県本店									
	他県本店									
	分割計									
計										
電気・ガス業	県内法人	9		10	19	156	14	170	5.8	71.4
	本県本店									
	他県本店									
	分割計									
計		16		31	47	174	47	221	9.2	66.0
サービス業	県内法人	81		53	134	5,512	91	5,603	1.5	58.2
	本県本店	24		5	29	175	11	186	13.7	45.5
	他県本店	243		203	446	624	268	892	38.9	75.7
	分割計	267		208	475	799	279	1,078	33.4	74.6
計		348		261	609	6,311	370	6,681	5.5	70.5
計	県内法人	385		123	508	19,382	202	19,584	2.0	60.9
	本県本店	99		41	140	595	59	654	16.6	69.5
	他県本店	779		1,044	1,823	1,890	1,299	3,189	41.2	80.4
	分割計	878		1,085	1,963	2,485	1,358	3,843	35.3	79.9
計		1,263		1,208	2,471	21,867	1,560	23,427	5.8	77.4

4 個人事業税

(1) 調定状況(現年課税分)

(単位:千円、%)

区分	第一種			第二種			第三種						合計			
	5／100			4／100			5／100			3／100						
	所得 課 税 者	所得 失 格 者	計	所得 課 税 者	所得 失 格 者	計	所得 課 税 者	所得 失 格 者	計	所得 課 税 者	所得 失 格 者	計	所得 課 税 者	所得 失 格 者	計	
調定額	783,178	13,961	797,139	1,841	39	1,880	279,926	4,054	283,980	1,443	77	1,520	1,066,388	18,131	1,084,519	
前年比	101.8	110.0	102.0	45.5	35.6	45.3	97.7	134.1	98.1	135.2	62.7	127.8	100.5	113.7	100.7	

(2) 定期賦課の状況

第一種事業

(単位:人、千円、%)

区分	調定		前年比	
	人員	税額	人員	税額
物販売業	668	92,279	103.6	101.2
保険業				
金銭貸付業	1	157	50.0	24.8
物品貸付業	14	1,660	87.5	82.7
不動産貸付業	1,558	287,739	107.3	106.7
製造業	494	62,663	101.2	108.0
電気供給業	15	637	107.1	72.7
土石採取業				
電気通信事業				
運送業	125	9,375	99.2	79.0
運取扱業				
船舶定期場業				
倉庫業				
駐車場業	14	944	116.7	78.1
請負業	1,487	219,097	93.8	90.0
印刷業	5	848	125.0	101.9
出版業			皆減	皆減
写真業	15	1,188	100.0	115.0
席貸業			皆減	皆減
旅館業	24	2,002	96.0	62.1
料理店業	63	7,576	165.8	186.2
飲食店業	336	42,204	154.8	184.5
周旋業	14	2,369	127.3	75.7
代理業	85	6,116	113.3	96.1
仲立業	3	291	60.0	36.1
問屋業	1	50	100.0	408.2
両替業				
公衆浴場業	2	264	200.0	極大
演劇興行業				
遊技場業	5	1,026	100.0	156.0
遊覧所業	1	6	皆増	皆増
商品取引業				
不動産売買業	6	1,383	120.0	297.2
広告業	13	1,240	130.0	74.7
興信所業				
案内業	6	903	120.0	65.5
冠婚葬祭業	5	2,548	83.3	129.3
第一種事業計	4,960	744,565	104.1	102.3

第二種事業

(単位:人、千円、%)

区分	調定		前年比	
	人員	税額	人員	税額
畜産業	4	885	80.0	42.3
水産業	6	995	85.7	55.0
薪炭製造業				
第二種事業計	10	1,880	83.3	48.2

第三種事業

(単位:人、千円、%)

区分	調定		前年比	
	人員	税額	人員	税額
医業	143	46,262	96.0	80.6
歯科医業	54	13,651	117.4	104.3
薬剤師業	2	258	100.0	114.5
あん摩等の事業	23	1,387	121.1	168.7
獣医業	31	11,463	100.0	86.0
装蹄師業	1	55	100.0	93.1
弁護士業	58	28,968	95.1	110.4
司法書士業	63	20,232	105.0	100.5
行政書士業	18	6,378	100.0	89.3
公证人業	3	765	100.0	93.3
弁理士業	3	286	150.0	70.6
税理士業	132	53,086	101.5	101.7
公認会計士業	12	6,471	92.3	116.8
計理士業				
社会保険労務士業	64	13,579	94.1	89.3
コンサルタント業	97	16,239	112.8	108.4
設計監督者業	95	12,189	91.3	99.9
不動産鑑定業	2	321	皆増	皆増
デザイン業	57	5,790	146.2	118.5
芸術匠業	55	3,778	105.8	88.9
美容業	53	4,030	112.8	123.2
美容業	208	13,514	123.1	121.0
クリエイング業	5	645	166.7	176.4
公衆浴場業	1	103	100.0	101.4
歯科衛生士業				
歯科技工士業	40	2,954	100.0	110.7
測量士業	15	3,342	107.1	103.0
土地家屋調査士業	50	12,378	94.3	97.4
海事代理士業	1	73	100.0	162.0
印刷製版業				
第三種事業計	1,286	278,197	106.1	98.5
全事業合計	6,256	1,024,642	104.4	101.1

5 不動産取得税

調定状況 (現年課税分)

(単位: 千円、%)

区分		中央		中南		三八		西北		上北		下北		計	
		税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比								
承 継 分	土地 家屋 計	165,873	80.8	126,417	97.0	166,747	107.6	47,827	110.7	80,750	96.1	15,792	92.9	603,406	95.1
		190,810	109.4	168,527	144.0	177,318	151.1	68,610	122.0	116,359	174.7	30,924	130.4	752,548	135.5
		356,683	94.0	294,944	119.2	344,065	126.4	116,437	117.1	197,109	130.8	46,716	114.7	1,355,954	113.9
建 築 分	木 造 小	22,739	142.8	35,106	166.9	29,661	414.8	14,894	312.1	37,764	170.1	6,859	176.4	147,023	196.1
		32,134	177.2	20,559	68.1	33,562	111.9	28,071	265.9	62,891	105.7	2,819	75.5	180,036	118.4
		54,873	161.1	55,665	108.7	63,223	170.3	42,965	280.3	100,655	123.2	9,678	127.0	327,059	144.1
	非 木 造 小	16,098	321.1	2,919	40.9	1,092	63.0	1,249	皆増	2,270	29.9	330	22.3	23,958	104.3
	その他 計	161,645	176.8	70,719	95.4	107,217	121.7	29,104	87.3	81,471	93.5	22,673	120.4	472,829	120.3
	計	177,743	184.3	73,638	90.6	108,309	120.5	30,353	91.0	83,741	88.4	23,003	113.2	496,787	119.4
合計		232,616	178.2	129,303	97.6	171,532	135.1	73,318	150.6	184,396	104.5	32,681	117.0	823,846	128.1

6たばこ税

調定状況 (現年課税分)

(単位: 千円、%)

税額		返還控除等		手持品課税		差引調定額	
金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
1,744,627	97.7	6,318	100.5	0	#DIV/0!	1,738,309	97.7

7 ゴ ル フ 場 利 用 税

調 定 状 況 (現年課税分)

区 分	中 央		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	前年比
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		
施 設 数	3	100.0	4	80.0	2	100.0	1	100.0	3	75.0			13	86.7
課 稅 標 準	67,376 人	100.7	71,571 人	101.0	41,819 人	100.2	13,182 人	108.3	61,896 人	87.4			255,844 人	97.5
非 課 税	18,085 人	108.3	18,822 人	102.8	15,191 人	105.9	1,955 人	101.8	15,111 人	100.2			69,164 人	104.2
税 额	51,228 千円	101.6	37,359 千円	105.6	19,481 千円	101.4	5,273 千円	108.3	28,223 千円	89.2			141,564 千円	100.0

8 自動車税環境性能割及び

調定状況(現年課税分)

(単位:台、千円、%)

区分	新 車				中 古 車				計			
	台数	税額	前年比		台数	税額	前年比		台数	税額	前年比	
			台数	税額			台数	税額			台数	税額
普通乗用車	5,963	613,342	116.9	126.7	1,662	64,716	100.7	105.5	7,625	678,058	113.0	124.3
小型乗用車	6,107	308,789	83.6	88.9	881	20,151	86.5	86.6	6,988	328,940	84.0	88.8
ト ラ ッ ク	2,926	288,447	164.3	161.0	356	14,172	135.4	110.5	3,282	302,619	160.6	157.7
バ ス	141	19,962	185.5	165.8	13	589	144.4	142.6	154	20,551	181.2	165.0
特種用途車	679	106,082	134.5	112.3	99	4,338	86.8	52.3	778	110,420	125.7	107.5
軽自動車	13,262	301,570	94.9	97.6	1,803	17,966	92.6	93.5	15,065	319,536	94.6	97.4
計	29,078	1,638,192	101.2	114.9	4,814	121,932	96.2	97.3	33,892	1,760,124	100.4	113.5

9 自 動 車 稅 種 別 割

(1) 調定状況(現年課税分)

(単位:台、千円、%)

区分	営業用				自家用				計			
	台数	税額	前年対比		台数	税額	前年対比		台数	税額	前年対比	
			台数	税額			台数	税額			台数	税額
ト ラ ツ ク バ (一 般 乗 合) バ (そ の 他) 普 通 乗 用 車 小 型 乗 用 車 三 輪 車 ト レ 一 ラ 一 特 種 用 途 車 貨 客 兼 用 車	7,693 382 837 628 1,427 2,058 5,143 228	244,501 7,016 33,336 7,459 13,436 81,094 191,706 3,043	98.7 99.7 98.2 99.1 93.9 107.0 99.8 94.6	98.9 98.0 101.1 101.6 92.0 102.4 99.3 93.5	39,281 1,184 45,071 185,264 183,875 319 9,989 27,465	669,775 7,609,387 6,281,380 14 115 14,342 204,692 445,999	98.4 95.4 103.7 100.9 95.5 107.8 99.6 99.6	99.5 96.8 100.9 103.6 96.1 103.1 100.2 99.9	46,974 382 2,021 185,892 185,302 2,377 15,132 27,693	914,276 7,016 78,407 7,616,846 6,294,816 95,436 396,398 449,042	98.5 99.7 96.6 103.6 95.5 107.1 99.7 99.5	99.3 98.0 98.6 100.9 96.1 102.5 99.8 99.9
計	18,396	581,591	99.5	99.4	447,391	15,270,761	99.3	98.8	465,787	15,852,352	99.3	98.8

(注) 旧法の自動車税を含む

(2) 定期賦課の状況

(単位:台、千円、%)

区分	営業用				自家用				計			
	台数	税額	前年対比		台数	税額	前年対比		台数	税額	前年対比	
			台数	税額			台数	税額			台数	税額
ト ラ ツ ク バ (一 般 乗 合) バ (そ の 他) 普 通 乗 用 車 小 型 乗 用 車 三 輪 車 ト レ 一 ラ 一 特 種 用 途 車 貨 客 兼 用 車 小 計 米 軍 構 成 員	12,344 525 841 633 1,603 2,215 404 241 18,806	422,643 9,930 33,672 7,521 14,159 92,518 2,603 3,188 586,234	98.7 99.2 102.2 101.3 102.1 99.6 97.3 96.0 99.3	98.3 99.6 102.4 102.0 93.9 100.6 62.8 95.9 98.6	46,979 1,365 45,758 183,883 195,489 992 4,170 27,710 460,603	807,782 107.6 7,813,711 6,671,871 118 20,717 72,526 448,889 15,881,372	99.9 107.6 102.0 100.8 97.4 100.0 96.4 102.0 99.8	100.9 97.5 100.8 103.5 96.2 105.5 75.9 100.6 98.7	59,323 2,206 184,516 197,092 15 3,207 4,574 27,951 479,409	1,230,425 79,430 7,821,232 6,686,030 118 113,235 75,129 452,077 16,467,606	99.7 99.2 102.0 97.4 100.0 102.5 96.5 102.0 99.7	100.0 99.6 100.8 96.2 103.5 101.5 75.4 100.5 98.7
計	18,806	586,234	99.3	98.6	463,397	15,923,663	99.8	98.7	482,203	16,509,897	99.8	98.7

(注) 旧法の自動車税を含む

(3) 自動車保有車両数の推移

(単位：台、%)

区分		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		
		台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比	
貨物車	普通車	自 営	24,877	100.4	24,997	100.5	25,022	100.1	24,951	99.7
		自 営	8,643	98.7	8,606	99.6	8,486	98.6	8,422	99.2
		計	33,520	100.0	33,603	100.2	33,508	99.7	33,373	99.6
	小型車	四輪	45,263	99.7	45,379	100.3	45,044	99.3	44,347	98.5
			680	103.3	689	101.3	675	98.0	651	96.4
		計	45,943	99.7	46,068	100.3	45,719	99.2	44,998	98.4
	三輪	自 営	7	140.0	7	100.0	6	85.7	6	100.0
		計	7	140.0	7	100.0	6	85.7	6	100.0
	被牽引	自 営	194	104.3	185	95.4	190	102.7	203	106.8
		自 営	922	102.8	929	100.8	915	98.5	1,027	112.2
		計	1,116	103.0	1,114	99.8	1,105	99.2	1,230	111.3
乗合車	普通車	自 営	366	94.6	350	95.6	328	93.7	316	96.3
		自 営	1,281	98.4	1,287	100.5	1,292	100.4	1,268	98.1
		計	1,647	97.5	1,637	99.4	1,620	99.0	1,584	97.8
	小型車	自 営	1,587	96.1	1,561	98.4	1,528	97.9	1,463	95.7
		自 営	312	97.2	324	103.8	328	101.2	326	99.4
	計	1,899	96.2	1,885	99.3	1,856	98.5	1,789	96.4	
乗用車	普通車	自 営	186,014	101.5	188,473	101.3	191,752	101.7	194,979	101.7
		自 営	623	96.1	627	100.6	634	101.1	631	99.5
		計	186,637	101.5	189,100	101.3	192,386	101.7	195,610	101.7
	小型車	自 営	215,236	97.6	210,128	97.6	204,306	97.2	198,288	97.1
		自 営	1,644	95.5	1,600	97.3	1,547	96.7	1,459	94.3
	計	216,880	97.6	211,728	97.6	205,853	97.2	199,747	97.0	
特種用途車	普通車	自 営	13,236	99.7	13,254	100.1	13,251	100.0	13,209	99.7
		自 営	5,167	100.5	5,204	100.7	5,171	99.4	5,166	99.9
		計	18,403	99.9	18,458	100.3	18,422	99.8	18,375	99.7
	小型車	四輪	1,378	97.4	1,382	100.3	1,350	97.7	1,354	100.3
			138	103.8	129	93.5	120	93.0	113	94.2
	計	1,516	97.9	1,511	99.7	1,470	97.3	1,467	99.8	
小計			507,568	99.4	505,111	99.5	501,945	99.4	498,179	99.2
軽自動車		456,788	100.0	459,774	100.7	458,659	99.8	458,242	99.9	
大型特殊車		9,813	101.2	10,028	102.2	10,289	102.6	10,366	100.7	
二輪車		27,055	102.7	27,906	103.1	28,411	101.8	28,571	100.6	
計			1,001,224	99.8	1,002,819	100.2	999,304	99.6	995,358	99.6

(注) 各年3月31日現在

10 軽油引取税

調定状況(現年課税分)

(単位: kℓ、千円、%)

区分		中央	中南		三八		西北		上北		下北		計		
			前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
特別徵収によるもの	引渡しに係る軽油の納入数量	407,947	100.4	78,850	99.3	211,802	99.0	5,243	93.8	10,298	107.0	14,227	70.7	728,367	99.1
	課税対象とならない数量	138,547	100.8	27,712	102.7	25,071	94.4						191,330	100.2	
	法第144条の2の規定によるもの														
	法第144条の5第1号の規定によるもの														
	法第144条の5第2号の規定によるもの	18,022	99.1	3,251	87.4	29,005	109.9	746	94.2	501	92.8	2,941	92.3	54,466	103.1
	免税証による納入数量	38,493	100.6	2,175	81.6	32,113	119.3	122	100.4	733	110.5	3,922	40.6	77,558	99.1
	合衆国軍隊への納入数量	11,737	61.5							59	109.0		11,796	61.6	
	計	206,799	97.1	33,137	99.3	86,189	107.9	868	95.0	1,293	102.9	6,863	53.5	335,150	98.2
	差引計	201,148	104.0	45,713	99.3	125,613	93.7	4,375	93.6	9,005	107.6	7,364	101.3	393,217	99.9
	欠減量	特約業者 1.0/100	1,564	102.2	457	99.3	1,220	93.3	44	93.6	90	107.6	73	101.3	3,448
の申告納付によるもの	元売業者 0.3/100	134	111.2				11	110.7					145	111.1	
	計	1,698	102.8	457	99.3	1,231	93.4	44	93.6	90	107.6	73	101.3	3,593	98.9
	差引課税標準量	199,450	104.1	45,256	99.3	124,382	93.7	4,331	93.6	8,915	107.6	7,291	101.3	389,624	99.9
	税額	6,402,349	104.1	1,452,702	99.3	3,992,659	93.7	139,014	93.6	286,166	107.6	234,022	101.3	12,506,912	99.9
	法第144条の2第3項の規定によるもの (燃料炭化水素油販売)														
の申告納付によるもの	法第144条の2第4項の規定によるもの (混和・販売店)														
	法第144条の2第5項の規定によるもの (保有者)														
	法第144条の2第6項の規定によるもの (所有者)														
	法第144条の3第1項第1号・第2号の規定によるもの (自己消費)	255	109.4	236	104.2	300	109.0	40	105.5	384	95.3	256	86.8	1,471	100.0
	税額	8,206	109.4	7,589	104.2	9,626	109.0	1,291	105.5	12,336	95.3	8,209	86.8	47,257	100.0
	法第144条の3第1項第3号の規定によるもの (免税軽油の譲渡)				皆減									皆減	
	税額				皆減									皆減	
	法第144条の3第1項第4号の規定によるもの (免税軽油の用途外消費)					皆減					皆減	1	116.7	1	1.2
	税額					皆減					皆減	7	116.7	7	1.2
	法第144条の3第1項第5号の規定によるもの (特別徵収義務者以外の製造軽油の消費・譲渡)										皆減			皆減	
普通徵収	法第144条の3第1項第6号の規定によるもの (輸入した軽油)														
	税額														
計	課税標準量	199,705	104.1	45,492	99.3	124,682	93.8	4,371	93.7	9,299	107.0	7,548	100.7	391,096	99.9
	税額	6,410,555	104.1	1,460,291	99.3	4,002,285	93.8	140,305	93.7	298,502	107.0	242,238	100.7	12,554,176	99.9

11 徴 収 状 況

(1) 収入未済額の内訳

(単位: 件、千円、%)

区分	中央			中南			三八			西北			上北			下北			計			
	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	
本 税	財産差押	70	4,352	2.4	1	31	0.2	6	670	3.9	3	290	7.4	7	2,736	31.3			87	8,079	3.6	
	換価猶予	36	9,678	5.4	335	4,043	28.8	1	205	1.2				1	56	0.7	2	651	22.0	375	14,633	6.5
	滞納処分の停止	20	1,106	0.6										1	26	0.3	1	20	0.7	22	1,152	0.5
	徴収猶予	1	37,118	20.8														1	37,118	16.5		
	徴収嘱託																					
	交付要求のうち参加差押に係るもの	(2)	(528)	(0.3)														(2)	(528)	(0.2)		
	分納誓約																					
	その他	2,379	119,806	67.2	105	5,152	36.8	113	13,880	79.9	53	3,506	89.1	55	4,530	51.8	33	1,489	50.4	2,738	148,363	65.8
	小計	2,555	173,928	97.5	447	10,351	73.8	128	14,927	86.0	61	3,898	99.1	65	7,398	84.7	38	2,190	74.1	3,294	212,692	94.4
税外(加算金)		40	4,478	2.5	35	3,676	26.2	22	2,438	14.0	7	36	0.9	11	1,341	15.3	3	764	25.9	118	12,733	5.6
計		2,595	178,406	100.0	482	14,027	100.0	150	17,365	100.0	68	3,934	100.0	76	8,739	100.0	41	2,954	100.0	3,412	225,425	100.0

(注) 個人県民税を除く

(2) 差押処分・換価処分の状況

(単位: 件、%)

区分	動産		不動産		電話加入権		債権等		自動車		計		備考
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
差押	2	0.3	3	0.5			582	99.0	1	0.2	588	100.0	
換価	2	0.4					475	99.6			477	100.0	

12 納税証明書等交付件数調

(単位：件)

区分	中央				中南	三八	西北	上北	下北	合計
	中央	青森分室	八戸市駐在	計						
無料	139	714	471	1,324	214	404	139	290	170	2,541
有料	3,709				3,222	2,977	3,952	4,249	1,176	19,285

13 更正・決定の状況（簡税関係）

調定状況（現年課税分）

(単位：人、件、千円、%)

区分	実人員	件数		税額	
		前年比	前年比	前年比	前年比
ゴルフ場利用税		皆減		皆減	皆減
軽油引取税	3	150.0	17	5.2	△ 1,878
産業廃棄物税		皆減		皆減	—
計	3	75.0	17	5.2	△ 1,878

第五 税 率 等

令和6年度県税の税率等

(6. 4. 1現在)

税目	課税標準等	税率	納期
県民税	<p>1 個人 (1) 県内に住所を有する個人…………… 均等割及び所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者 ……………均等割</p> <p>2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 …均等割及び法人税割 (2) (イ) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの ……………均等割 (ロ) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの ……………法人税割</p>	<p>1 個人 (1) 均等割 1,000円 (2) 所得割 4%</p> <p>2 法人 (1) 均等割 イ 次に掲げる法人 ………………年額2万円 a 法人税法第2条第5号の公共法人及び第24条第5項に規定する公益法人等のうち、第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの(同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) b 人格のない社団等(収益事業を行うものに限る。) c 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ※平成20年12月1日以後に開始する事業年度分から適用 d 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(aからcまでに掲げる法人を除く。) e 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びdに掲げる法人を除く。以下ロ～ホにおいて同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもの ロ 資本金等の額が1千万円を超える法人 ………………年額5万円 ハ 資本金等の額が1億円を超える法人 ………………年額13万円 ニ 資本金等の額が10億円を超える法人 ………………年額54万円 ホ 資本金等の額が50億円を超える法人 ………………年額80万円 (2) 法人税割 平成3年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割 5.8% (4.0%) 【1.8%】 ただし、次に掲げる法人で法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のもの 5.0% (3.2%) 【1.0%】 イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ロ 資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。) ハ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの ※()中の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用</p>	<p>1 個人 (1) 賦課徵収は市町村が市町村民税の賦課徵収と併せて行う (2) 納付(納入)期限は市町村民税と同じ</p> <p>2 法人 (1) 確定申告 各事業年度終了日の翌日から2月以内(会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で、法人税について承認を受けているときは3月以内。また、定期総会が3月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超える6月を超えない月数の期間内または3月を超える月数の期間内) (2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人(新設内国法人を除く。)で一定のものについては当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内 (3) 清算法人 (イ) 各事業年度終了日の翌日から2月以内 (ロ) 残余財産確定の日の翌日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われ)</p>

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
		【】中の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用	れるときは、その行われる前日まで) (4) 公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものは4月30日まで
	3 利子割 支払を受けるべき利子等(特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益の分配等)の額	3 利子割 5 %	3 利子割 前月分を毎月10日まで
	4 配当割 支払いを受けるべき特定配当等(一定の上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募の収益の分配、特定目的信託の社債的受益証券の剩余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金、特定投資法人の投資口の配当等)の額	4 配当割 5 % (平成25年12月31日以前は3%)	4 配当割 前月分を毎月10日まで
県民税	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額(源泉徴収口座(=所得税において源泉徴収を選択した特定口座)に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡益、源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益)	5 株式等譲渡所得割 5 % (平成25年12月31日以前は3%)	5 株式等譲渡所得割 前年分を毎年1月10日まで

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
事業税	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 電気供給業、ガス供給業及び保険業…… 各事業年度の収入金額</p> <p>(2) 付加価値割 外形標準課税の対象法人（資本金の額1億円超の普通法人）…… 各事業年度の収益配分額（報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料）+単年度損益</p> <p>(3) 資本割 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の資本金等の額</p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ロ 特別法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ハ その他の法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 (※平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得に対する所得割が廃止となっている)</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 イ 電気供給業（小売電気事業・発電事業、特定卸供給事業（以下「小売電気・発電事業等」という。）を除く）、導管ガス供給業及び保険業を行う法人……【0.9%】((1.0%)) ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.75%> ※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度分から適用 ハ 特定ガス供給業を行う法人…… {0.48%}</p> <p>(2) 付加価値割 イ 電気供給業・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人……0.48%《0.72%》 [1.2%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.37%> ハ 特定ガス供給業を行う法人…… {0.77%}</p> <p>(3) 資本割 イ 電気供給業・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人……0.2%《0.3%》 [0.5%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.15%> ハ 特定ガス供給業を行う法人…… {0.32%}</p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.3%】《3.1%》 [0.7%] ((1.0%)) b a以外の法人…… {1.0%} ……所得のうち年400万円以下の金額 【2.2%】《1.6%》 [0.3%] ((0.4%)) ……所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額 【3.2%】《2.3%》 [0.5%] ((0.7%)) ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【4.3%】《3.1%》 [0.7%] ((1.0%)) ロ 特別法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.6%】((4.9%)) b 小売電気・発電事業等を行う法人……<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】 ((3.5%)) ……所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 【4.6%】 ((4.9%)) ハ その他の法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【6.7%】 ((7.0%)) b 小売電気・発電事業等を行う法人……<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】 ((3.5%)) ……所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額 【5.1%】 ((5.3%)) ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【6.7%】 ((7.0%))</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 確定申告 各事業年度終了日の翌日から2月以内（会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で知事の承認があるときは3月以内。また、定時総会が3月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超える月数の期間内または3月を超える月数の期間内）</p> <p>(2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人（新設内国法人を除く。）で一定のものは当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内</p> <p>(3) 清算法人 (イ) 各事業年度終了日の翌日から2月以内 (ロ) 残余財産確定の日の翌日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで）</p>

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期												
事業税		<p>※【】中の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 《》中の税率は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分に適用 [] 中の税率は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 (()) 中の税率は、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 < > 中の税率は、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 { } 中の税率は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用</p>													
	2 個 人 令和 5 年中の所得 事業主控除 年額 290 万円 事業専従者控除 青色 支払った給与の額 白色 年額 配偶者 86 万円 その他 50 万円	2 個 人 (1) 第 1 種事業 5 % (2) 第 2 種事業 4 % (3) 第 3 種事業 ((4)に掲げるものを除く。) 5 % (4) 第 3 種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 3 %	2 個 人 1 期 8 月 15 日～ 8 月 31 日 2 期 11 月 15 日～ 11 月 30 日 ただし、年の中途中で事業を廃止した場合は隨時												
地方消費税	1 謲 渡 割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 2 貨 物 割 課税貨物に係る消費税額	22/78% (消費税率 (7.8%) 換算で 2.2%)	納付期限は消費税と同じ。 賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収と併せて行う。												
不動産取得税	不動産の取得時の価格 (1) 特例適用住宅の建築については 1 戸につき 1,200 万円 (新築の「認定長期優良住宅」である特例適用住宅を平成 21 年 6 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した場合には 1,300 万円) を控除 (2) 耐震基準適合既存住宅の取得については 1 戸につき、その新築時に控除することとされていた額を控除 ◎ 免 稅 点 土 地 10 万円未満 家 屋 建 築 (新・増・改築) 23 万円未満 その他の (売買等) 12 万円未満	4 % (ただし住宅及び土地について、平成 20 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの取得については 3 %) 次のいずれかの条件に該当する特例適用 (新築) 住宅用の土地を取得した場合、土地の税額が減額される。 (1) 土地と住宅の取得者が同一の場合 イ 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した場合 (同時取得を含む) ロ 土地を取得した日前 1 年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 (2) 土地と住宅の取得者が異なる場合 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合で、次のいずれかに当たるとき イ 土地の取得者が、特例適用住宅が新築された時まで引き続きその土地を所有している場合 ロ 土地の取得者から土地の譲渡を受けた者が、特例適用住宅を新築した場合 特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに行われた場合については、課税標準額を価格の 2 分の 1 の額とする。	随 時												
た ば こ 税	小売販売業者に売渡し等した製造たばこの本数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">喫煙用の紙巻たばこ等</td> <td style="width: 10%; text-align: right;"><u>1,070 円</u></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,000 本</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">旧 3 級品の紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;"><u>1,070 円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,000 本</td> <td></td> </tr> </table>	喫煙用の紙巻たばこ等	<u>1,070 円</u>			1,000 本		旧 3 級品の紙巻たばこ	<u>1,070 円</u>			1,000 本		前月分を毎月末日まで
喫煙用の紙巻たばこ等	<u>1,070 円</u>														
	1,000 本														
旧 3 級品の紙巻たばこ	<u>1,070 円</u>														
	1,000 本														

税目	課 税 標 準 等		税 率		納 期
ゴルフ場利用税	当該ゴルフ場の会員以外の者の平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日)の利用料金。 当該利用料金が二以上定められている場合には、これらのうち最も高い金額。		基 準 項 目		税 率
			1 15,000円以上のゴルフ場		1,200円
			2 12,000円以上15,000円未満のゴルフ場		1,100円
			3 10,000円以上12,000円未満のゴルフ場		1,000円
			4 8,500円以上10,000円未満のゴルフ場		900円
			5 7,000円以上8,500円未満のゴルフ場		800円
			6 6,000円以上7,000円未満のゴルフ場		700円
			7 5,000円以上6,000円未満のゴルフ場		600円
			8 4,500円以上5,000円未満のゴルフ場		550円
			9 4,000円以上4,500円未満のゴルフ場		500円
			10 3,500円以上4,000円未満のゴルフ場		450円
			11 3,500円未満のゴルフ場		400円
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りの数量		軽油1キロリットルにつき 32,100円		前月分を毎月末日まで
自動車税	1 自動車税環境性能割 ◎自動車の取得価額 免 税 点 取得価額50万円以下		営 業 用 0.5~2.0% 自 家 用 1.0~3.0%		登録、届出時申告納付
	2 自動車税種別割				
	自動車の台数	区 分		営 業 用	自 家 用
		乗 用 車		1 ℥ 以下	7,500円 25,000円
		総排気量(ロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積をいう。以下同じ。) ※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車		1 ℥ 超 1.5 ℥ 以下	8,500円 30,500円
		1.5 ツ 2 ツ		9,500円 36,000円	
		2 ツ 2.5 ツ		13,800円 43,500円	
		2.5 ツ 3 ツ		15,700円 50,000円	
		3 ツ 3.5 ツ		17,900円 57,000円	
		3.5 ツ 4 ツ		20,500円 65,500円	
		4 ツ 4.5 ツ		23,600円 75,500円	
		4.5 ツ 6 ツ		27,200円 87,000円	
		6 ツ		40,700円 110,000円	
	電 气		7,500円 25,000円		
税	ト ラ ッ ク	最大積載量1トン以下		6,500円 8,000円	
		ツ 1トン超2トン以下		9,000円 11,500円	
		ツ 2 ツ 3 ツ		12,000円 16,000円	
		ツ 3 ツ 4 ツ		15,000円 20,500円	
		ツ 4 ツ 5 ツ		18,500円 25,500円	
		ツ 5 ツ 6 ツ		22,000円 30,000円	
		ツ 6 ツ 7 ツ		25,500円 35,000円	
		ツ 7 ツ 8 ツ		29,500円 40,500円	

税目	課 税 標 準 等	税 率			納 期	
自動車税	自動車の台数	区分		営 業 用	自 家 用	
		トラック	最大積載量8トン超(8トンを超える1トンまでごとの加算額)	4,700円	6,300円	
			小型自動車に属するけん引車	7,500円	10,200円	
			普通自動車〃	15,100円	20,600円	
			小型自動車に属する被けん引車	3,900円	5,300円	
			普通自動車に属する最大積載量が8トン以下の被けん引車	7,500円	10,200円	
			最大積載量が8トン超の被けん引車(8トンを超える1トンまでごとの加算額)	3,800円	5,100円	
		最大乗車定員が4人以上のトラックで乗用車に準ずるもの(ライトバン等)に対する加算額	総排気量10以下	3,700円	5,200円	
			〃10超1.5ℓ以下	4,700円	6,300円	
			〃1.5ℓ超	6,300円	8,000円	
			電 气	3,700円	5,200円	
		型三 自輪 動の 車小	最大積載量1トン以下	4,500円	6,000円	
			〃〃超	6,800円	9,100円	
		バス	区分		営 業 用	自 家 用
			一般乗用用	その 他		
			乗車定員30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
			〃30人超40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
			〃40〃50〃	17,500円	38,000円	49,000円
〃50〃60〃	20,000円		44,000円	57,000円		
〃60〃70〃	22,500円		50,500円	65,500円		
〃70〃80〃	25,500円		57,000円	74,000円		
〃80〃	29,000円		64,000円	83,000円		
車種用途車	区分		営 業 用	自 家 用		
	主として人の乗用に供する自動車(医療保健用の自動車を除く。)	乗車定員10人以下		乗用車の区分に応じ、それぞれに定める額		
		〃10人超	バスの区分に応じ、それぞれに定める額			
	主として物の運搬の用に供する自動車(医療保健用の自動車及び靈柩車を除く。)	普通自動車及び四輪以上の小型自動車に属するもの	トラックの区分に応じ、それぞれに定める額			
		三輪の小型自動車に属するもの	三輪の小型自動車の区分に応じ、それぞれに定める額			
	医療保健用の自動車(消毒車及び寝具乾燥車を除く。)及び靈柩車	普通自動車に属するもの	10,000円	13,700円		
		小型自動車に属するもの	5,300円	6,800円		
	キャンピング車 ※自家用について は、令和元年10月 1日以後に初回新規登録を受けた自動車	1ℓ以下	6,000円	20,000円		
		1ℓ超1.5ℓ以下	6,800円	24,400円		
		1.5〃2〃	7,600円	28,800円		
		2〃2.5〃	11,000円	34,800円		
		2.5〃3〃	12,500円	40,000円		
3〃3.5〃		14,300円	45,600円			

税目	課 税 標 準 等		税 率				納 期		
自動車税	自動車の台数	区分			営 業 用	自 家 用			
		特種用途車	キャンピング車 ※自家用について は、令和元年10月 1日以後に初回新規登録を受けた自動車	3.5〃 4〃	16,400円	52,400円			
				4〃 4.5〃	18,800円	60,400円			
				4.5〃 6〃	21,700円	69,600円			
				6〃	32,500円	88,000円			
			そ の 他	電 気	6,000円	20,000円			
				普通自動車に属するもの	16,000円	19,000円			
				小型自動車に属するもの	8,000円	9,500円			
	合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車								
	自動車の台数	(イ) 普通乗用車			総排気量4.50以下 〃 4.50超	年額 19,000円 〃 22,000円	(証紙徵収) 毎年4月中		
		(ロ) 小型乗用車				〃 7,500円			
		(ハ) 普通トラック				〃 32,000円			
		(ニ) 小型トラック				〃 7,500円			
		(ホ) 特種用途車 ・主として人の乗用に供する自動車 年額(イ)・(ロ)の区分に応じ、それぞれに定める額 ・主として物の運搬の用に供する自動車 年額(ハ)・(ニ)の区分に応じ、それぞれに定める額							
鉱区税	鉱区の面積	(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 200円 採掘鉱区 〃 年額 400円							
		(2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 (イ) (ロ)の鉱区以外のもの 面積100アールごとに 年額 200円							
		(ロ) 河床に存する鉱区 (鉱業法施行法によるものに限る。) 河床の延長1,000メートルごとに 年額 600円							
		(3) 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 (イ) 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 200 × $\frac{2}{3}$ 円							
		(ロ) 採掘鉱区 〃 年額 400 × $\frac{2}{3}$ 円							
固定資産税	大規模償却資産の価額のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額						1期 4月15日～ 4月30日 2期 7月15日～ 7月31日 3期 12月15日～ 12月25日 4期 2月15日～ 2月末日		
	1.4%								

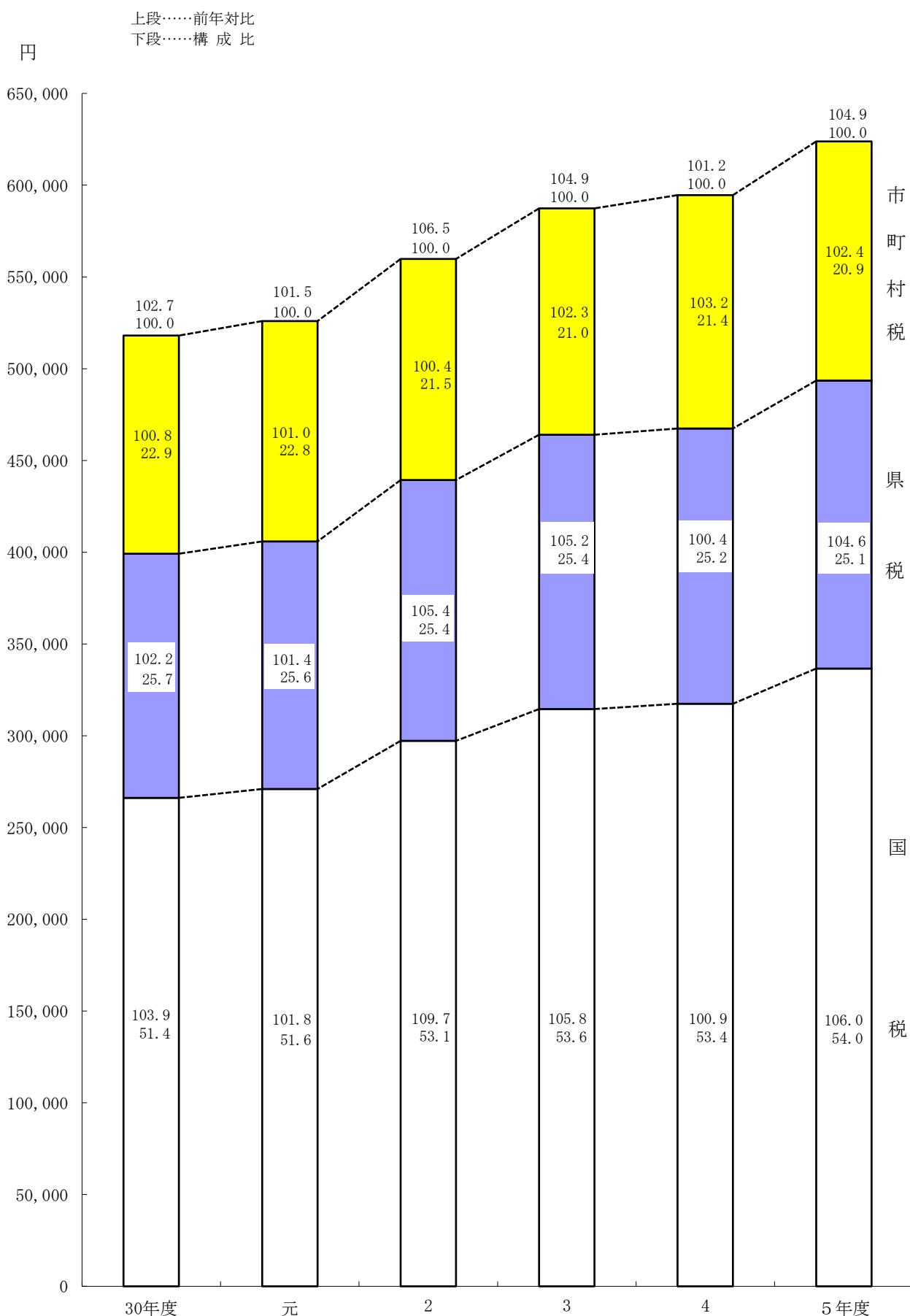
税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	(1) 加工事業者の行う濃縮 課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウランの重量	(1) 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量 1 キログラムにつき 36,500 円	課税標準の算定期間(原子炉設置者の行う核燃料物質等取扱税にあっては、核燃料の挿入がなされた日の属する月)の末日の翌日から起算して2月以内
	(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 課税標準の算定期間の末日における発電用原子炉の熱出力	(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 発電用原子炉の熱出力千キロワットにつき 38,250 円	
	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料の挿入に係る核燃料の価額	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料(既に核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。)の価額の 8.5%	
	(4) 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 課税標準の算定期間内の特定使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(4) 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 特定使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1 キログラムにつき 620 円	
	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1 キログラムにつき 19,400 円	※令和 6 年 8 月 31 日から適用
	(6) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(6) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1 キログラムにつき 1,300 円 (当分の間 8,300 円)	
	(7) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	(7) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量 1 立方メートルにつき 96,500 円	
	(8) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量	(8) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量 1 本につき 2,971,300 円	

税目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
狩 猎	狩 猎 者 の 登 錄	<p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 ① 所得割額の納付を要する者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者(次の③又は④に該当する者を除く。) 16,500 円</p> <p>② 所得割額の納付を要しない者(同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者を除く。)</p> <p>③ 所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者</p> <p>④ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事しているもの 11,000 円</p> <p>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録 ① 所得割額の納付を要する者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者(次の③又は④に該当する者を除く。) 8,200 円</p> <p>② 所得割額の納付を要しない者(同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者を除く。)</p> <p>③ 所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者</p> <p>④ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又は林業に従事しているもの 5,500 円</p> <p>第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 5,500 円</p> <p>対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録 課税免除</p> <p>許可捕獲者又は許可捕獲従事者に係る狩猟者の登録 上記の区分に応じた税率に2分の1を乗じた税率</p>	随時
産業廃棄物税	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000 円	前月分を毎月末日まで

税目	課 税 標 準 等	譲 与 の 基 準	譲与の時期
特別法人事業譲与税	特別法人事業税（国税） (1) 外形標準課税の対象法人 基準法人所得割額×260/100 (2) 特別法人 基準法人所得割額×34.5/100 (3) 資本金1億円以下の普通法人等 基準法人所得割額×37/100 (4) 電気供給業（小売電気事業・発電事業等を除く）、導管ガス供給業及び保険業を行う法人 基準法人収入割額×30/100 (5) 小売電気事業・発電事業等・特定卸供給事業を行う普通法人 基準法人収入割額×40/100 (6) ガス供給業（特定ガス供給業） 基準法人収入割額×62.5/100 ※基準法人所得（収入）割額とは、地方税法の規定によって計算した所得（収入）割額をいう。	特別法人事業税収入額の全額を、財源超過団体においては当該団体に係る基準特別法人事業譲与税額から当該基準特別法人事業譲与税額の75/100に相当する額を控除した額を、財源不足団体においては当該団体に係る基準特別法人事業譲与税額に財源超過団体における控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額を譲与	5月、8月、11月及び2月
地方揮発油譲与税	地方揮発油税（国税） 製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から政令で定める一定数量を控除した数量で、1キロリットルにつき 5,200円	地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
石油ガス譲与税	石油ガス税（国税） 石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量で、1キログラムにつき 17円50銭	石油ガス税の収入額の1/2に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与	6月、11月及び3月
自動車重量譲与税	自動車重量税（国税） 自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車の重量	自動車重量税の収入額の431/1,000に相当する額を各都道府県の自家用乗用車（登録車）の課税台数にあん分して譲与 ※自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は416/1,000（当分の間490/1,000）とされている	6月、11月及び3月
航空機燃料譲与税	航空機燃料税（国税） 航空機に積み込まれた航空機燃料の数量で、1キロリットルにつき 13,000円	航空機燃料税の収入額の4/13に相当する額の1/5に相当する額を空港関係都道府県に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る航空機の延べ重量、旅客数若しくは着陸料の収入額又は騒音世帯数にあん分して譲与	9月及び3月
森林環境譲与税	森林環境税（国税） 国内に住所を有する個人に対して、一人あたり 年額 1,000円 （令和6年度から課税開始）	森林環境税収入相当額の1/10に相当する額を各都道府県の私有林人工林面積で55/100、林業就業者数で20/100、人口で25/100にあん分して譲与	9月及び3月

第六 參考計數等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較



2 県民の租税負担に関する調

(1) 全 国

区分	人 口	国民所得	租 税 負 担 額						租 税 負 担 率						一 人 当 た り 負 担 額					
			租 税 負 担 額			租 税 負 担 率			一 人 当 た り 負 担 額											
			総 額	国 税	地 方 税	総 額	国 税	地 方 税	総 額	国 税	地 方 税	都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計
千人	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	円	円	円	都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計
26	125,410	3,766,776	946,346	578,492	156,835	211,020	367,855	25.1	15.3	4.2	5.6	9.8	754,602	461,280	125,058	168,264	293,322	125,058	168,264	293,322
27	127,111	3,926,293	990,679	599,694	180,222	210,764	390,986	25.2	15.3	4.6	5.3	9.9	779,381	471,787	141,783	165,811	307,594	141,783	165,811	307,594
28	126,937	3,922,939	983,486	589,563	181,140	212,784	393,924	25.1	15.0	4.6	5.5	10.1	774,783	464,453	142,701	167,629	310,330	142,701	167,629	310,330
29	126,714	4,006,215	1,022,847	623,803	183,967	215,077	399,044	25.5	15.6	4.6	5.3	9.9	807,209	492,292	145,183	169,734	314,917	145,183	169,734	314,917
30	126,453	4,030,991	1,049,756	642,241	183,280	224,234	407,514	26.0	15.9	4.5	5.6	10.1	830,155	507,889	144,940	177,326	322,266	144,940	177,326	322,266
元	126,161	4,024,378	1,033,866	621,751	183,437	228,678	412,115	25.7	15.5	4.5	5.7	10.2	819,481	492,823	145,399	181,259	326,658	145,399	181,259	326,658
2	125,669	3,759,929	1,057,586	649,330	183,687	224,569	408,256	28.1	17.3	4.9	5.9	10.8	841,565	516,699	146,167	178,699	324,866	146,167	178,699	324,866
3	125,443	3,953,163	1,142,900	718,811	198,868	225,221	424,089	28.9	18.2	5.0	5.7	10.7	911,091	573,018	158,533	179,540	338,073	158,533	179,540	338,073
4	124,913	4,095,504	1,203,899	763,377	207,352	233,170	440,522	29.4	18.6	5.1	5.7	10.8	963,790	611,127	165,997	186,666	352,663	165,997	186,666	352,663
5	124,342	4,377,775	1,220,082	773,872	209,063	237,146	446,209	27.9	17.7	4.8	5.4	10.2	981,231	622,374	168,136	190,721	358,857	168,136	190,721	358,857
6	123,784	4,528,000	1,247,216	791,899	223,187	232,130	455,317	27.5	17.5	4.9	5.1	10.0	1,007,574	639,743	180,303	187,528	367,831	180,303	187,528	367,831

(資料) 1 国民所得、租税負担額(国税、地方税)…総務省自治税務局「令和7年度地方税に関する参考計数資料」
2 租税負担額(都道府県税)…地方行財政調査会「地方行財政調査資料(都道府県版)」

(注) 1 人口…6年度は国勢調査人口を基礎として算出した推計人口(R6.11.1現在)である。
2 国民所得…6年度は見込数値である。
3 国 税…租税及び印紙収入決算額であり、国税徴収に係る地方消費税相当額を除いた額である。なお、6年度は決算見込額である。
4 地 方 税…6年度は決算見込額である。

(2) 青 森 県

区分	人 口	県 民 所 得	租 税 負 担 額						租 税 負 担 率						一 人 当 た り 負 担 額					
			租 税 負 担 額			租 税 負 担 率			一 人 当 た り 負 担 額											
			総 額	国 税	地 方 税	総 額	国 税	地 方 税	総 額	国 税	地 方 税	都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計
千人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	円	円	円	都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計	都道府県税	市町村税	計
26	1,338	3,219,177	(590,910)	(291,994)	(149,350)	(298,916)	(18.4)	(9.1)	(4.6)	(9.3)	(441,637)	(218,232)	(111,622)	(223,405)						
27	1,323	3,412,447	(620,738)	(313,073)	(160,134)	(307,665)	(18.2)	(9.2)	(4.7)	(9.0)	(469,190)	(236,639)	(121,039)	(232,551)						
28	1,308	3,286,754	(640,115)	(325,715)	(164,158)	(314,400)	(19.5)	(9.9)	(5.0)	(9.6)	(489,385)	(249,018)	(125,503)	(240,367)						
29	1,291	3,347,055	(650,974)	(330,653)	(168,045)	(320,321)	(19.4)	(9.9)	(5.0)	(9.5)	(504,240)	(256,122)	(130,166)	(248,118)						
30	1,274	3,283,930	(659,991)	(339,097)	(169,462)	(320,894)	(20.1)	(10.3)	(5.2)	(9.8)	(518,046)	(266,167)	(133,016)	(251,879)						
元	1,258	3,307,847	(661,604)	(340,928)	(169,648)	(320,676)	(20.0)	(10.3)	(5.1)	(9.7)	(525,917)	(271,008)	(134,855)	(254,909)						
2	1,242	3,176,942	(695,327)	(369,189)	(176,494)	(326,138)	(21.9)	(11.6)	(5.6)	(10.3)	(559,845)	(297,254)	(142,105)	(262,591)						
3	1,225	3,231,915	(719,437)	(385,318)	(183,061)	(334,119)	(22.3)	(11.9)	(5.7)	(10.4)	(587,296)	(314,546)	(149,437)	(272,750)						
4	1,205	3,256,529	(716,471)	(382,483)	(180,710)	(333,988)	(22.0)	(11.7)	(5.6)	(10.3)	(594,582)	(317,413)	(149,967)	(277,169)						

3 令和5年度国税徴収表

(1) 青森県分

(単位:千円、%)

区分	徴収決定済額 ①	収納済額 ②	収納未済額 ③	収納割合 ②/①
所得税	源泉所得税 65,533,776	65,240,121	281,570	99.6
	申告所得税 20,175,674	19,086,206	1,075,182	94.6
	計 85,709,450	84,326,327	1,356,752	98.4
法人税	38,189,811	37,820,188	368,751	99.0
相続税	9,575,800	9,056,401	519,400	94.6
消費税	543	-	543	0.0
消費税及地方消費税	133,532,405	129,087,488	4,356,632	96.7
酒税	625,099	624,983	117	100.0
たばこ税及たばこ特別税	-	-	-	-
揮発油税及地方揮発油税	31,223,837	29,220,274	2,003,564	93.6
その他	4,907,532	4,875,389	32,143	99.3
総計	303,764,476	295,011,049	8,637,902	97.1

(注) 国税庁HP(令和5年度)による。
 「その他」欄には、地方法人税、復興特別法人税、地価税、たばこ税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。
 収納割合は本県において計算したものである。

※ 「源泉所得税」欄には、源泉所得税及び復興特別所得税を含んでいる。
 ※ 「申告所得税」欄には、申告所得税及び復興特別所得税を含んでいる。

(2) 税務署別実績調

(単位:千円、%)

署別	区分	科目別	総計	源泉所得税	申告所得税	法人税	相続税	消費税	消費税及地方消費税	酒税	たばこ税及たばこ特別税	揮発油税及地方揮発油税	その他
		徴収決定済額	収納済額	収納割合	徴収決定済額	収納済額	収納割合	徴収決定済額	収納済額	収納割合	徴収決定済額	収納済額	収納割合
青森	徴収決定済額	93,562,089	21,987,011	5,118,187	8,511,557	2,408,197	246	37,075,661	100,917	-	X	X	
	収納済額	90,480,586	21,886,249	4,834,078	8,349,266	2,352,176	-	35,983,038	100,917	-	X	X	
	収納割合	96.7	99.5	94.4	98.1	97.7	0.0	97.1	100.0	-	-	-	
弘前	徴収決定済額	35,092,358	8,026,976	3,366,726	4,386,024	1,056,627	297	17,486,420	259,156	-	-	510,131	
	収納済額	34,349,276	7,998,471	3,238,618	4,348,459	1,036,313	-	16,960,761	259,156	-	-	507,498	
	収納割合	97.9	99.6	96.2	99.1	98.1	0.0	97.0	100.0	-	-	99.5	
八戸	徴収決定済額	83,147,925	14,748,977	4,559,243	10,182,823	2,862,089	-	35,168,448	88,567	-	X	X	
	収納済額	80,615,795	14,665,254	4,272,137	10,089,167	2,711,254	-	33,893,238	88,567	-	X	X	
	収納割合	97.0	99.4	93.7	99.1	94.7	-	96.4	100.0	-	-	-	
黒石	徴収決定済額	11,438,795	2,311,215	950,456	1,503,005	267,043	-	6,236,117	12,469	-	-	158,491	
	収納済額	11,114,990	2,291,290	899,693	1,489,932	266,739	-	5,997,299	12,352	-	-	157,685	
	収納割合	97.2	99.1	94.7	99.1	99.9	-	96.2	99.1	-	-	99.5	
五所川原	徴収決定済額	19,069,809	4,088,965	1,901,957	2,341,447	809,387	-	9,561,540	8,064	-	-	358,449	
	収納済額	18,171,379	4,066,194	1,810,097	2,311,487	533,763	-	9,086,245	8,064	-	-	355,529	
	収納割合	95.3	99.4	95.2	98.7	65.9	-	95.0	100.0	-	-	99.2	
十和田	徴収決定済額	49,884,130	11,468,838	3,386,068	9,422,636	1,842,039	-	22,608,493	146,442	-	-	1,009,614	
	収納済額	48,995,199	11,441,421	3,166,684	9,395,318	1,825,889	-	22,011,762	146,442	-	-	1,007,683	
	収納割合	98.2	99.8	93.5	99.7	99.1	-	97.4	100.0	-	-	99.8	
むづ	徴収決定済額	11,569,370	2,901,792	893,036	1,842,320	330,417	-	5,395,727	9,484	-	-	196,593	
	収納済額	11,283,825	2,891,241	864,900	1,836,559	330,266	-	5,155,145	9,484	-	-	196,231	
	収納割合	97.5	99.6	96.8	99.7	100.0	-	95.5	100.0	-	-	99.8	

(注) 国税庁HP(令和5年度)による。

「その他」欄には、地方法人税、復興特別法人税、地価税、たばこ税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。

表中の「X」は、仙台国税局統計情報において情報を保護する観点から計数を秘匿されたものである。

収納割合は本県において計算したものである。

4 令和6年度都道府県税決算見込額調

(単位 : 千円)

区分	調定額	収入額	調定額前年比(%)	収入歩合(%)
北海道	682,326,879	674,678,087	103.6	98.9
青森県	153,429,468	152,186,023	103.2	99.2
岩手県	132,901,181	131,417,054	101.6	98.9
宮城県	326,135,813	323,273,764	103.0	99.1
秋田県	102,161,895	101,117,720	103.7	99.0
山形県	117,887,380	116,658,078	99.5	99.0
福島県	253,753,674	250,236,621	99.5	98.6
茨城県	446,000,533	441,067,397	102.9	98.9
栃木県	273,460,305	271,115,775	104.0	99.1
群馬県	291,067,031	288,307,889	105.8	99.1
埼玉県	893,403,639	884,448,811	105.3	99.0
千葉県	1,345,744,434	1,334,496,104	104.5	99.2
東京都	5,529,364,732	5,491,279,577	110.9	99.3
神奈川県	1,441,047,741	1,428,646,158	104.9	99.1
新潟県	293,738,990	292,082,036	103.9	99.4
富山県	166,024,793	164,130,761	107.6	98.9
石川県	177,700,641	175,790,483	107.6	98.9
福井県	142,380,938	141,445,864	105.5	99.3
山梨県	108,078,616	107,321,812	106.5	99.3
長野県	255,420,380	253,733,920	101.4	99.3
岐阜県	275,387,801	271,788,328	102.7	98.7
静岡県	538,025,875	533,750,106	107.4	99.2
愛知県	1,508,584,799	1,496,822,961	112.9	99.2
三重県	310,222,256	307,448,543	104.5	99.1
滋賀県	196,008,866	193,504,240	104.1	98.7
京都府	309,927,854	307,855,106	104.2	99.3
大阪府	1,829,501,557	1,819,242,100	107.5	99.4
兵庫県	884,481,406	876,785,902	105.5	99.1
奈良県	137,504,374	135,801,242	106.1	98.8
和歌山県	101,562,980	100,758,478	96.9	99.2
鳥取県	59,794,299	59,296,653	102.4	99.2
島根県	84,320,907	83,768,446	101.3	99.3
岡山県	288,193,709	285,960,868	108.5	99.2
広島県	347,810,287	343,753,227	106.2	98.8
山口県	202,702,007	201,201,065	100.8	99.3
徳島県	88,051,249	87,292,859	101.3	99.1
香川県	137,977,108	136,821,304	103.0	99.2
愛媛県	183,765,641	182,902,178	106.4	99.5
高知県	70,647,222	70,047,951	103.0	99.2
福岡県	814,937,207	807,377,027	107.5	99.1
佐賀県	103,664,101	102,806,333	103.8	99.2
長崎県	134,485,734	133,374,669	98.9	99.2
熊本県	167,655,067	165,991,502	97.8	99.0
大分県	146,840,778	145,994,997	99.8	99.4
宮崎県	113,147,707	112,023,485	101.6	99.0
鹿児島県	170,503,276	169,046,512	103.5	99.1
沖縄県	166,057,563	163,869,271	107.1	98.7
合計	22,503,790,693	22,318,719,287	106.7	99.2

(注) 出納閉鎖日現在地方行財政調査会調べ

5 令和6年度東北六県県税税目別調定収入状況調

(単位:千円、%)

区分		県民税				事業税		地方消費税		不動産 取得税	たばこ税 ゴルフ場税 軽取税	油税		自動車税			鉱区税 固定税	法定外税 狩猟税	法定外税 旧法による税		県税合計													
		個人		法人利子割 株式等譲渡所得割	個人法 譲渡割	貨物割	自動車税 (~2019.9) 環境性能割 種別割	鉱区税 固定税	法定外税 狩猟税																									
		均等割及び 所得割 配当割	所得割																															
青森	調定額	32,585,643	946,177	1,156,858	2,623,977	163,210	1,111,382	29,247,241	23,812,644	3,021,355	2,193,729	1,738,309	141,564	12,554,705	17,370,582	8,423	1,440,588	15,921,571	2,007	659,803	24,004,185	3,756	92,341	153,429,468										
	収入額	31,567,460	946,177	1,156,858	2,613,984	163,210	1,078,841	29,201,911	23,812,644	3,021,355	2,175,055	1,738,309	141,564	12,517,058	17,289,505	2,133	1,440,560	15,846,812	2,007	659,803	24,004,185	3,756	92,341	152,186,023										
	収入歩合	96.9	100.0	100.0	99.6	100.0	97.1	99.8	100.0	100.0	99.1	100.0	100.0	99.7	99.5	25.3	100.0	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	99.2											
岩手	調定額	34,394,750	913,545	1,253,965	3,302,244	147,212	1,313,117	30,384,974	24,903,138	263,701	2,599,447	1,476,799	264,557	13,304,030	18,276,436	6,853	1,284,991	16,984,592	16,183			13,694	73,389		132,901,181									
	収入額	33,533,770	913,545	1,253,965	3,289,996	147,212	1,256,359	30,346,390	24,903,138	263,701	2,552,323	1,476,799	264,557	12,900,620	18,211,413	399	1,284,991	16,926,023	16,183			13,694	73,389		131,417,054									
	収入歩合	97.5	100.0	100.0	99.6	100.0	95.7	99.9	100.0	100.0	98.2	100.0	100.0	97.0	99.6	5.8	100.0	99.7	100.0		100.0	100.0		98.9										
宮城	調定額	58,877,081	3,197,811	4,263,560	9,289,464	347,405	3,594,502	93,903,078	59,473,852	21,731,081	8,476,522	2,945,701	678,728	22,761,051	35,042,885		2,770,488	32,272,397	2,498		1,127,737	9,300	413,557		326,135,813									
	収入額	56,876,866	3,197,811	4,263,560	9,239,467	347,405	3,432,950	93,634,714	59,473,852	21,731,081	8,383,629	2,945,701	675,345	22,648,289	34,870,002		2,770,488	32,099,514	2,498		1,127,737	9,300	413,557		323,273,764									
	収入歩合	96.6	100.0	100.0	99.5	100.0	95.5	99.7	100.0	100.0	98.9	100.0	99.5	99.5	99.5		100.0	99.5	100.0		100.0	100.0	100.0	99.1										
秋田	調定額	24,883,396	708,462	1,097,564	2,327,882	113,001	940,119	24,250,747	20,868,087	1,191,058	1,492,124	1,147,915	136,508	8,853,630	13,904,309	837	1,113,644	12,789,828	8,430			1,823	236,109	730	102,161,895									
	収入額	24,243,058	708,462	1,097,564	2,321,732	113,001	919,161	24,210,283	20,868,087	1,191,058	1,396,637	1,147,915	136,508	8,623,932	13,893,958	32	1,113,644	12,780,282	8,430			1,823	236,109		101,117,720									
	収入歩合	97.4	100.0	100.0	99.7	100.0	97.8	99.8	100.0	100.0	93.6	100.0	97.4	99.9	3.8	100.0	99.9	100.0			100.0	100.0		99.0										
山形	調定額	30,715,812	1,030,682	1,478,577	2,574,015	131,782	1,257,733	25,443,535	25,345,202	1,209,065	2,008,200	1,156,903	103,815	8,535,024	16,737,938	4,080	1,270,504	15,463,354	2,164			3,162	153,771		117,887,380									
	収入額	29,710,859	1,030,682	1,478,577	2,559,225	131,782	1,219,069	25,393,997	25,345,202	1,209,065	1,947,389	1,156,903	103,815	8,524,470	16,687,946	858	1,270,504	15,416,584	2,164			3,162	153,771		116,658,078									
	収入歩合	96.7	100.0	100.0	99.4	100.0	96.9	99.8	100.0	100.0	97.0	100.0	99.9	99.7	21.0	100.0	99.7	100.0			100.0	100.0		99.0										
福島	調定額	59,149,001	2,431,777	3,137,238	5,777,693	282,645	2,118,417	65,824,026	48,455,698	3,372,702	4,129,973	2,519,034	516,777	22,025,147	31,732,242	92,567	2,090,904	29,548,771	10,373	1,768,565		12,227	490,139		253,753,674									
	収入額	56,984,042	2,431,777	3,137,238	5,719,927	282,645	1,992,106	65,415,568	48,455,698	3,372,702	4,006,558	2,519,034	508,910	21,717,653	31,411,459	10,791	2,090,904	29,309,764	10,373	1,768,565		12,227	490,139		250,236,621									
	収入歩合	96.3	100.0	100.0	99.0	100.0	94.0	99.4	100.0	100.0	97.0	100.0	98.5	98.6	99.0	11.7	100.0	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	98.6											

6 令和6年度市町村税の決算状況調

(1) 県 計

(単位:千円、%)

区分	調定済額				収入済額				徴収率				収入済額Gの対前年度増減率	徴収率G/Cの対前年度増減	
	現年課税分A	滞納繰越分B	合計C	標準税率超過調定額D	現年課税分E	滞納繰越分F	合計G	標準税率超過収入済額H	E/A×100	F/B×100	G/C×100	前年度			
一 普通税	150,068,491	4,326,960	154,395,451	7,237,816	148,840,511	876,453	149,716,964	7,178,322	99.2	99.2	20.3	20.8	97.0	96.9	△ 2.0 0.1
1 法定普通税	150,066,002	4,326,960	154,392,962	7,237,816	148,838,022	876,453	149,714,475	7,178,322	99.2	99.2	20.3	20.8	97.0	96.9	△ 2.0 0.1
(1) 市町村民税	57,987,739	1,536,988	59,524,727	1,712,906	57,515,713	382,486	57,898,199	1,708,837	99.2	99.2	24.9	26.5	97.3	97.3	△ 5.0 0.0
①個人均等割	1,804,083	52,764	1,856,847		1,787,224	13,165	1,800,389		99.1	99.1	25.0	26.0	97.0	97.0	△ 13.3 0.0
②所得割	46,519,378	1,402,767	47,922,145		46,089,774	355,622	46,445,396		99.1	99.1	25.4	26.9	96.9	97.0	△ 7.3 △ 0.1
上記のうち退職所得分	381,649		381,649		381,626		381,626		100.0	100.0			100.0	100.0	10.3 0.0
①法人均等割	3,588,701	42,935	3,631,636	231,007	3,573,763	8,444	3,582,207	230,385	99.6	99.6	19.7	24.3	98.6	98.6	3.0 0.0
②法人税割	6,075,577	38,522	6,114,099	1,481,899	6,064,952	5,255	6,070,207	1,478,452	99.8	99.9	13.6	15.7	99.3	99.2	14.8 0.1
(2) 固定資産税	76,783,026	2,614,626	79,397,652	5,524,910	76,075,095	460,572	76,535,667	5,469,485	99.1	99.1	17.6	17.6	96.4	96.2	0.2 0.2
(7) 純固定資産税	75,875,492	2,614,626	78,490,118	5,524,910	75,167,561	460,572	75,628,133	5,469,485	99.1	99.0	17.6	17.6	96.4	96.1	0.2 0.3
① 土地	17,845,436	705,407	18,550,843	1,595,360	17,656,830	126,607	17,783,437	1,579,372	98.9	98.9	17.9	17.9	95.9	95.6	△ 0.2 0.3
② 家屋	36,325,642	1,321,606	37,647,248	2,707,365	35,968,264	230,888	36,199,152	2,679,631	99.0	99.0	17.5	17.6	96.2	95.9	△ 0.4 0.3
③ 債却資産	21,704,414	587,613	22,292,027	1,222,185	21,542,467	103,077	21,645,544	1,210,482	99.3	99.3	17.5	17.1	97.1	96.9	1.7 0.2
(1) 交付金	907,534		907,534		907,534		907,534		100.0	100.0			100.0	100.0	0.8 0.0
(3) 軽自動車税	4,636,905	159,151	4,796,056		4,588,883	33,395	4,622,278		99.0	98.9	21.0	21.6	96.4	96.1	0.9 0.3
環境性能割	319,770		319,770		319,770		319,770		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 2.4 0.0
種別割	4,317,135	159,151	4,476,286		4,269,113	33,395	4,302,508		98.9	98.8	21.0	21.6	96.1	95.8	1.2 0.3
(4) 市町村たばこ税	10,644,294		10,644,294		10,644,293		10,644,293		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 2.3 0.0
(5) 鉱産税	14,038		14,038		14,038		14,038		100.0	100.0			100.0	100.0	1.3 0.0
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
(7) 保有分		11,993	11,993								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
(8) 取得分		4,202	4,202								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
(9) 遊休土地分															
2 法定外普通税	2,489		2,489		2,489		2,489		100.0				100.0		皆増 皆増
二 目的税	1,535,723	88,296	1,624,019		1,519,804	10,461	1,530,265		99.0	98.8	11.8	15.3	94.2	94.1	0.7 0.1
1 法定目的税	1,535,723	88,296	1,624,019		1,519,804	10,461	1,530,265		99.0	98.8	11.8	15.3	94.2	94.1	0.7 0.1
(1) 入湯税	190,081	1,444	191,525		189,910	181	190,091		99.9	99.9	12.5	4.0	99.3	99.0	6.7 0.3
(2) 事業所税												27.6	27.6		皆減 皆減
(3) 都市計画税	1,345,642	86,852	1,432,494		1,329,894	10,280	1,340,174		98.8	98.7	11.8	15.4	93.6	93.5	△ 0.1 0.1
(7) 土地	559,111	37,113	596,224		552,447	4,312	556,759		98.8	98.7	11.6	15.3	93.4	93.3	0.3 0.1
(8) 家屋	786,531	49,739	836,270		777,447	5,968	783,415		98.8	98.7	12.0	15.5	93.7	93.6	△ 0.4 0.1
(4) 水利地益税															
(5) 共同施設税															
(6) 宅地開発税															
2 法定外目的税															
三 旧法による税	151,604,214	4,415,256	156,019,470	7,237,816	150,360,315	886,914	151,247,229	7,178,322	99.2	99.2	20.1	20.7	96.9	96.8	△ 2.0 0.1
合計(1~3)	20,615,865	5,089,978	25,705,843		19,474,317	985,128	20,459,445		94.5	94.4	19.4	19.1	79.6	78.6	△ 4.0 1.0
国民健康保険税	3,513,881	450,231	3,964,112		3,334,731	119,771	3,454,502		94.9	94.9	26.6	25.7	87.1	86.2	△ 3.3 0.9
国民健康保険料															

(2) 市 計

(単位:千円、%)

区分	調定済額				収入済額				徴収率				収入済額Gの対前年度増減率	徴収率G/Cの対前年度増減		
	現年課税分A	滞納繰越分B	合計C	標準税率超過調定額D	現年課税分E	滞納繰越分F	合計G	標準税率超過収入済額H	E/A×100	F/B×100	G/C×100	前年度	前年度	前年度		
一 普 通 税	113,989,903	3,293,902	117,283,805	7,223,574	113,053,391	701,801	113,755,192	7,164,085	99.2	99.2	21.3	21.7	97.0	96.8	△ 2.1	0.2
1 法定普通税	113,987,414	3,293,902	117,281,316	7,223,574	113,050,902	701,801	113,752,703	7,164,085	99.2	99.2	21.3	21.7	97.0	96.8	△ 2.1	0.2
(1) 市町村民税	47,435,027	1,218,836	48,653,863	1,698,664	47,062,786	304,274	47,367,060	1,694,600	99.2	99.2	25.0	26.8	97.4	97.3	△ 4.5	0.1
① 個人均等割	1,418,143	39,160	1,457,303		1,405,649	9,880	1,415,529		99.1	99.1	25.2	26.4	97.1	97.2	△ 13.1	△ 0.1
② 所得割 上記のうち退職所得分	37,928,937	1,110,071	39,039,008		37,591,722	283,476	37,875,198		99.1	99.1	25.5	27.1	97.0	97.0	△ 7.1	0.0
③ 法人均等割	327,185		327,185		327,185		327,185		100.0	100.0			100.0	100.0	13.6	0.0
④ 法人税割	2,931,288	32,522	2,963,810	227,162	2,919,239	5,817	2,925,056	226,545	99.6	99.6	17.9	26.8	98.7	98.6	3.0	0.1
(2) 固定資産税	54,753,467	1,961,837	56,715,304	5,524,910	54,223,235	373,249	54,596,484	5,469,485	99.0	99.0	19.0	18.5	96.3	95.9	0.0	0.4
(7) 純固定資産税	54,296,763	1,961,837	56,258,600	5,524,910	53,766,531	373,249	54,139,780	5,469,485	99.0	99.0	19.0	18.5	96.2	95.9	0.0	0.3
① 土地	15,267,013	563,694	15,830,707	1,595,360	15,115,451	107,412	15,222,863	1,579,372	99.0	99.0	19.1	18.7	96.2	95.8	△ 0.1	0.4
② 家屋	26,489,059	983,369	27,472,428	2,707,365	26,221,793	185,572	26,407,365	2,679,631	99.0	99.0	18.9	18.6	96.1	95.8	△ 0.4	0.3
③ 償却資産	12,540,691	414,774	12,955,465	1,222,185	12,429,287	80,265	12,509,552	1,210,482	99.1	99.1	19.4	18.2	96.6	96.2	0.8	0.4
④ 交付金	456,704		456,704		456,704		456,704		100.0	100.0			100.0	100.0	0.6	0.0
(3) 軽自動車税	3,477,352	113,229	3,590,581		3,443,313	24,278	3,467,591		99.0	99.0	21.4	22.4	96.6	96.2	1.1	0.4
環境性能割	245,636		245,636		245,636		245,636		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 1.6	0.0
種別割	3,231,716	113,229	3,344,945		3,197,677	24,278	3,221,955		98.9	98.9	21.4	22.4	96.3	96.0	1.3	0.3
(4) 市町村たばこ税	8,315,381		8,315,381		8,315,381		8,315,381		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 2.2	0.0
(5) 鉱産税	6,187		6,187		6,187		6,187		100.0	100.0			100.0	100.0	2.5	0.0
(6) 特別土地保有税																
(7) 保有分																
(8) 取得分																
(9) 遊休土地分																
2 法定外普通税	2,489		2,489		2,489		2,489		100.0				100.0		皆増	皆増
二 目 的 税	1,470,974	86,593	1,557,567		1,455,151	10,366	1,465,517		98.9	98.8	12.0	15.5	94.1	94.0	0.5	0.1
1 法定目的税	1,470,974	86,593	1,557,567		1,455,151	10,366	1,465,517		98.9	98.8	12.0	15.5	94.1	94.0	0.5	0.1
(1) 入湯税	125,332	133	125,465		125,257	133	125,390		99.9	100.0	100.0	30.4	99.9	99.9	7.6	0.0
(2) 事業所税												27.6		27.6	皆減	皆減
(3) 都市計画税	1,345,642	86,460	1,432,102		1,329,894	10,233	1,340,127		98.8	98.7	11.8	15.4	93.6	93.5	△ 0.1	0.1
(7) 土地	559,111	36,981	596,092		552,447	4,298	556,745		98.8	98.7	11.6	15.3	93.4	93.3	0.3	0.1
(8) 家屋	786,531	49,479	836,010		777,447	5,935	783,382		98.8	98.7	12.0	15.5	93.7	93.6	△ 0.4	0.1
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税																
合計(一～三)	115,460,877	3,380,495	118,841,372	7,223,574	114,508,542	712,167	115,220,709	7,164,085	99.2	99.2	21.1	21.5	97.0	96.8	△ 2.0	0.2
国民健康保険税	14,107,038	3,762,031	17,869,069		13,281,474	723,112	14,004,586		94.1	94.1	19.2	18.8	78.4	77.0	△ 3.9	1.4
国民健康保険料	3,513,881	450,231	3,964,112		3,334,731	119,771	3,454,502		94.9	94.9	26.6	25.7	87.1	86.2	△ 3.3	0.9

(3) 町村計

(単位:千円、%)

区分	調定済額				収入済額				徴収率						収入済額Gの対前年度増減率	徴収率G/Cの対前年度増減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	標準税率 超過調定額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合計 G	標準税率 超過収入済額 H	E/A×100 前年度	F/B×100 前年度	G/C×100 前年度					
一 普通税	36,078,588	1,033,058	37,111,646	14,242	35,787,120	174,652	35,961,772	14,237	99.2	99.2	16.9	17.8	96.9	97.0	△ 1.8	△ 0.1
1 法定普通税	36,078,588	1,033,058	37,111,646	14,242	35,787,120	174,652	35,961,772	14,237	99.2	99.2	16.9	17.8	96.9	97.0	△ 1.8	△ 0.1
(1) 市町村民税	10,552,712	318,152	10,870,864	14,242	10,452,927	78,212	10,531,139	14,237	99.1	99.1	24.6	25.3	96.9	97.0	△ 7.0	△ 0.1
① 個人均等割	385,940	13,604	399,544		381,575	3,285	384,860		98.9	98.9	24.1	25.0	96.3	96.3	△ 14.1	0.0
② 所得割	8,590,441	292,696	8,883,137		8,498,052	72,146	8,570,198		98.9	98.9	24.6	25.7	96.5	96.7	△ 8.0	△ 0.2
上記のうち退職所得分	54,464		54,464		54,441		54,441		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 6.2	0.0
① 法人均等割	657,413	10,413	667,826	3,845	654,524	2,627	657,151	3,840	99.6	99.5	25.2	13.3	98.4	98.4	2.8	0.0
② 法人税割	918,918	1,439	920,357	10,397	918,776	154	918,930	10,397	100.0	100.0	10.7	15.7	99.8	99.9	△ 0.5	△ 0.1
(2) 固定資産税	22,029,559	652,789	22,682,348		21,851,860	87,323	21,939,183		99.2	99.2	13.4	14.4	96.7	96.7	0.9	0.0
(7) 純固定資産税	21,578,729	652,789	22,231,518		21,401,030	87,323	21,488,353		99.2	99.2	13.4	14.4	96.7	96.7	0.9	0.0
① 土地	2,578,423	141,713	2,720,136		2,541,379	19,195	2,560,574		98.6	98.5	13.5	14.3	94.1	94.1	△ 0.6	0.0
② 家屋	9,836,583	338,237	10,174,820		9,746,471	45,316	9,791,787		99.1	99.1	13.4	14.4	96.2	96.3	△ 0.6	△ 0.1
③ 償却資産	9,163,723	172,839	9,336,562		9,113,180	22,812	9,135,992		99.4	99.5	13.2	14.4	97.9	97.9	3.0	0.0
(1) 交付金	450,830		450,830		450,830		450,830		100.0	100.0			100.0	100.0	1.0	0.0
(3) 軽自動車税	1,159,553	45,922	1,205,475		1,145,570	9,117	1,154,687		98.8	98.8	19.9	19.7	95.8	95.6	0.5	0.2
環境性能割	74,134		74,134		74,134		74,134		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 4.9	0.0
種別割	1,085,419	45,922	1,131,341		1,071,436	9,117	1,080,553		98.7	98.7	19.9	19.7	95.5	95.3	0.9	0.2
(4) 市町村たばこ税	2,328,913		2,328,913		2,328,912		2,328,912		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 2.6	0.0
(5) 鉱産税	7,851		7,851		7,851		7,851		100.0	100.0			100.0	100.0	0.5	0.0
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(7) 保有分		11,993	11,993								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(1) 取得分		4,202	4,202								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(2) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目的税	64,749	1,703	66,452		64,653	95	64,748		99.9	99.6	5.6	7.4	97.4	96.4	4.7	1.0
1 法定目的税	64,749	1,703	66,452		64,653	95	64,748		99.9	99.6	5.6	7.4	97.4	96.4	4.7	1.0
(1) 入湯税	64,749	1,311	66,060		64,653	48	64,701		99.9	99.6	3.7	0.0	97.9	97.3	4.9	0.6
(2) 事業所税																
(3) 都市計画税		392	392			47	47				12.0	22.2	12.0	22.2	△ 71.5	△ 10.2
(7) 土地		132	132			14	14				10.6	20.0	10.6	20.0	△ 71.4	△ 9.4
(1) 家屋		260	260			33	33				12.7	23.3	12.7	23.3	△ 71.6	△ 10.6
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税	36,143,337	1,034,761	37,178,098	14,242	35,851,773	174,747	36,026,520	14,237	99.2	99.2	16.9	17.7	96.9	97.0	△ 1.8	△ 0.1
合計(1~3)	6,508,827	1,327,947	7,836,774		6,192,843	262,016	6,454,859		95.1	95.1	19.7	20.3	82.4	82.2	△ 4.2	0.2

7 徴収取扱費及び県交付金市町村別交付状況

(単位:千円)

区 分	個人県民税 徴収取扱費	利子付 割合	配交 当付 割金	株式等譲渡所 得割交付金	法人事業税 交付金	地方消費税 交付金			ゴルフ場 利用税交付金	環境性能 割付金	自動車取得税 交付金	計	区 分	個人県民税 徴収取扱費	利子付 割合	配交 当付 割金	株式等譲渡所 得割交付金	法人事業税 交付金	地方消費税 交付金			ゴルフ場 利用税交付金	環境性能 割付金	自動車取得税 交付金	計		
						一般財源	社会保障財源	計							一般財源	社会保障財源	計		一般財源	社会保障財源	計						
市 部	青森市	417,089	15,211	134,689	164,448	512,788	3,490,482	4,097,125	7,587,607	22,687	89,592		8,944,111	北 軽 郡	板柳町	17,297	458	4,101	5,019	13,598	125,887	189,079	314,966		6,790		362,229
	弘前市	244,532	8,882	78,766	96,209	323,615	2,170,706	2,508,162	4,678,868	6,746	58,792		5,496,410	津 中 泊 町	15,666	423	3,777	4,620	13,669	122,269	179,759	302,028		6,694		346,877	
	八戸市	358,136	13,162	116,653	142,461	447,135	2,941,548	3,326,257	6,267,805	1,634	74,592		7,421,578	計	12,581	365	3,230	3,939	13,284	106,017	143,773	249,790		6,986		290,175	
	黒石市	47,654	1,286	11,480	14,045	50,445	373,441	475,619	849,060		12,541		986,511		45,544	1,246	11,108	13,578	40,551	354,173	512,611	866,784		20,470		999,281	
	五所川原市	74,724	2,251	19,930	24,331	91,931	638,592	765,478	1,404,070		24,241		1,641,478	野 上 六 横 東 六 お 計	18,931	603	5,344	6,523	18,867	142,297	184,225	326,522		5,395		382,185	
	十和田市	93,388	3,183	28,151	34,360	111,905	763,722	898,921	1,662,643	11,456	35,128		1,980,214	戸 七 六 横 東 六 お 計	20,962	617	5,478	6,691	21,863	166,236	216,712	382,948		17,622		456,181	
	三沢市	62,887	2,581	22,866	27,921	77,854	513,729	582,903	1,096,632		15,910		1,306,651	北 横 東 六 六 お 計	16,710	509	4,551	5,569	13,109	110,279	155,536	265,815	8,300	8,230		322,793	
	むつ市	81,630	2,952	26,213	32,027	89,609	647,054	805,498	1,452,552		20,460		1,705,443	北 横 東 六 六 お 計	7,783	197	1,756	2,145	7,383	51,903	62,961	114,864		2,564		135,692	
	つがる市	40,029	1,076	9,473	11,547	39,901	330,326	460,551	790,877		19,110		912,013	北 横 東 六 六 お 計	25,107	704	6,242	7,623	23,405	183,172	244,582	427,754		18,666		509,501	
	平川市	45,445	1,144	10,325	12,664	40,634	330,629	455,087	785,716	12,871	24,295		933,094	郡 お 計	17,305	790	7,042	8,610	46,129	225,245	154,345	379,590		7,052		466,518	
	市部計	1,465,514	51,728	458,546	560,013	1,785,817	12,200,229	14,375,601	26,575,830	55,394	374,661		31,327,503	お 計	40,294	1,314	11,757	14,393	35,199	272,802	361,381	634,183		13,915		751,055	
東 津 軽 郡	平内町	15,663	537	4,857	5,958	11,618	103,087	150,756	253,843	13,173	5,451		311,100	計	146,092	4,734	42,170	51,554	165,955	1,151,934	1,379,742	2,531,676	8,300	73,444		3,023,925	
	今別町	2,744	70	637	780	3,015	24,942	34,748	59,690		1,922		68,858	大 下 北 佐 計	8,103	268	2,369	2,890	9,258	61,476	70,241	131,717		2,385		156,990	
	蓬田村	3,503	99	909	1,120	2,895	25,791	37,814	63,605		3,464		75,595	通 風 間 浦 村	8,442	287	2,558	3,127	10,546	73,612	88,658	162,270		4,237	1	191,468	
	外ヶ浜町	6,676	196	1,764	2,161	8,070	61,535	80,409	141,944		3,547		164,358	井 計	2,220	53	480	588	1,858	16,591	24,354	40,945		1,124		47,268	
	計	28,586	902	8,167	10,019	25,598	215,355	303,727	519,082	13,173	14,384		619,911	井 計	2,248	60	540	661	2,452	19,606	26,618	46,224		1,198		53,383	
西 津 軽 郡	鰺ヶ沢町	11,193	308	2,742	3,352	13,066	101,477	134,648	236,125	3,691	6,271		276,748	三 五 田 戸 階 新 計	12,922	351	3,115	3,803	14,007	104,996	135,214	240,210		8,300		282,708	
	深浦町	8,435	209	1,859	2,270	10,236	81,106	109,367	190,473		5,044		218,526	戸 南 部 町	23,067	643	5,680	6,927	21,406	173,799	238,835	412,634		12,734		483,091	
	計	19,628	517	4,601	5,622	23,302	182,583	244,015	426,598	3,691	11,315		495,274	子 町	7,292	190	1,669	2,035	7,561	57,086	73,964	131,050		9,100		158,897	
	西目屋村	1,683	37	331	407	1,971	14,697	18,833	33,530		1,702		39,661	上 階 新 郷 村	25,961	684	6,096	7,454	18,436	168,145	250,255	418,400		14,903		491,934	
	計	1,683	37	331	407	1,971	14,697	18,833	33,530		1,702		39,661	計	19,661	592	5,199	6,332	16,774	141,901	200,930	342,831	11,974	8,520		411,883	
南 津 軽 郡	藤崎町	21,304	579	5,199	6,368	17,737	151,910	216,965	368,875		7,937		427,999	郡 新 郷 村	2,882	67	595	725	2,526	22,386	32,707	55,093		4,822		66,710	
	大鰐町	12,080	274	2,448	2,995	8,699	83,866	129,004	212,870	6,534	5,851		251,751	計	91,785	2,527	22,354	27,276	80,710</td								

8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調

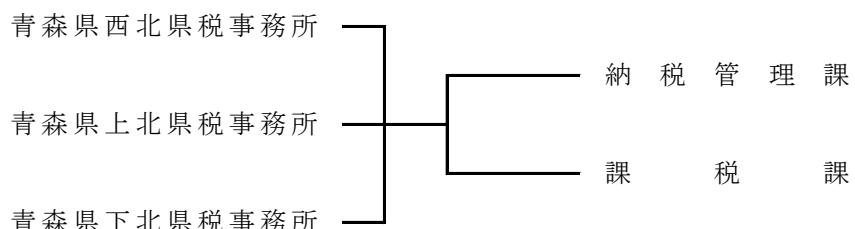
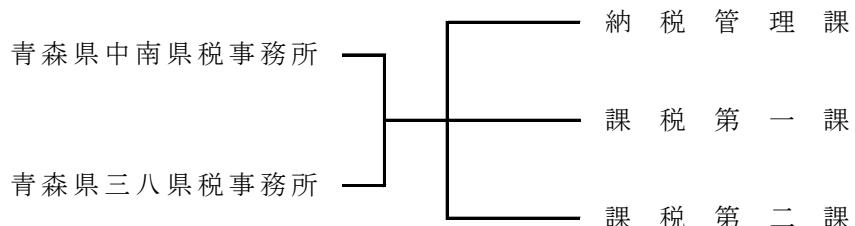
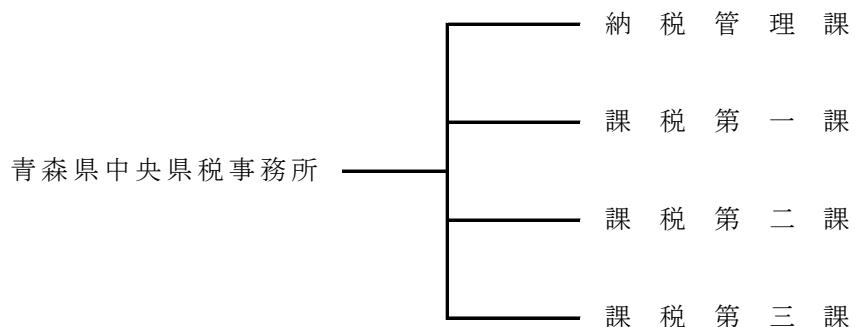
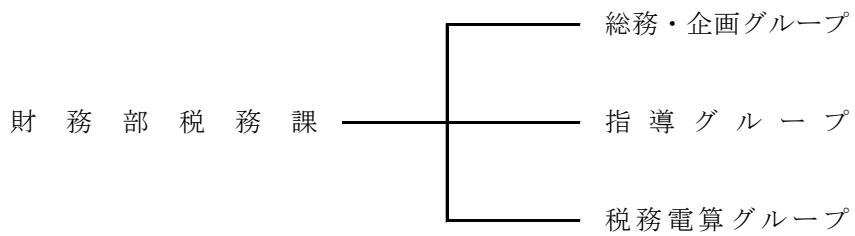
区分		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
市	青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市 つがる市 平川市	○				○					○	○			○
東津軽郡	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町	○		○			○								○
西津軽郡	鰺ヶ沢町 深浦町		○		○				○			○			
中津軽郡	西目屋村							○							
南津軽郡	藤崎町 大鰐町 田舎館村														
北津軽郡	板柳町 鶴田町 中泊町														○
上北郡	野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町			○	○			○	○						
下北郡	大間町 東通村 風間浦村 佐井村									○	○				
三戸郡	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村		○				○					○		○	
完納市町村合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
表彰年度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6

凡例 { ◇ 徴収成績優秀表彰市町村
○ 協力市町村

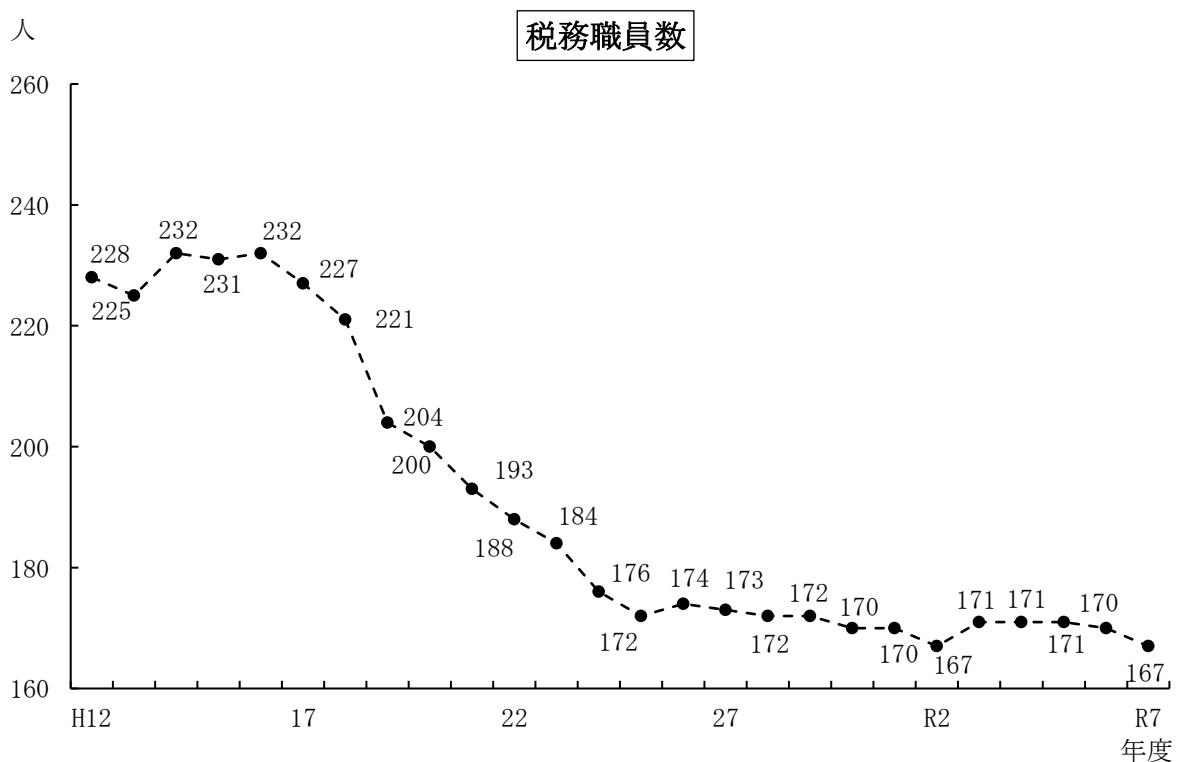
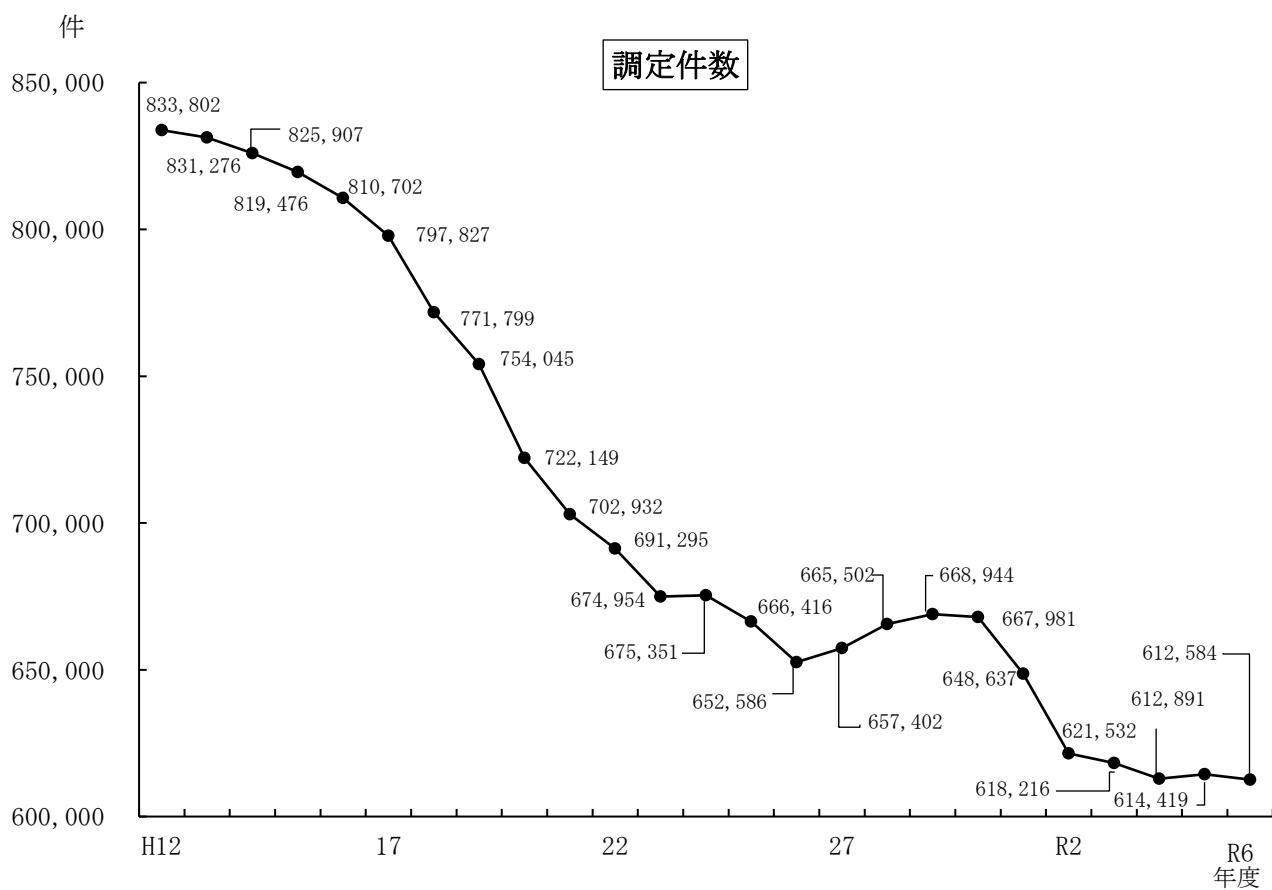
第七 稅務機構

1 税務機構

(7. 4. 1現在)



2 県税調定件数・税務職員数年度別推移



3 税務職員数調

(1) 職種別

(7.4.1現在)

(単位:人)

区分	税務課	中央	中南	三八	西北	上北	下北	計
課長	1							1
県税事務所長		1	1	1	1	1	1	6
次長		1	1	1	1	1	1	6
課長代理	1							1
副参事								0
総括主幹	3	4	3	4	2	1	1	18
課長幹								0
主任幹	3	10	5	4	3	4	2	31
主任査	6	10	6	3	3		1	29
主任事	6	18	7	13	6	12	7	69
主任専門員		2			2			4
主任専門員		1	1					2
専門員								0
計	20	47	24	26	18	19	13	167

(2) グループ(課)別

(単位:人)

区分	税務課	中央	中南	三八	西北	上北	下北	計
課長	1							1
県税事務所長		1	1	1	1	1	1	6
課長代理	1							1
グループ	6							6
総務・企画グループ	6							6
指導グループ	6							6
税務電算グループ	6							6
納税管理課		20	10	10	9	10	7	66
課税第一課		11	5	6				22
課税第二課		7	7	8				22
課税第三課		7			7	7	4	7
課税課								18
計	20	47	24	26	18	19	13	167

4 稅務職員年齢別調

(7.4.1現在)

(単位：人)

区分	税務課	中央	中南	三八	西北	上北	下北	計
20歳未満				1				1
20歳以上24歳以下		4	2	3	2	3	4	18
25〃29〃	4	4	2	6	3	5	2	26
30〃34〃	3	9	4	3	1	4	1	25
35〃39〃	5	4	2	2	1		1	15
40〃44〃	2	2	2	2	2			10
45〃49〃	2	7	5	1	1	2	1	19
50〃54〃	3	8	2	4	1	4	3	25
55歳		1	1	1			1	4
56歳			1	1	2			4
57歳	1	1	1	1	1			5
58歳				1				1
59歳		1	1		1	1		4
60歳		1			1			2
61歳～		5	1		2			8
職員数	20	47	24	26	18	19	13	167
年齢合計	776	2,017	1,013	980	790	697	469	6,742
平均年齢	38.8	42.9	42.2	37.7	43.9	36.7	36.1	40.4

5 税務課及び県税事務所所在地並びに管轄区域

(7.4.1現在)

配置別	所在地	とりまとめ指定 金 融 機 関	管轄区域
税務課	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 (大代表) 017(722)1111 (直通) 017(734)9064		県内一円
青森県中央 県税事務所	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 (県庁舎北棟1階) (大代表) 017(722)1111 (直通) 017(734)9970	青森みちのく銀行 県 庁 支 店	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 分割法人関係、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、個人事業税、たばこ税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、鉱区税及び固定資産税については、県内一円
青森県中南 県税事務所	〒036-8345 弘前市大字藏主町4 (代表) 0172(32)1131 (直通) 0172(32)4341	青森みちのく銀行 親方町支店	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
青森県三八 県税事務所	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (代表) 0178(27)5111 (直通) 0178(27)4455	青森みちのく銀行 八 戸 支 店	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
青森県西北 県税事務所	〒037-0046 五所川原市字栄町10 (代表) 0173(34)2111 (直通) 0173(34)3141	青森みちのく銀行 五 所 川 原 支 店	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町
青森県上北 県税事務所	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 (代表) 0176(22)8111 (直通) 0176(23)4241	青森みちのく銀行 十 和 田 支 店	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町
青森県下北 県税事務所	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (代表) 0175(22)8581 (直通) 0175(22)3105	青森みちのく銀行 む つ 支 店	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村